

大森町における 重立町人の屋敷について

清水 拓生

一、はじめに

本稿では、近世には銀山領を治める代官所であった陣屋町の大森町において、その支配機構の一役を担った有力町人の屋敷地について、現存する資料を基に、その規模や建物配置等について分析するものである。

大森町の町並みに関するこれまでの調査研究として、まずは大森銀山地区を伝統的建造物群保存地区に選定する際に刊行した『石見銀山御料大森の町並調査報告書』がある。ここでは、地区内の建造物の悉皆的な調査に加えて、主要な民家に関する調査報告がされている。また、原宏、渡吉正、高橋宣光により、近世・近代にかけての大森町あるいはその町役人について概略的に説明している。また、町役人に関する研究としては、小林准士が、その職務内容や役割分担について分析を試みている。ここでは、『大森町組頭用留』（文政元年（一八一八）、以下「用留」）、『町役勤向定書』（文政二年（一八一九）、以下「定」）の史料から、大森町には「小前」と区別される「重立町人」が存在することを指摘し、大森町における町役人の選任や郷宿は、この中から選ばれていたとした。それによれば、文政年間頃の重立町人はあわせて19人とされる（表1）。

ここで、文政年間の大森町の様相を知る別の史料として、『町方間数帳』（文政八年（一八一五）、以下「間数帳」）がある。「間数帳」とは、大森町内の屋敷地の台帳であり、これにより各敷地の所有や間口、地目等を確認することが出来る。これを、先述の「重立町人」と照らし合わせると、名前の一致した敷地は、19軒の内12軒であった。これは、「用留」・「定」と「間数帳」

に6年の時期差があるため、相続等により所有が変わったか、あるいは地目が「貸家」の土地に居住していた可能性も考えられるが、現状では定かではない。

さて、この表に記載される重立町人のうち、田儀屋三左衛門（No.2）については平成十三年から平成十七年にかけて行われた重要文化財熊谷家住宅の保存修理工事にあわせて、詳細な調査が実施されている。しかしながら、それ以外の町人に関しては、これまで分析等がされていない。そこで、これらの重立町人のうち、屋敷地に関する史料が残る以下の町人について、紹介したい。

表1 文政年間重立町人一覧（参考：小林2009）

No.	重立町人	場所	種別	間口(間)	役		郷宿
					～文政二年八月	文政二年八月～	
1	幾久屋猶兵衛	宮前	居宅	6.5			
2	田儀屋三左衛門	宮前	居宅	17.53	年寄	年寄	久利組津茂五方所
3	都屋幾之助	宮前	貸家	11.13			大家組
4	美濃屋丈助	下市	居宅	7			
5	原屋条平	下市	貸家	5.25			波積組
6	嘉庭屋兼右衛門	下市	居宅	11.05			
7	熊屋三九郎	下市	居宅	16.35	中市組頭	下市組頭	
8	大吉屋瀬平	下市	居宅	10.06	宮前組頭	宮前組頭、目代	大田組
9	田村屋故左衛門	中市	居宅	5.35	新町組頭	新町組頭	九日市組
10	泉屋正三郎	中市	居宅	17.21			
11	田村屋七右衛門	中市	居宅	8.3			
12	泉屋弥右衛門	駒足	居宅	10.55	年寄、駒足組頭	年寄、駒足組頭	
13	木村屋七郎次	不明				中市組頭	佐摩組
14	吉永屋源七	不明					
15	檜物屋清兵衛	不明					下宿
16	讃岐屋唯十郎	不明					
17	小泉屋徳兵衛	不明					
18	沢田屋謙助	不明					
19	肥後屋周平	不明			下市組頭、目代、庄屋		大家組

①熊屋三九郎（No.7、現青山家）

②泉屋正三郎（No.10、中市泉屋川北家、現大森郵便局）

③原屋条平（No.5、現中島家）

二、家相図等に見る重立町人の屋敷

熊屋三九郎（No.7、現青山家）

青山家（写真1）は、大森町の昭和区（下市）に位置する。かつては上田儀屋熊谷家が当地に居を構えた。大森町で最も有力な商家であった田儀屋熊谷家の分家として知られ、初代清六（熊屋三九郎）が文政六年（一八二三）に郷宿株を本家より継承し、久利組津茂五力所の郷宿をつとめた。その後、昭和三十一年に現在の青山家に所有が移り、住居として改築を重ね、現在に至る。

屋敷は寛政十二年（一八〇〇）の大森大火により消失し、その後再建されたという。屋敷規模を示す資料として、慶応四年の家相図（写真2）が残っており、主屋の一部および土蔵一棟が一致する。昭和十八年の水害により、屋敷地の大部分が被災したものの、主屋等の旧態を保っていることから昭和四十九年（一九七四）に島根県史跡に指定された。

青山家に残る家相図は、横125cm、縦91cmの和紙に描かれている。「熊谷信之殿居宅之図」との



写真1 青山家正面外観

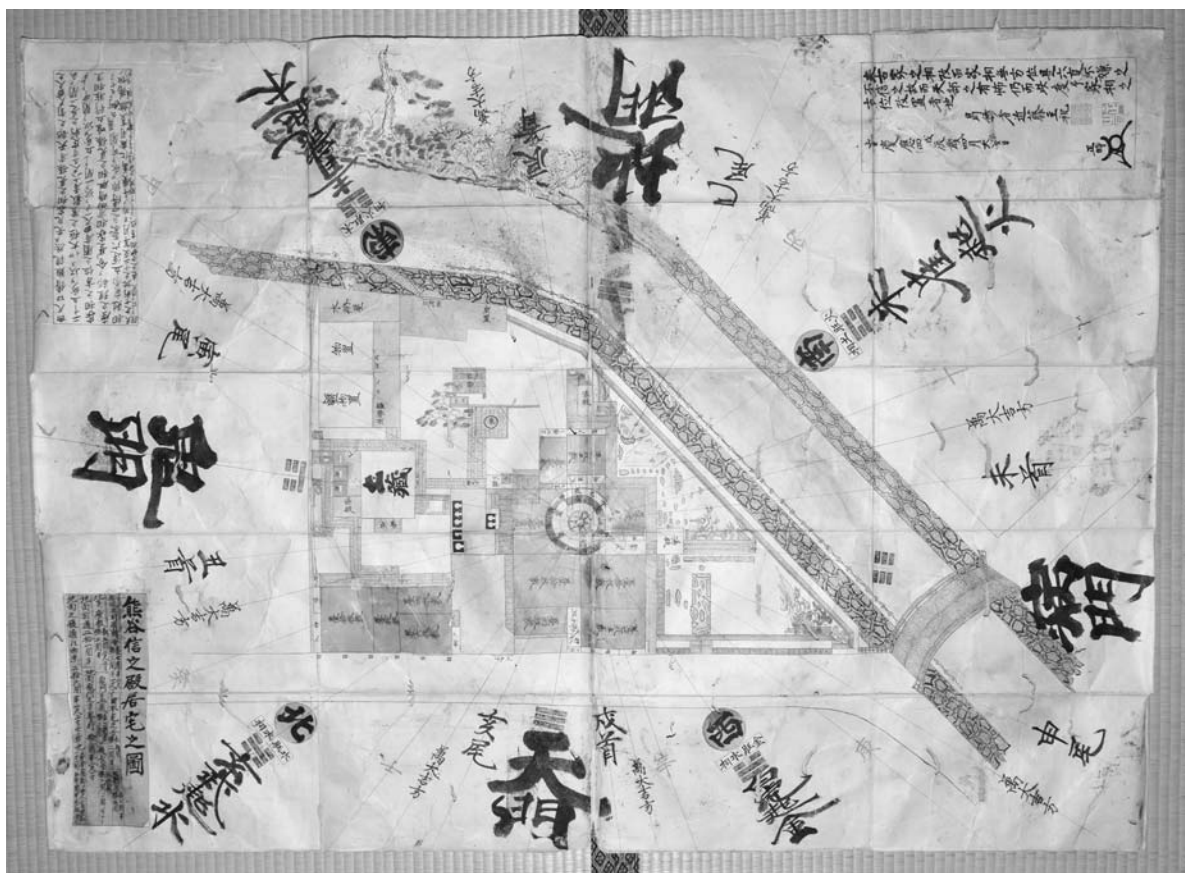


写真2 青山家家相図（慶応四年）

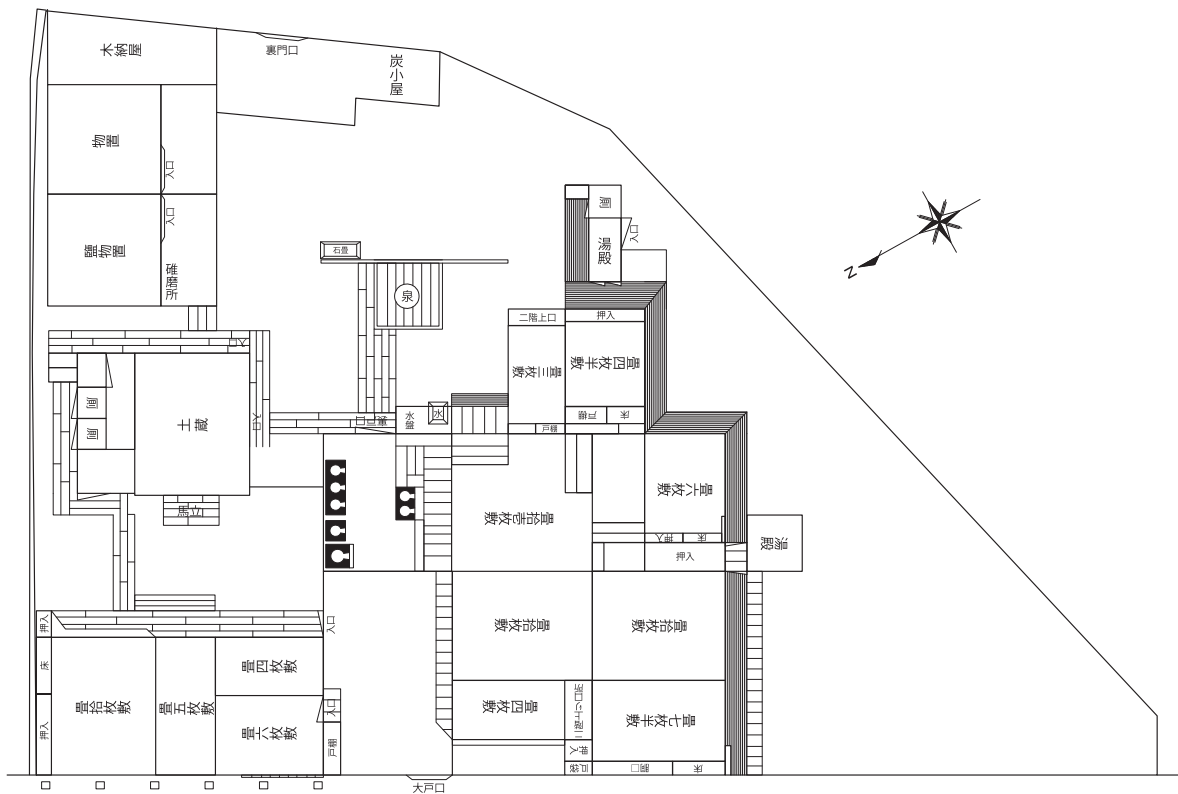


図1 熊谷信之家（現青山家、家相図をトレース）

記載があり、二代信之の頃に作成されたもので、作成時期は慶応四年（一八九六）、郷宿を勤めていた頃のものと同推察される。南北に延びる通りに対し西面する屋敷地は、南側及び東側は北東方向に流れる銀山川に接し、北側を隣地とする。主屋は敷地の西側中央に位置し、その北方には、主屋と接続して付属屋が建ち、表通りとの境界とする。付属屋の背面には土蔵が建ち、その北側に湯殿、厠を設ける。屋敷地裏側には、北側隣地境に東から「鹽（塩）物置」、「物置」、「木納屋」が並び、矩の手に折れて、銀山川沿いに「裏門口」および「炭置」が建つ。主屋南側から敷地背面の「炭置」までは、白壁の土塀が敷地を囲み、通りに面して路地門が開かれている。（写真3）敷地内には湯殿及び厠が、それぞれ三箇所設けられているほか、土蔵の東側の石敷きには「馬立」がある。

「間敷帳」によれば、当該敷地は「三左衛門」（田儀屋）の貸家から「清六」（上田儀屋初代）の居宅として所有が移っている。その間口は19間5尺（16間3尺5寸+3間1尺5寸）となっており、家相図の間口と概ね一致している。現在の状況と比較すると、現存しているのは主屋の表通り側約四間



写真3 昭和初期頃の青山家
（『写真集 よみがえる古民』
（2003、柏書房株式会社）より転載）

と、土蔵のみとなっている。

また、家相図には主屋の表通り側を「前座敷」、主屋北側の通りに面した付属屋を「座敷」との記載があり、敷地正面側に接客空間を配置していることを読み取ることができる。

泉屋正三郎

(No.10、中市泉屋川北家、現大森郵便局)

中市泉屋川北家は、昭和区(中市、現郵便局)に位置していた(写真5)。川北家は、江戸時代初期に吉舎(広島県)より移り住んだ家柄で、屋号を「泉屋」とする。大森町内には大森泉屋川北家(現金森家)と中市泉屋川北家があり、伝承によれば、明和二年(一七六五)に大森泉屋四代の甚右衛門通賀が家督を譲り、中市泉屋の初代として成立している。川北家は文政年間から天保年間を除いて、宝暦年間より波積組の郷宿を勤めており、中市泉屋の成立にあわせて大森泉屋より郷宿を継承している。

現在、屋敷地には大森郵便局が建っており、当時の様相を伺うことは出来ない。しかしながら、川北家の伝承をまとめた『川北家と岡田家の伝承』(岡田順吉編、自主出版)に、明治30年頃の屋敷地について記した資料が残されている。(図2)それによると、宝暦年間頃の建築という主屋のほか、蔵、馬繋ぎ場なども記されている。

南北に延びる通りに対し東面する屋敷地は、背面側は銀山川に接し、南北両側を隣地とする。主屋は表通りに面して敷地の北側に位置し、南側には「玄関前広場」を介して「酒蔵」を配し、隣地境としている。酒蔵の西側には、「向かい座敷」、「米蔵」、「物置」が並び、主屋と接続している。主屋の背面には、「土蔵」、「家族用洗場」が建ち、背面の敷地には塀に沿って、東側に「馬繋ぎ場」、西側に「物置」、「廁」が位置している。また、「赤瓦葺白壁土塀」が敷地の側面・背面の三方を囲む。

「間数帳」によれば、当該敷地は居宅で、「正三郎」(中市泉屋四代)から

「泉屋勘助」(中市泉屋六代)に所有が移っている。その間口は17間1尺2寸となっており、間口は概ね一致している。

主屋には、「来客用表玄関」を設け、通りに面して書院造りの座敷、来客用の便所・洗場を備えるなど、来客を意識した間取りとなっている。また、酒蔵が建ち、伝承では銘柄を「桜川」とし、酒造業を営んでいたとされる。

原屋条平 (No.5、中島家)

中島家(写真4)は昭和区(下市)に位置し、前述の青山家と表通りを挟んで対面する。大田市静間に所在した本家から分家して、江戸時代中後期頃に大森に居を構えたのが、初代とされる。文化七年(一八一〇)に中市泉屋川北家から波積組の郷宿を引受け、天保年間まで勤めた原屋中島条平の居宅で、所有が変わることなく、代々当地に居を構えている。

中島家には、二枚の家相図が所蔵されている。一枚は横60cm、縦135cmの和紙に描かれ、明治二十五年の記載がある(写真6)。もう一枚は横60cm、縦112cmの和紙に描かれていて、年代不明だが、「・・・明午年旧暦五月・・・」

とあり、これも近代のものと思われる(写真7、図3)。二枚の家相図は、表通りに面した貸家に違いがあるかは、概ね一致している。

南北に延びる通りに対し東面する屋敷地は、背面側は山に接し、南北両側を隣地とする。主屋は表



写真4 中島家正面外観

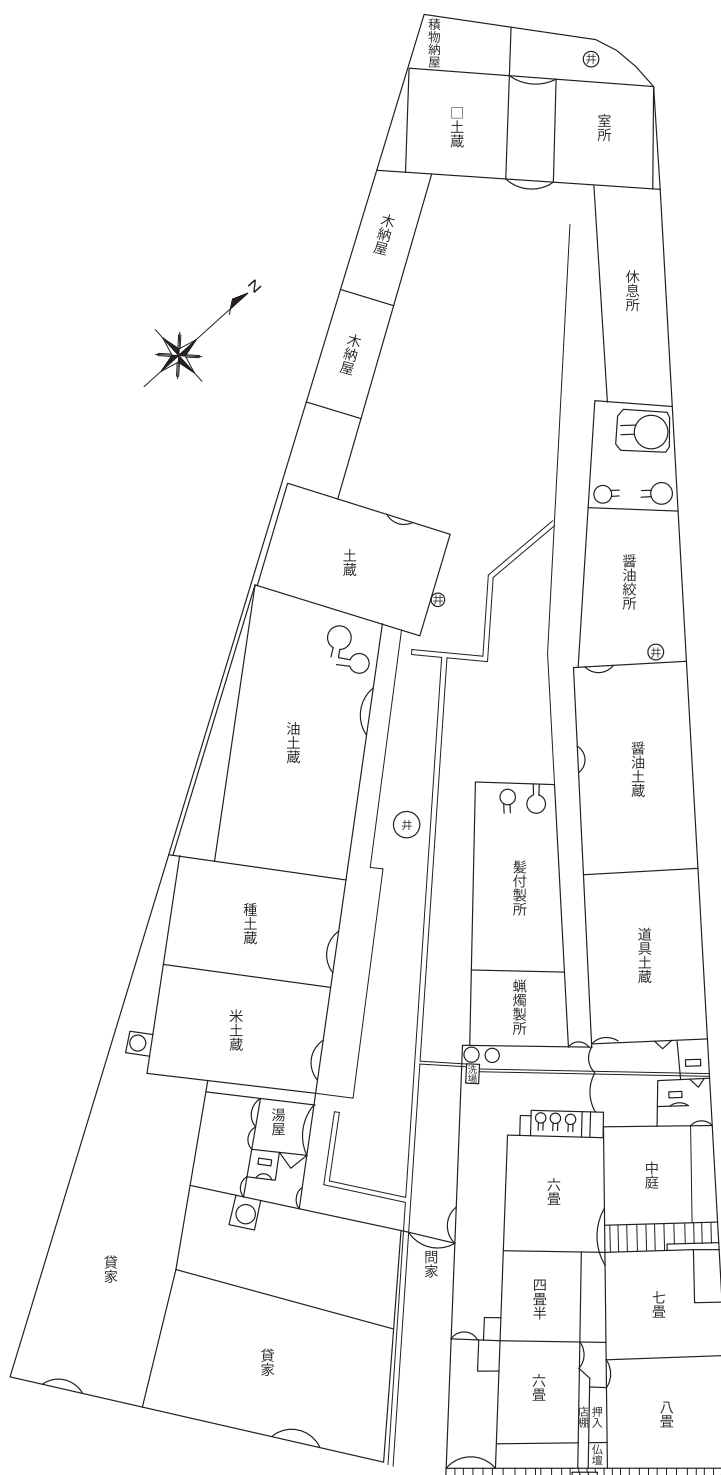


図3 原屋条平家（現中島家、家相図をトレース）

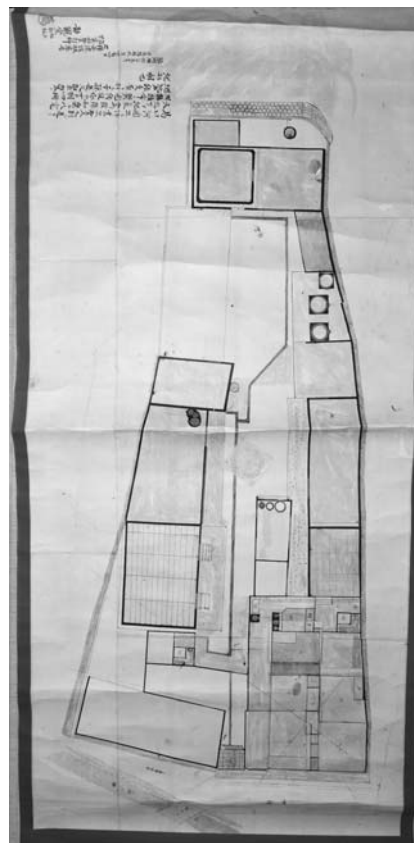


写真6 中島家家相図（明治25年）

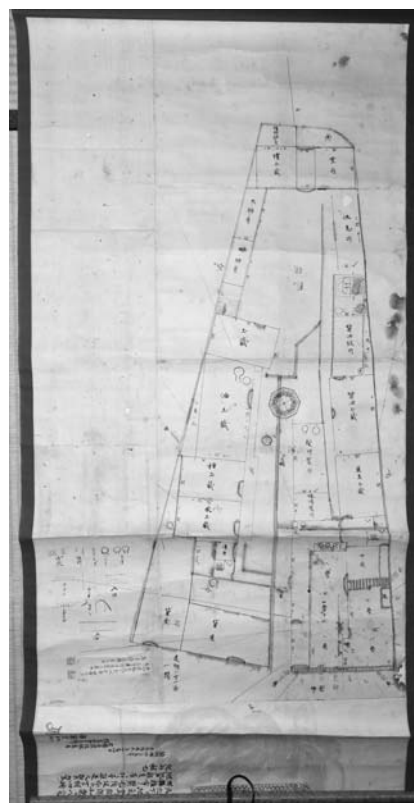


写真7 中島家家相図（近代）

通りに面して敷地の北側に位置し、南側には「貸屋」を配する。主屋の背面には、西側から「道具蔵」、「醬油土蔵」、「醬油詰所」、「休息所」、「室所」が軒を連ね、敷地北側の隣地境とする。敷地南側は、貸屋の背面、東から「米土蔵」、「種土蔵」、「油土蔵」、「土蔵」、「木納屋」、「□土蔵」、「積物納屋」が並び、隣地境とする。また、敷地の中央、道具蔵の南側には「髪付製所」、「蠟燭製所」が建つ。

「間数帳」によれば、当該敷地は居宅のある正面右側は「条平」であるものの、左側は「清六」の所有になっていることから、近代に入ってから、中島家に所有が移ったものと考えられる。敷地には、醬油土蔵や室所など醸造業を営んでいたとされる建物が記載されているほか、髪付製所や蠟燭製所など、多角的に商売を営んでいたことがうかがえる。

三、大森泉屋川北家 — 保存修理工事より —

表1の泉屋弥右衛門（No.12）は、駒の足に位置する大森泉屋川北家である。先述の中市泉屋の本家に当たる家柄で、江戸時代初期より当地に居を構え、年寄、郷宿、拝借人宿もつとめるなど、重立町人の中でも、田儀屋熊谷家に並び有力な商家である。

当家に関しては、所有が二度変わっていることもあり、屋敷地等に関する史料等は見つかっていない。しかしながら、このたび、平成二十七年より事業が始まった主屋の保存修理工事が概ね完了したことから、その成果について報告しておきたい。

泉屋弥右衛門（No.12、大森泉屋川北家、現金森家）

沿革

金森家（写真8）は、駒の足地区に位置する。かつては商家の泉屋川北家が当地に居を構え、酒造業を営みながら年寄、郷宿、拝借人宿を勤めた。明

治三十七年（一九〇四）には銀山町で年寄や山組頭を務めた高橋家に所有が移り、明治四十年（一九〇七）から大正十五年（一九二六）に再び銀山町へ戻るまでの間、川北家と同様に当地で酒造を続けたという。現在の金森家は、医師であった金森氏が昭和六年（一九三一）より「金森医院」を開業し、現主屋を住居兼医院とした。昭和五十三年（一九七八）には別棟の診療所を敷地内に新築し、主屋に居住しながら医院を続けた後、閉院し現在に至る。主屋等の旧態を保っていることから昭和四十九年（一九七四）に島根県史跡に指定された。

屋敷地について

南北に延びる通りに対し西面する屋敷地は、背面側が銀山川、南北を隣地と接する（図4）。主屋は敷地の南西寄りに位置し、その北方へ庭園を介して西土蔵が建つ。主屋と西土蔵の間には通りに面して土塀があり、門が開かれている。主屋の北方東側には東土蔵が建ち、屋敷地裏側にあたる主屋東方には北から旧診療所、井戸小屋、倉庫が建つ。屋敷地の北・東・南境は西土蔵から主屋背面へと至る塀が巡る。東境中央には門を設け、銀山川に架かる橋を介して敷地へ連絡する。屋敷地を構成する建物のうち、主屋と西土蔵は嘉永三年（一八五〇）、東土蔵（写真9）は文化十年（一八一三）の建築であることが棟札から判明している。時代の様相に対応して改変を重ねてきたものの、主屋で確認された板図により、建築



写真8 金森家正面外観（右：主屋 左：西土蔵）

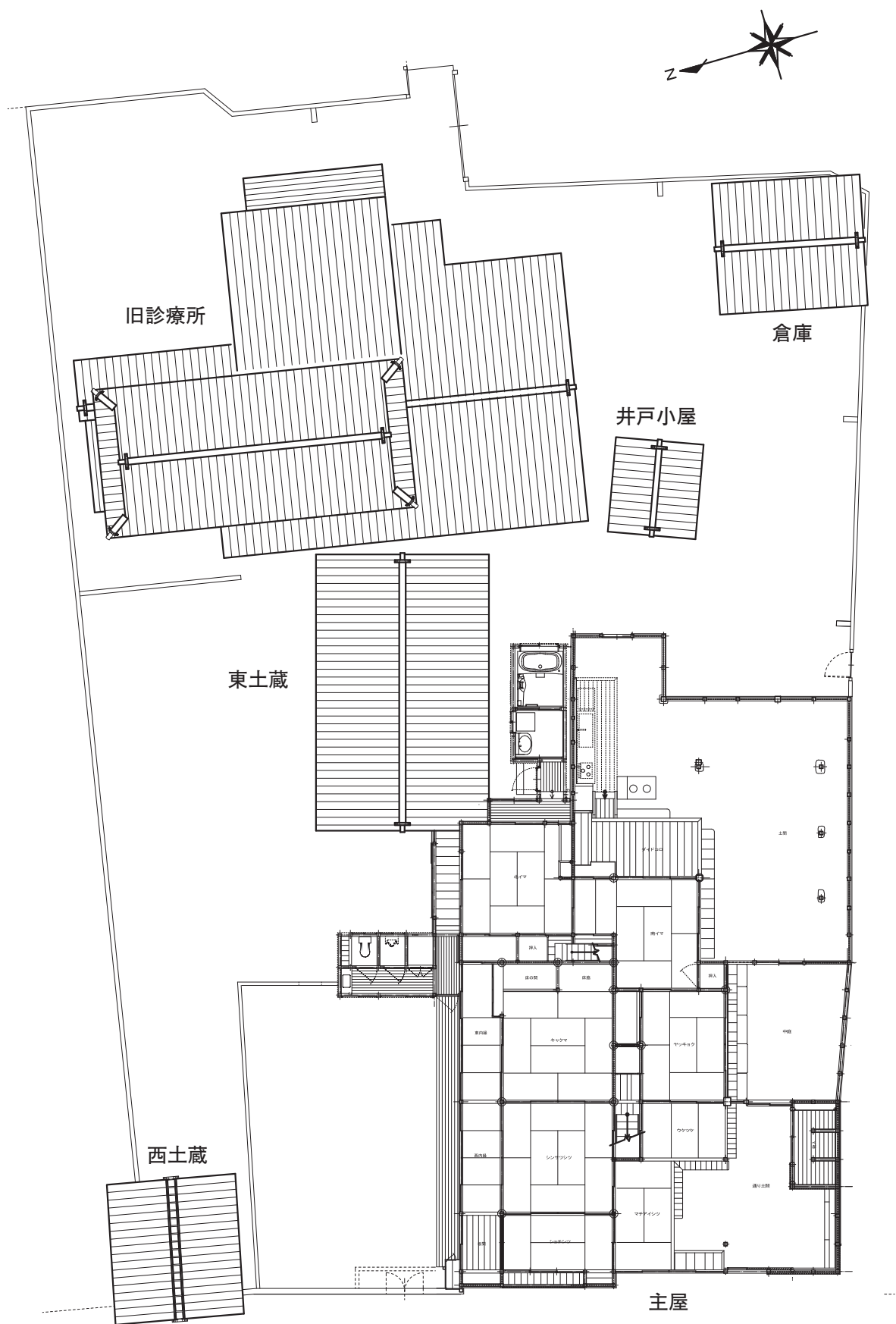


図4 泉屋弥右衛門家（現金森家、実測）

当初の構造及び建物規模を概ねとどめていたことが明らかとなっている。

主屋は、桁行13・3メートル、梁間9・9メートルの平入で、切妻造、棧瓦葺、二階建とし、西面及び北面に庇を巡らせる。背面には桁行10・3メートル、梁間14・7メートルの角屋が突出する。外観は、屋根に石州瓦を葺き、壁を漆喰で塗り込める。内部は、一階は南側を通り土間、北側を南北2列の部屋とする構成になる。二階には部屋を4室配し、そのうちの2室にはトコを設けている。各部屋は、通りに面した平入部分を公用及び商用とし、背面の角屋部分は、主に日常的な用にあてたものと推定される。一階北列正面側の部屋は、通りを背にしてトコを備えていたが、後世の改変によりトコを廃し、開口としている。また、南列正面側は床を廃し土間を拡張しているほか、背面の台所部分も床を廃してカマドを新設している。

主屋は、大森において熊谷家に次いで規模が大きく質も優れた町家建築である。また、嘉永三年（一八五〇）の建築年代が特定でき、二階に座敷をもつ町家建築としては、山陰地方において早い段階のものと考えられる。一階部分は外部に対して閉鎖的な間取りであったことが調査により明らかになっており、これは他の大森町内の有力商家にもみられる特徴と言える。石見銀山御料の中心地として栄えた大森町において年寄や郷宿を勤めた商家であり、江戸時代末期から近代にかけての有力商人の身分や生活の変遷を示す遺構が土地、建物の両面で残っており貴重である。



写真9 金森家東土蔵

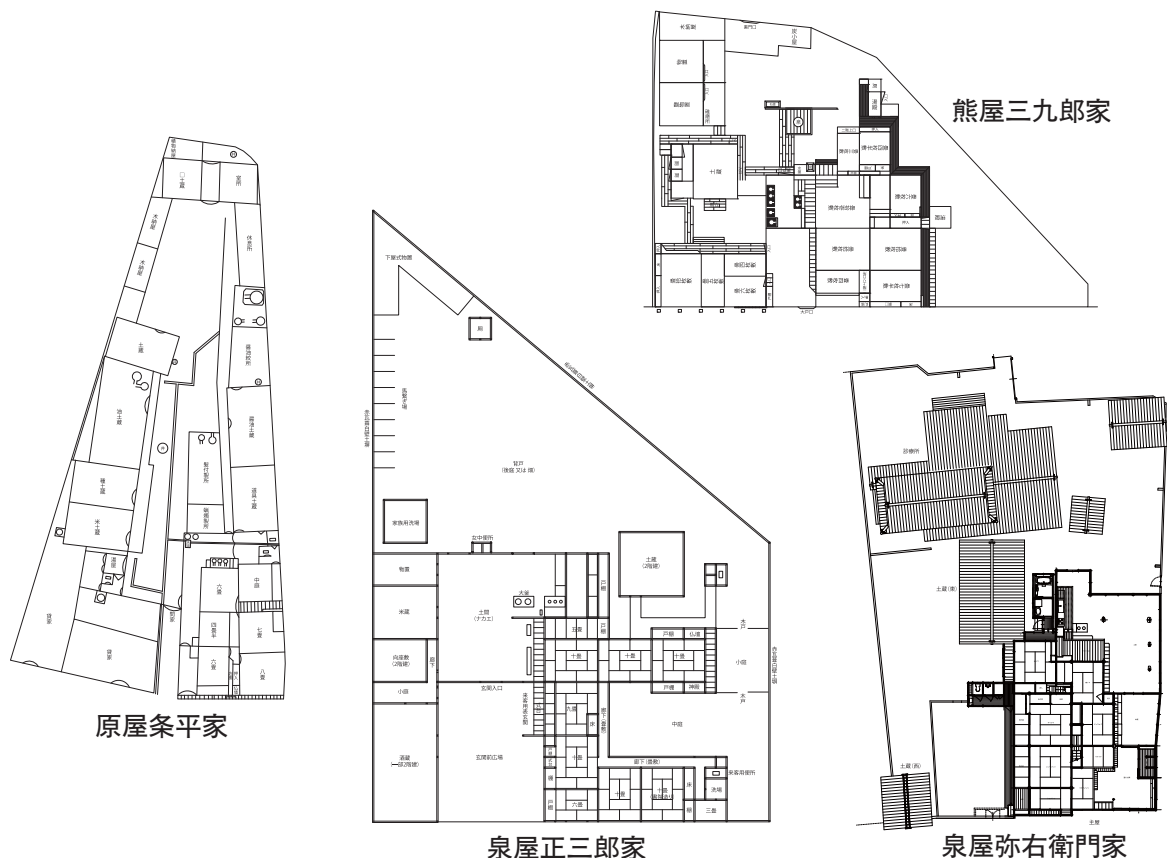


図5 屋敷規模比較

五、おわりに

以上、文政年間の重立町人の屋敷地について、家相図等の史料や修理工事による成果から分析した。今回、対象とした4軒については、いずれも郷宿をつとめていたことが史料により明らかとなっている。中島家については、

近代以降の家相図しか残っていなかったため、他の3軒との比較が難しいが、いずれも間取りの特徴には共通性がみられなかったといえる。しかしながら、間口規模の大きい商家については、表通りに対して閉鎖的な間取りとして座敷を設けるなど、敷地正面側に接客・来客の機能を備えていると言えるかもしれない。例として、表通りの塀に座敷につづく路地門を設けていることや、正面通り側に座敷を設けて、床の間としていたこと（熊谷家、青山家、金森家）などが挙げられよう。中市泉屋川北家においては、表通り側に来客用の座敷を配置する点は共通しているものの、先の3軒とは間取り等は異なる。中市泉屋川北家は、伝承により大森泉屋川北家で郷宿を勤めた四代の甚右衛門通賀が分家をし、中市に屋敷を建てて郷宿を継承している。思い切った解釈をするならば、この中市泉屋の屋敷は、「郷宿」に特化した配置・間取りとは言えないだろうか。今後は、他地域の類例とも比較し、検討する必要があるだろう。

今回は、重立町人に関する史料の中でも、家屋敷に関するものについて、分析を試みた。しかしながら、その家業や由緒、系譜などまだ明らかになっていないことも多い。現在も継続して実施している伝建地区内の建造物修理事業の成果の蓄積も含めて、今後はこの点も研究課題の一つとしたい。

〈参考文献〉

- ・『石見銀山御料大森の町並調査報告書』大田市教育委員会、1975年
- ・『重要文化財熊谷家住宅修理工事報告書』大田市教育委員会、2005年
- ・『岡田家と川北家の伝承』岡田純吉編、発行年不明
- ・『銀の流通と石見銀山周辺地域に関する歴史学的研究』小林准士、2009年

近世後期大森町における

屋敷地割の復原

— 文政八年「町方間数帳」の分析をおして —

生田 光 晴

はじめに

石見銀山の中核に位置する大森町は広義の意味では鉾山町であるが、近世においては幕府領に転じたことにより、大森陣屋（代官所）をはじめ武家屋敷や郷宿など、幕府領特有の建物が集まる町場と化し、銀山町とは異なる発展を遂げた。このことは昭和四十九年に実施された町並み調査『大森の町並報告書』のなかで指摘されており、その後は文献調査を中心に、銀山領支配を担った代官をはじめとする銀山附役人・同心・中間の存在、また町人身分における郷宿・用達・掛屋といった御用請負人の活動や実態について注目されてきた。さらにはこうした職制身分の人々がランダムに集住する「住み分けの曖昧さ」が大森町の特徴とされているが、町全体としての具体的な状況までは未だ把握できていない。

一方、大森銀山地区の重要伝統的建造物群保存地区選定から継続してきた修理修景事業により、町並みを構成する歴史的建造物の種別や個々の履歴、また、工事に伴う地下遺構の試掘や調査を通して、断片的ながらも町並みの成立期にまで遡る発見等も蓄積されてきた。本稿では、このような各分野の膨大な調査研究成果を参考にしつつ、町並みの復原をおして、近世後期の「大森町における住居集合のありかたについて、いまいちど俯瞰してみたい。

本稿で主として扱う史料は、文政八年（一八二五）に作成された「町方間数帳」（写真1）である。当史料の記載内容を分析することにより、連続的

な町並みを構成する各屋敷の地割を復原し、またその土地利用から近世大森町の成立と変遷について、若干の考察を加えることとする。

一 文政八年「町方間数帳」の記載内容と傾向について

文政八年（一八二五）に作成された「町方間数帳」（以下、間数帳と呼ぶ）は、大森地区の家屋敷について宮前組、下市組、中市組、新町組、駒足組の五組毎に、表通り沿いに並ぶ屋敷地について、川下（北）より川上（南）の順に各間口規模をすべて記したものである。具体的な内容については、①表通りに面している方角（東側・西側）、②土地の所有者名、③間口規模（間・尺・寸表記）、④居宅・貸家の種別、⑤水路、路地の幅に至るまで一筆単位で詳細に記されており、その他、位置のわかりにくい屋敷地については必要に応じて追記もなされている。なお③の基準尺は、尺の表記が「五」までしか確認できないことと、幕府領の測地尺は基本的に徳川検知の丈量単位である一間＝六尺で定められたことから、大森町も一間＝六尺が採用されたものと推定される^③。

つぎに、以下の奥書から間数帳を作成した経緯をみてみることにしたい。

右者石見國近摩郡佐摩村之内大森町家鋪数去^ル寛政八年辰年相改候處、年曆相立町屋敷間数入柱^ホ有^レ之候二付、今般地主町役人一同立會巨細相改候處、書面之通相違無^レ之小前一同名下^江致調印置候間、向後質流地又者讓地^ホ相成候節者、地主名前相改印形取置後年至紛敷儀無^レ之様可致候依之奥書致印形置候、以上

文政八年^{乙酉}八月

年寄 泉屋弥右衛門（印）

同 田儀屋三左衛門（印）

組頭 田儀屋清六（印）

同庄屋 大吉屋 瀬平（印）

兼目代 木村屋七郎治（印）

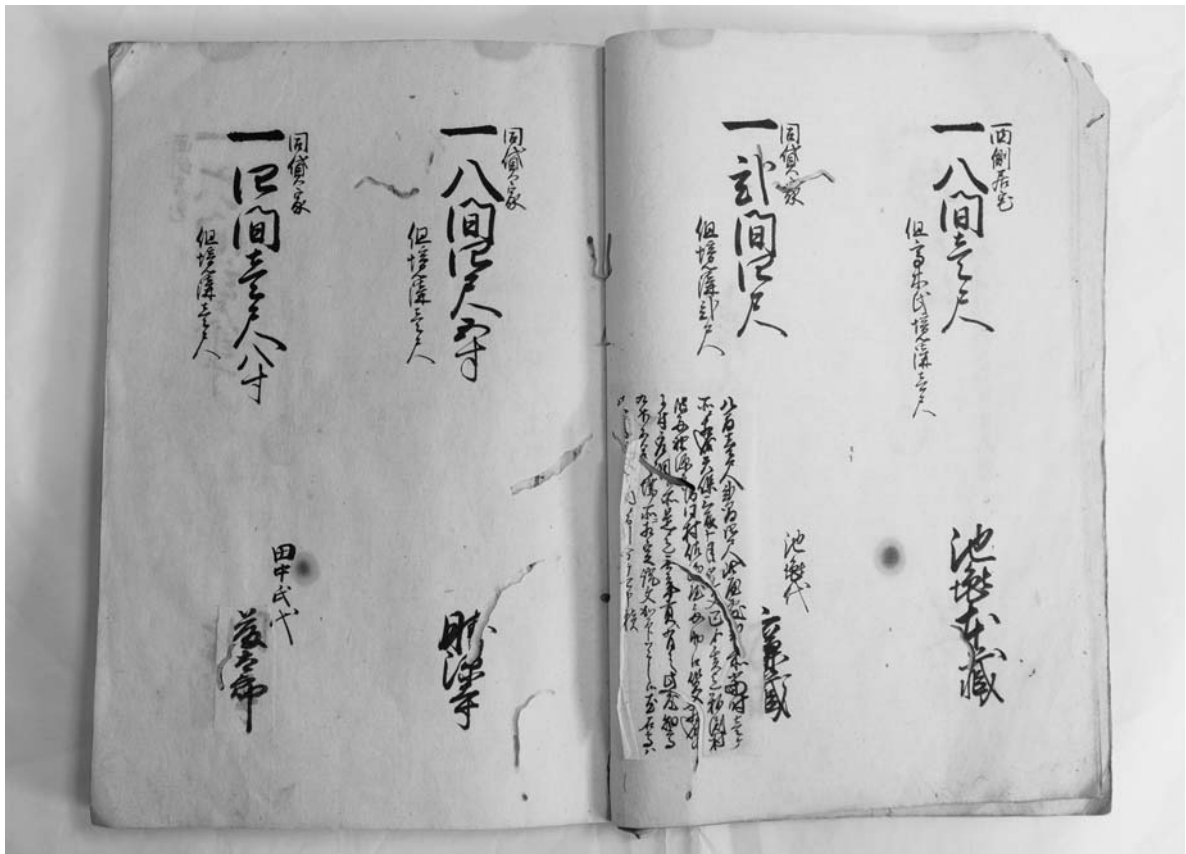


写真1 町方間数帳（宮ノ下部分）

奥書によると間数帳は、寛政八年（一七八三）に大森町の家屋敷数を改めてから三〇年余りが経過した文政八年に再び更新されたもので、敷地境については土地所有者（地主）と役人で立会して定めたことがわかる。それ以降の「質流」あるいは「譲地」の際にはその都度間数帳に記載し更新するといった、現在でいう土地台帳のようなもので、町年寄や組頭など有力町人の連署と印鑑が押されていることから大森陣屋で管理された正式な文書と考えられる。事実、当史料には明治初年頃まで貼紙が重ねられており、土地所有者の更新は基本的にこの間数帳で把握されたものとみられる。

なお、大森町は、寛政十二年（一八〇〇）の大火で駒足の栄泉寺付近より下手の建物は焼失しており、「大森町組頭用留 宮前組」によれば、このときにそれまでの間数帳（寛政八年作成）も焼失した可能性がある^④。いずれにしても、文政八年に再度作成された間数帳は、大火後に復興した町並みの状況ということになる。

二 屋敷地の特定と街区の復原

（一）記載内容の傾向

間数帳に記載される間口寸法を整理したのが表1である。その記載順序は、表通りに面した屋敷地を北より南へ向かいながら、屋敷地の所有者と間口を東西両面の数筆ずつ記録する方法で行われ、各組ごとにまとめられる。

この丈量の傾向を把握し、現在の地図（五百分の一）と照合することで、文政八年時における屋敷地割の復原図を作成した（図1-3）。屋敷地の変更が大きい箇所や間数帳の測定精度の関係からか、必ずしも寸法どおりに地図へ落とし込めない箇所も認められるが、地図上で確認できる地割線に合わせ、北より順に記載寸法を並べていくと、概ね現況に残る地割線と合致する結果となった。また、屋敷地の奥行規模と後背地との境界については間数帳に記載がないため、現況の地図から斜面の始まる等高線や銀山川の護岸を一応

の屋敷境とした。

(二) 参考資料

間数帳による屋敷地割復原作業のほかに、寺社の位置や街区形状を確認するため、以下の絵図を参考にして、可能な限り正確な復原に努めた。

「大森町絵図」(写真2、大田市教育委員会所蔵) 銀山附役人を勤めた山中家に残された絵図で、作成年代は役人の名から文化年間頃と推定される。地割復原図作成にあたっては、当絵図の寺社の記載や路地の位置などを現況地図と照合する際に参考とした。なお、当絵図に記された武家屋敷は、すべて銀山附役人の住宅と目され、銀山附同心の名前までは記されないところは注意が必要である。

「石見國巡摩郡佐摩村大森町市街屋敷番号図面」(写真3、広島大学附属図書館所蔵) 明治九年(一八七六)の大森町の屋敷地に地番を付した屋敷割図である。当絵図は街区の中の屋敷地割が描かれており、当時の屋敷地を把握することができる。「大森町絵図」と同様に路地の位置を比較しながら、特に宮ノ前付近の銀山川沿いにみられる町屋敷については当図を参考に復原した。

「両陣内麓絵図」(写真4・5、石見銀山資料館所蔵) 当絵図を分析した渡吉正氏の「石見銀山御料大森代官所遺跡と天保十二丑年の両陣内麓絵図」によれば、表紙に「天保十二丑年十二月 両陣内麓絵図二枚入、調入岡田屋七郎次」と記されており、代官の岩田鋤三郎支配時に岡田屋七郎次によって作成されたものという。ちなみに岡田屋は、佐摩組拾八ヶ村の郷宿を努めた商家である(後述)。復原に際しては、当絵図に記された屋敷の各辺の寸法を基準にして現況の地図に陣屋の位置を照合した。陣屋については、現在の石見銀山資料館と中村ブレイスの敷地を含む範囲と合致する。向陣屋は現在の県道が馬場にあたり元井戸神社の石垣部分も同じく石垣と記されていることが注目され、その南隣に「御銀蔵」が位置したことが確認できる。

また現在資料館前に架かる栄橋は、当時はなく、絵図の内容からもう少し南に架かっていたようである。

「中間屋敷図」(写真6、大田市教育委員会所蔵) 「大森町絵図」と同様、山中家に所蔵されていた屋敷図で、向陣屋北側の路地に面した中間長屋を描いたものである。作成時期は不明ではあるが、恐らく近世末期頃のものと思われる。復原図作成に際しては、長屋の軒数を参考にした。通常長屋は間口規模を一軒につき二間半としていることから、現存する長屋に合わせて屋敷図の軒数分を地図へ落とし込んだ。

(三) 間数帳各組の解説

以上の補足史料と間数帳から大森町各組の地割復原作業について、その手がかりとなった根拠について若干の解説を付して覚書としておきたい。なお、以下のNo.表記は、表1で付した各組における屋敷番号と対応している。

宮前組 当組は城上神社を境に「宮ノ下」と「宮ノ前」からなる。宮ノ下は六筆、宮ノ前の二十五筆で合計三十一筆を数えるが、宮ノ下及び宮ノ前の一筆は現況からは屋敷地として地割を確認できない箇所があり、部分的な手ばかりからの推定作業となった。

宮ノ下 (No.1～6) 大森町絵図から「高木直蔵(役人)」と「社家」屋敷の存在を確認でき、間数帳の六筆はすべて西側と記されることから、表通りの山手側に屋敷地が存在したことは想定できる。しかしながら現在の当地には、表通りに面した位置に家屋が一軒と、その他は田畑へと地目が変更されているため、江戸後期の屋敷規模を連続的に把握できない状況であった。とくに起点となるNo.1の屋敷地の位置が重要となるが、現況からはその特定が難しい。この不明な箇所については発掘調査報告書の成果を援用してみた。

当地区は、県道敷設に伴い平成十四年度に発掘調査が行われている^①。その成果によると、道路境界の土塀跡や、裏手へ台所とみられる石敷の土間等、

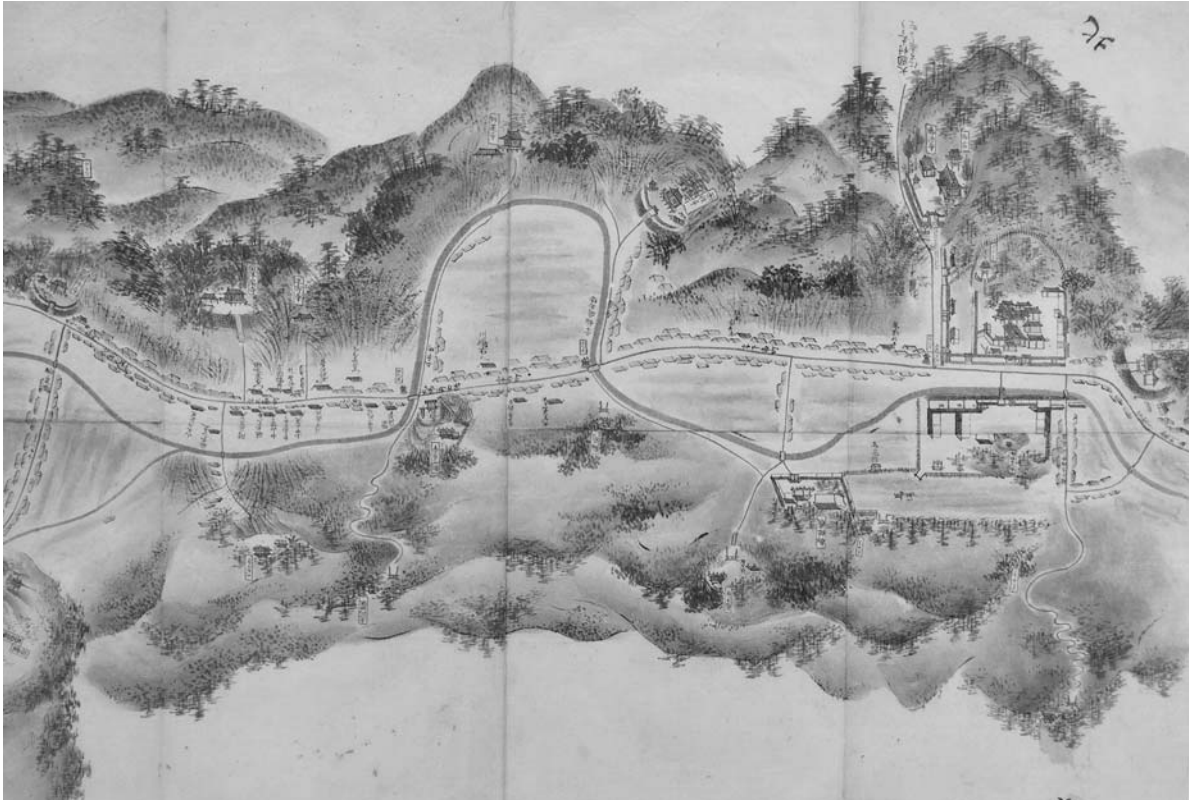


写真 2 大森町絵図（部分）

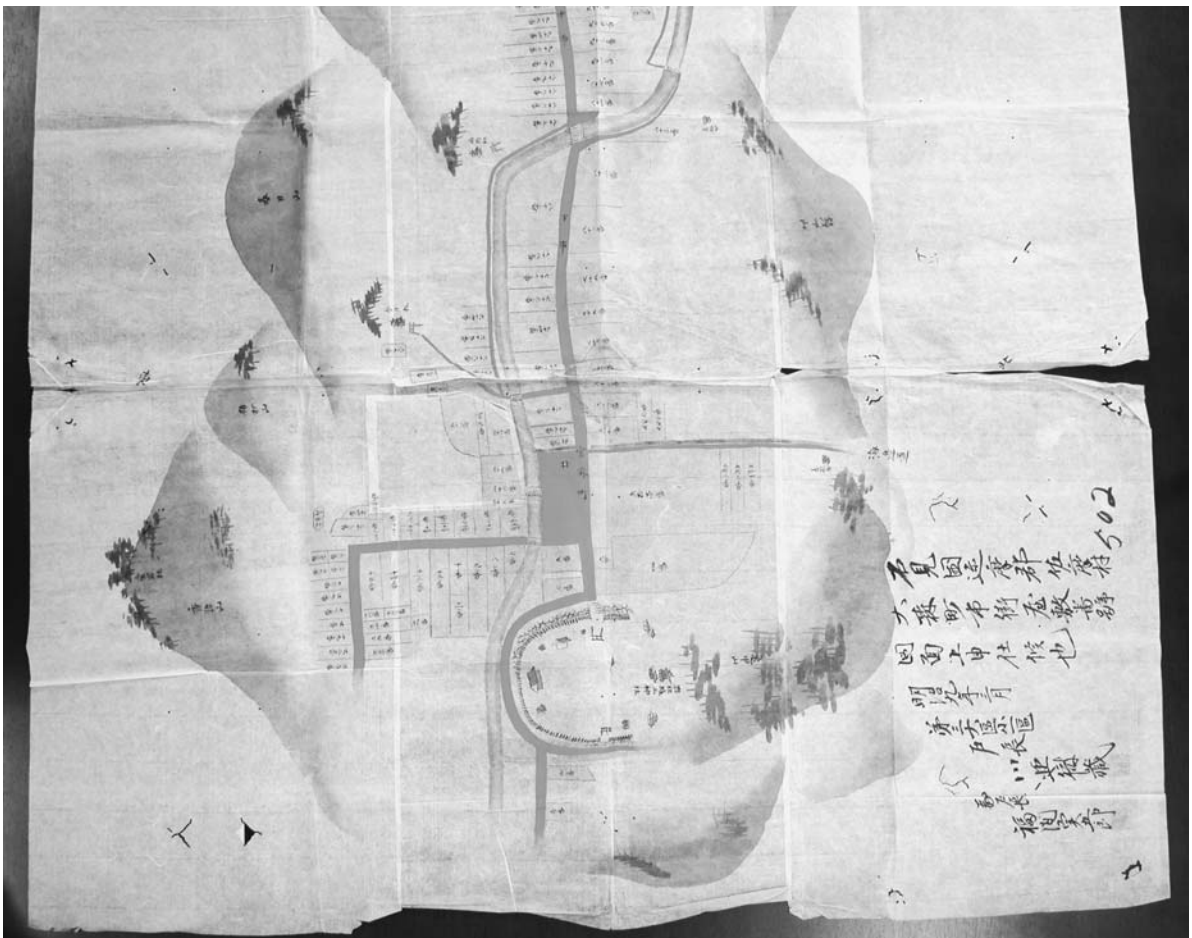


写真 3 石見國彦摩郡佐摩村大森町市街屋敷番号図面（部分）

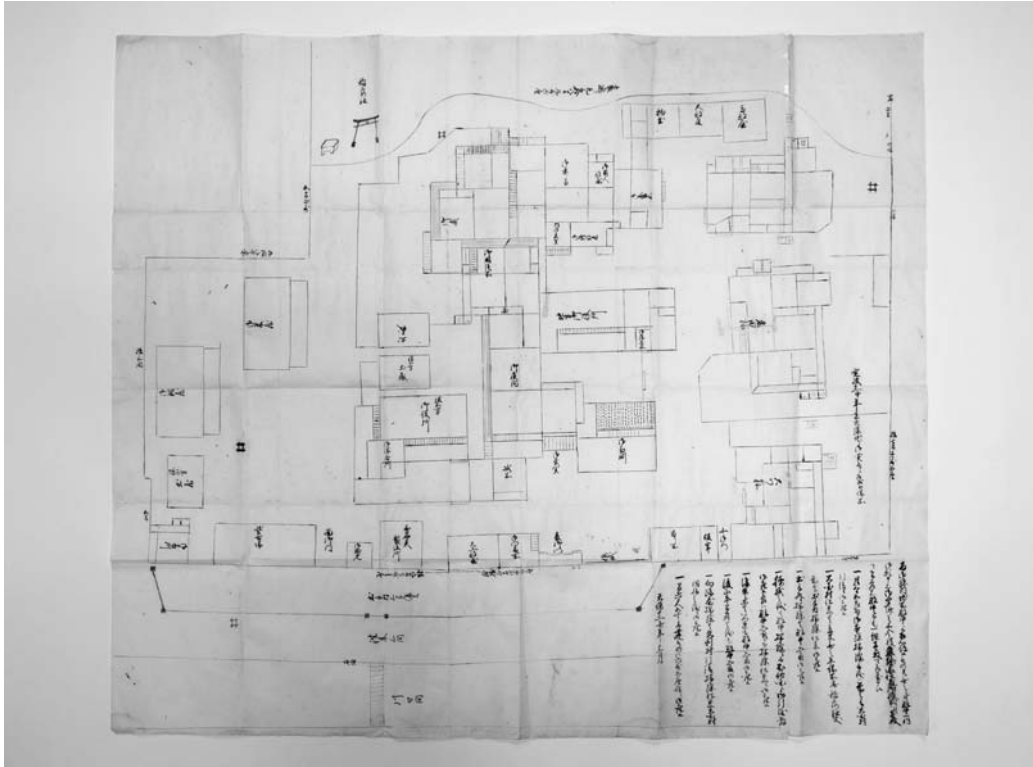


写真4 両陣内籠絵図（陣屋）

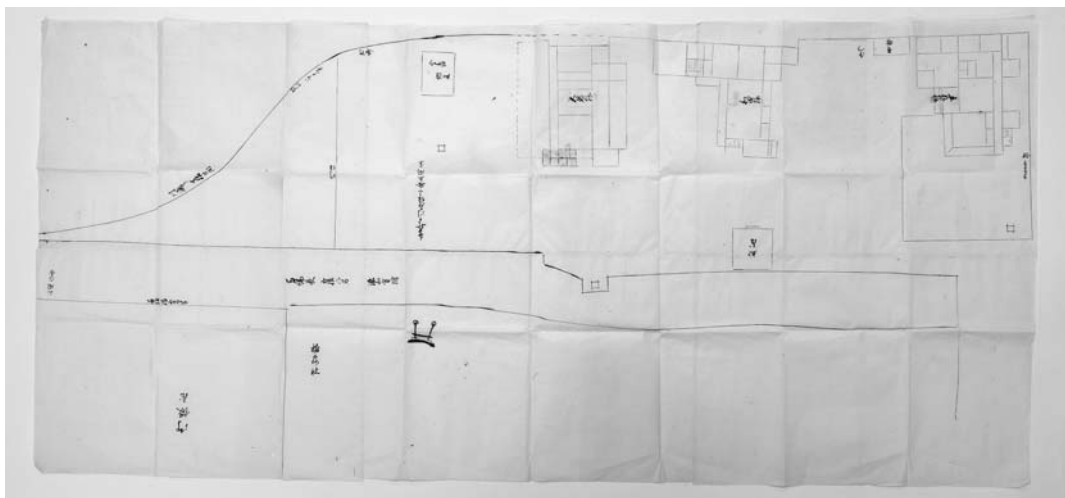


写真5 両陣内籠絵図（向陣屋）

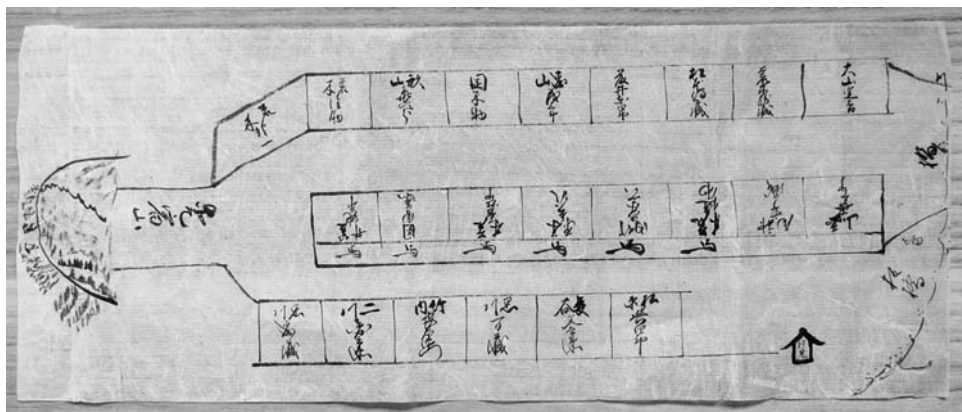


写真6 中間屋敷図



図1 文政8年(1825)大森町地割復原図

武家屋敷の特徴を備えた遺構が検出されている。この結果を手がかりに、ここではあえてNo.1の位置を比定して、そこから上手へ連続しながら屋敷地を落し込む作業を行うことで、当地区の屋敷地を復原した。まず、No.1（貸家）の敷地間口が約二十メートルあり、この間口は武家屋敷の遺構と概ね合致するため、この地点を大森町絵図にある旧高木屋敷（文政八年時には異動していた）と推定した。続いてNo.2が同心である池亀本蔵の居宅となり、No.3～6はその隣地へ連続させた。No.6の上手の現存する居宅は、当時社家であったのではないかと推測される^⑧。

宮之前（No.7～31） 城上神社参道両脇、勝源寺小路両脇、表通り両脇の屋敷地からなる二十五筆である。大森町絵図中の勝源寺小路に面した沢井大太郎・田中八郎太と表通りに面する鹿野新平の武家屋敷をNo.27、三左衛門屋敷（熊谷家住宅）の位置を基準に前後の屋敷地を特定した。

下市組 宮前組（宮ノ前）の続きから表通りを南方向へ順に上り、銀山川沿いの西性寺までの屋敷地二十四筆である。宮前組境から順に記載の間口規模どおりに当てはめていくとすべて合致した。No.11の屋敷地裏に「元宗岡屋敷」があることが記されており、現在は失われている当屋敷への路地も当時は残されていたようである。

中市組 銀山川を境にして下市組より南へ連続した観世音寺までの二十筆の屋敷地が並ぶ。西側の屋敷地においては現行の地割と概ね一致しており、No.13とNo.16番境の路地も現在まで踏襲されている。基本的に表通りに面した屋敷が記されているが、No.13の裏のNo.14・15屋敷（「庵寺屋敷」）が宅地化されていたようである。表通りに東面する屋敷地については、No.7までは概ね現在の地割と合致するが、No.10・12は大規模な屋敷地となっており、現況の地割線とは照合できない状況であった。

新町組 北は銀山川を境に中市組から連続し、南を駒足組が隣接した東西三十八筆の屋敷が並ぶ。したがって敷地の順序は銀山川に面した敷地より順に南へ連続するように配置した。銀山川が蛇行することにより奥行きが深い敷

地にはNo.5のように裏手に武家屋敷が位置しており、その関係で表通りより路地でアプローチする引込路型の屋敷形態をとる。そのほか、東西両側の裏手には、No.3・8・22・23のように田畑とされている土地も散見された。とくにNo.22には「殿居屋敷」という記載があることも注目されるがその実態は不明である。

駒足組 北は新町組から連続し、南端を石切場境までの五〇筆の屋敷地が並ぶ。北側の屋敷地はNo.1～14までのうち八筆を武家屋敷としており、それ以降は町屋敷が連続する。また、羅漢町へ至る丁字路の西側には大森町絵図では番所が描かれており^⑨、その南隣にはNo.49を薬師寺、No.50屋敷は「町地」が並んでいる。

（四）考察

以上、敷地割の復原作業についての手順と特徴的な記載について、五組からなる大森町を組単位で概観した。なお羅漢町については、文政年間当時にも町並みは存在していたと考えられるが、町組に加えられたのが嘉永六年（一八五三）以降とされ、間数帳には含まれていない^⑩。いずれにしても、近世後期には、城上神社前より駒足の石切場前まで続く、約一キロメートル余りの表通りに沿って町並みが連続していたことが屋敷地の記載から判明する。また、要所に陣屋、向陣屋をはじめ山裾には寺社が位置し、表通りに沿って武家屋敷と町屋敷が混在しながらも櫛比する様子は、現在の町並みの原型として読み取れるのである。また、土地所有の状況については、居宅よりも貸家の数が相当数あり、貸家の所有者については田儀屋（熊谷家）「三左衛門」が最も多い。その他役人の名字を肩書にした名前も多数認められ、これは実質地役人所有の屋敷を意味するものと推測される。

このように間数帳は、文政八年から明治初年頃までの土地利用を解明するための史料としてその歴史的価値は高く、記載内容の子細にみていけばさらなる調査研究の基礎資料として活用できるように思われる。

三 大森町における土地利用の特徴

(一) 武家屋敷の立地と移転について

間数帳の分析作業により、文政八年時の大森町の屋敷地割とその居住者の所在が概ね明らかとなった。詳細については不明な箇所も残されるが、これまで指摘されてきた、地役人屋敷と町屋敷が混在するという、陣屋町としての「住み分けの曖昧さ」^①は、近世後期においてすでに形成されており、近代以降の屋敷地の売買によって武家屋敷が失われた結果ではないことも復原図から確認できる。また、武家屋敷の所在の多くは新町組と駒足組の北側に集中しており、陣屋付近に集中しない状況は不自然にもみえる。このうち陣屋と寺社については、江戸初期から中期以降、概ねその位置に変動はないと考えられるが、ここでは武家屋敷の所在と屋敷の移動について、地割復原図と比較しながら着目してみたい。

河島家 銀山附同心の柳原家八代柳原右七郎（現在の柳原家住宅とは異なる）が家譜を記した「天保十二辛丑年柳原家譜并縁者知因家宝什物記録」から河島家の屋敷替えの実態を窺うことができるので抜粋する。

河嶋氏元屋敷ハ中市観世音寺下タ向平二有之候処、屋敷狭く候に付、文政七甲申年新町へ屋敷替いたされ、家、土蔵、其外之建物壺式新普請被相調候

もとは中市の観世音寺下手に居住していたが、屋敷地が狭いとの理由で文政七年に新町へ屋敷替えを行ったとされる。このことは、新町に現存する旧河島家住宅の修理工事の際に見えられた文政九年（一八二六）の墨書も裏付ける^②。間数帳には中市組No.13と新町組No.13の両方に河島右八の居宅があり、中市の居宅は貼紙から、後に大草良蔵（同心）へ渡ったことがわかる。なお、この大草良蔵の元の屋敷は新町組No.5で、恐らく中市の河島家の居宅を入手後は、役人で隣地No.4に居宅を有する塩谷八代太郎の屋敷へ転じているのである。

宗岡家と阿部家 現在の宗岡家及び阿部家の屋敷については、仲野義文氏による土地貸借証文の分析があり^③、ここではその報告をもとに間数帳とを比較してみたい。

初代宗岡氏は、毛利氏が銀山を支配した戦国時代末期に「銀山六人衆」の一人として活躍し、幕府領に転じてからも、大久保長安に銀山附役人として登用され、佐渡をはじめ各地の鉱山開発に尽力した人物として知られる^④。その功績により江戸中期までは石見銀山領においても役人頭を務めてきたのであるが、寛政二年（一七九〇）に一度罷免され、文政六年（一八二三）に新規抱え入れとなり天保九年以降に大森町へ転居した。したがって文政年間当時の間数帳には、まだ宗岡家の屋敷は記されず、現在の宗岡家の敷地は駒足組No.19の「彦吉」の貸家とされている。この彦吉は文政四年（一八二一）の質入証文によると、「中屋彦吉」が阿部氏に名義貸しをしたものであり、実質は銀山附役人の福本乙兵衛から阿部氏へ銀三貫目の借用の担保として家屋敷を質入れされたことがわかる。その後、天保九年（一八三八）に質流れとなり阿部氏の手に渡り、宗岡氏へ売却されたのである。

また、阿部氏の居宅も、寛政一二年（一八〇〇）の大火直後に、銀山町の妙正寺の所有地を取得したことが残された証文から知られる。

以上、限られた史料を間数帳と照合したが、役人や同心の居宅である武家屋敷についても質流れなどの売買によって所有者が転居することが多いことがわかる。これは銀山附役人の身分も代々保証されたものではなく、経済状況によって家屋敷を流動的に売買していたようである。また、間数帳で判明した、新町と駒足北側一部に武家屋敷が集中した状況は、流動化した結果か、あるいはそれ以前の名残りかになるが、このことについては後述する。

(二) 郷宿の所在について

有力商家の土地利用状況はどうであろうか。大森町には、銀山御料六組の農民が大森代官所へ出向いた際の宿泊をはじめ、訴訟の手助け、書類の作

成、年貢銀の出納などを担った「郷宿」の存在が知られている⁽¹⁵⁾。現存遺構としては島根県指定史跡の青山家住宅が残るものの、その他については『大森の町並報告書』の聴き取り調査で記録されているのみなので、その所在についても間数帳と復原図から比定してみたい。

文化年間以降の郷宿の転変については「当郡中六組御定郷宿転変後、郷宿引受年曆、其外取調書」⁽¹⁶⁾を参考にした。なお間数帳には屋号が記されないため、名前の記載から特定することとした。当史料をみると当主が相続したり名前や屋号を改めたりして文政年間時点での状況が把握しにくい⁽¹⁷⁾が、文政年間末～天保初年頃の状況としては、以下の六名で、復原図上ではNo.の位置となった。

- | | | |
|---------|--------------|-------------|
| ①大田組 | 大吉屋瀬平（文化三年） | …下市組 No. 18 |
| ②佐摩組 | 木村屋七郎次（文化八年） | …下市組 No. 11 |
| ③大家組 | 都屋保兵衛（文化四年） | …宮前組 No. 24 |
| ④津茂・久利組 | 田儀屋清六（文政六年） | …下市組 No. 20 |
| ⑤九日市組 | 田村屋藤三郎（文政九年） | …中市組 No. 2 |
| ⑥波積組 | 原屋条平（文化七年） | …下市組 No. 22 |

以上の六組の郷宿の所在を地割復原図で見ると、基本的に下市付近の位置に集中しているが、郷宿の機能を鑑みると、陣屋元に集中するのは自然なところかもしれない。また、田儀屋（熊谷家）をはじめ、郷宿以外の重立商人（有力商家）も含めると、その傾向はさらに顕著となり、陣屋付近に武家屋敷が集中しないのは、有力商家が占拠していたことも関係しているように思われる。商家は陣屋からの「御用」の請負業務以外に酒造などの生業があるため、容易に居宅を移すことは難しい。そのため居宅を構えた屋敷地は、武家屋敷と異なり移転は少ないのではないかと推測される。

おわりに

町方間数帳を用いて、大森町の屋敷地割の復原を行った結果、「住み分けの曖昧」さにも、武家屋敷、郷宿の分布には多少の偏りがあることが認められた。この理由を大森町の起源である近世初頭まで遡り考えてみたい。まず、近世までに位置した主要な神社については、天正五年（一五七七）に移転された城上神社、大永四年（一二四四）の西性寺のみ（妙蓮寺は不明）で、その他は近世以降の開基である⁽¹⁸⁾。また、地名から考察すると、城上神社前の宮ノ前、門前の市立てが起源とみられる下市・中市、文字通りの新町を紹介して、銀山の通行税⁽¹⁹⁾を語源とする駒足が位置する。これらのことから、城上神社門前と銀山町に近い駒足が先に町場化しており、大森陣屋の移転後に駒足北側と新町へ武家屋敷が立地した結果、現在にみるような南北に長い大森町が成立したと考えられないだろうか。こうした経過がわずかながら町屋敷と武家屋敷の分布として地割復原図に表れているのかもしれない。

〈注〉

- (1) 『大森の町並調査報告書』大田市教育委員会、一九七五年。
- (2) 『石見銀山総合調査報告書第一冊【遺跡の概要】』（島根県教育委員会、一九九九年）や、仲野義文「近世大森町の土地貸借証文について―「住み分けの曖昧さ」を考える―」（『石見銀山遺跡の調査研究4』島根県教育委員会、二〇一六年）で「住み分けの曖昧さ」について指摘されている。
- (3) 銀山料の柱割は柱真々で六尺五寸を基本とするが、これは遺制の名残で、間口を丈量する際は徳川検知の六尺竿（縄）が採用されたものと推測される（清水擴「近世期住宅系建築における畳割の誕生・普及と柱間寸法」『建築史学』第七十号、二〇一八年）。
- (4) 石見銀山資料館所蔵。
- (5) 『日本海地域史研究第十輯』、日本海地域史研究会、一九九〇年。
- (6) 「修理概報」13・52で中間長屋の修理を行っている。間口は二間半～三間程度である。「町並み保存のKARUTE―保存修理の記録」（大田市教育委員会、一九九九年・二〇一三年）所収。
- (7) 『石見銀山遺跡発掘調査―宮の前地区調査概報―』、大田市教育委員会、二〇〇三年。

- (8) 『修理概報』No.73（大田市教育委員会、二〇〇五年）には江戸時代末から明治期建築の主屋で、武家屋敷の離れのような造りであることが指摘されているが、表側に座敷を有する間取りは社家の間取りの可能性も考えられる。
- (9) 当地は、明治期以降は大森町警察署となる。
- (10) 「寄合評議頭書」、熊谷家文書二〇一八七（二）
- (11) 前掲注二参照。
- (12) 違棚の筆返し、棚受から墨書が発見されている（『旧河島家住宅修理工事報告書』、大田市教育委員会、一九九二年）。
- (13) 前掲注二参照。
- (14) 仲野義文「近世初期における石見銀山役人宗岡氏の動向と活躍について」『石見銀山の社会と経済』、島根県教育庁文化財課世界遺産室、二〇一七年。
- (15) 岩城卓二「御用」請負人と近世社会」『国立歴史民俗博物館研究報告第四十七集』、一九九三年。
- (16) 『島根県文化財調査報告第九集』（島根県教育委員会、一九七四年）所収。
- (17) 明治二年「寺院明細帳」、明治十三年「神社明細帳」。
- (18) 「毛利家文書」『大日本古文書』毛利家文書一ノ五九四号（『石見銀山関係編年史料綱目』、島根県教育委員会、二〇〇二年）。

表1 文政8年(1825)町方間数帳記載一覧表

No.	位 置	種 別	土地所有者			間口規模			屋敷地境界に関する但書	貼紙	備考
			文政8年時	役職	文政8年～明治6年	間	尺	寸 m換算			
宮前組 (No.1～6：宮ノ下／No.7～31：宮ノ内)											
1	西側	貸家	藤三郎			12	0	0	21.816	但畑道溝道左右共老尺五寸宛	
2	西側	居宅	池亀本蔵	同心		8	1	0	14.847	但高木氏境溝老尺	
3	西側	貸家	池亀代廉蔵			2	4	0	4.848	但境溝貳尺	○
4	西側	貸家	勝源寺			8	4	5	15.908	但境溝老尺	
5	西側	貸家	同寺		→ 田中氏代藤太郎	4	1	8	7.817	但境溝老尺	○
6	西側	居宅	廉蔵		→ 相続人伴 勝次郎	6	2	2	11.575		○
7	東側		平七		→ 民造	7	3	0	13.635	土蔵敷地より川手へ引続	○ ※1
8	西側	貸家	同人		→ 三左衛門	4	3	0	8.181	但境溝老尺	○
9	東側	居宅	勇蔵		→ 国吉	2	4	3	4.939	但境溝貳尺	○
10	東側	居宅→貸家	平七		→ 熊谷三左衛門	10	0	6	18.362		
11	西側	貸家	三左衛門			2	5	5	5.303	但境溝老尺	
12	西側	貸家	寺本代嘉吉		→ 熊谷三左衛門	3	0	5	5.606	但三左衛門貸家道四尺五寸境溝	
13	西側	貸家	三左衛門			11	3	5	21.059	御陣屋塀脇より城上社境迄	
14	西側	貸家	池亀代廉蔵			2	1	0	3.939	但境溝	
15	東側	貸家	三左衛門			4	2	0	7.878	但境溝貳尺	○
16	東側	貸家	三左衛門			8	4	0	15.756		
17	勝源寺小路東側	居宅	(田中) 八郎太	役人	→ 田中十代之助 → 田中豊	19	5	0	36.057		○
18	勝源寺小路東側	貸家	澤井代猶七		→ 七右衛門	12	4	0	23.028		○
19	勝源寺奥	貸家	勝源寺			13	2	0	24.240		○
20	勝源寺小路西側	居宅	澤井善平	役人		12	2	8	22.664		
21	西側	貸家	三左衛門			7	3	0	13.635	但境溝九寸	
22	東側	貸家	鹿野代国太郎		→ 豊吉	9	0	0	16.362	但境溝老尺四寸	
23	東側	居宅	儀助			4	2	0	7.878	但道三尺	○
24	東側	貸家	大家組 代印保兵衛	大家組郷宿（都屋）	→ 大國村助一郎 → 熊谷三左衛門	11	1	3	20.392	但境溝五寸	○ 文政2年に肥後屋から都屋へ改名
25	西側	貸家	鹿野代金兵衛			6	0	6	11.090	但境溝五寸	
26	西側	貸家	一			3	4	5	6.818		
27	西側	居宅	鹿野團蔵	役人		8	3	0	15.453	但境溝六寸	○
28	西側	貸家	金兵衛		→ 鹿野氏代近平 → 熊谷三左衛門	3	2	5	6.212		○
29	西側	居宅	猶兵衛		→ 三左衛門	6	5	0	12.423	但境溝	
30	西側	貸家	三左衛門			5	5	0	10.605		
31	東側	居宅	三左衛門	掛屋（田儀屋）年寄		17	5	3	32.512		
下市組 (No.1～24)											
1	東側	貸家	三左衛門			11	2	3	20.695	但境溝	※ 2
2	西側	居宅	五郎兵衛		→ 三左衛門	6	5	6	12.605	但境溝老尺	
3	西側	居宅	猶蔵		→ 茂助 → 三左衛門	4	3	3	8.272	但境溝貳尺	○
4	西側	貸家	貞太郎		→ 三左衛門	4	2	0	7.878	但境溝貳尺	○
5	西側	貸家	兵衛		→ 勝三郎 → 大國村きち	3	2	3	6.151	但境溝老尺	○
6	西側	居宅	栄助		→ 栄助□□□ → 三左衛門	3	1	8	5.999	但境溝老尺老寸	○
7	西側	居宅	森右衛門		→ 国吉	3	1	8	5.999		○
8	西側	貸家	三左衛門			3	2	5	6.212		
9	東側	貸家	三左衛門			4	3	0	8.181	但境溝八寸	
10	東側	貸家	条平		→ 川合村□□ → 三左衛門	3	5	9	7.242	但境溝老尺	
11	東側	貸家	佐摩組拾八ヶ村	佐摩組郷宿（木村屋）	→ 岡田道敏	10	2	9	19.059	但境溝貳尺五寸	天保2年に岡田屋に改名
12	東側	貸家	佐摩組拾八ヶ村		→ 清六 → 岡田道敏	3	2	0	6.060	同川道巾四尺	※ 3
13	東側	居宅	藤三郎		→ 源兵衛 → 勿作	2	4	5	5.000		○ ※ 4
14	西側	居宅→貸家	周平		先市原村清四郎→ 大國村助一郎 → 熊谷三左衛門	7	5	5	14.393		○ 文政2年まで大家組郷宿（肥後屋）
15	西側	居宅	丈助		→ 大田南町四郎蔵 → 久右衛門	7	0	0	12.726	但境溝老尺	○
16	東側	居宅	兼右衛門		→ すて	11	0	5	20.150		○ 古役郷宿（嘉庭屋）
17	西側	貸家	瀬平		→ 大田組十五ヶ村	3	2	0	6.060	但境溝老尺	
18	西側	居宅	瀬平	大田組郷宿・組頭・庄屋兼目代（大古屋）		10	0	6	18.362	但境溝老尺	○
19	東側	貸家→居宅	三左衛門	久利組郷宿・組頭	→ 清六	3	1	5	5.909		熊谷家の分家
20	東側	貸家→居宅	三左衛門	（田儀屋）	→ 清六	16	3	5	30.149		文政6年より郷宿相続
21	西側	貸家	三左衛門			4	2	0	7.878	但道四尺五寸条平境	
22	西側	貸家	条平	波積組郷宿（原屋）	→ 金作	5	2	5	9.848	但通ひ道巾六尺清六境溝老尺	○
23	西側橋之脇	貸家	兼右衛門		→ 清六	7	3	0	13.635	但境溝老尺六寸	○
24	西側寺道	貸家	西性寺			10	1	8	18.725		
中市組 (No.1～20)											
1	西側納屋敷地	一	藤三郎			2	1	0	3.939		
2	東側	居宅	藤三郎	九日市組郷宿（田村屋）		5	3	5	10.151	但境溝六寸	
3	西側	一	条平	原屋本宅か		3	2	5	6.212	但境溝	○
4	西側	一	条平	原屋本宅か	→ 川合村孝兵衛	4	2	0	7.878	但境溝	○

No.	位 置	種 別	土地所有者			間口規模				屋敷地境界に関する但書	貼紙	備考
			文政8年時	役職	文政8年～明治6年	間	尺	寸	m換算			
5	東側	—	大賀代儀助		→ 熊谷三左衛門	7	3	0	13.635		○	
						1	1	0	2.121	入口道六尺、境溝老尺		※5
6	東側	—	山田代長八		→ 泉屋勘助	6	1	5	11.363		○	
7	東側	—	大賀代儀助		→ 金蔵	7	3	5	13.787	但境溝老尺	○	
8	西側	居宅	正三郎		→ 泉屋勘助	17	2	1	31.542		○	
9	西側	貸家	熊谷三左衛門			5	4	0	10.302			
10	東側	貸家	川合村孝兵衛		→ 儀兵衛	4	4	0	8.484		○	※6
					→ 三左衛門 → 小兵衛	6	2	0	11.514	但境溝老尺六寸	○	
11	西側	居宅	七右衛門		→ 旦二	8	3	0	15.453	但境溝老尺	○	
12	東側	貸家	藤三郎			12	5	5	23.483	但境溝九寸	○	※7
13	西側	居宅	河嶋右八	役人	→ 大草良蔵 → 見達	4	5	4	8.908	但井戸道巾四尺		
14	西側同家庵寺屋敷町並方	河嶋代藤平				2	5	8	5.393		○	※8
15	西側同庵寺引続町並方	七右衛門			→ 睦知蔵 → 源助	2	0	0	3.636		○	※9
16	西側	居宅	安井三十郎	同心	→ 松浦伊代平	8	4	0	15.756	但境溝老尺	○	
17	東側	貸家	三左衛門			3	1	5	5.909	但境溝老尺		
18	東側	貸家	観世音寺		→ とめ → 熊谷三左衛門	7	3	0	13.635		○	
19	西側	居宅	桐田秀治	同心	→ 坂之丞 → 死天坂之丞跡 三五郎	6	2	0	11.514	但境溝老尺	○	全体が貼紙
20	西側	貸家	林代仙蔵		→ 条平 → 金作	8	0	0	14.544	但妙蓮寺道八尺	○	
新町組 (No.1～38)												
1	西側	貸家	萩原村岩助			11	5	3	21.604	但境溝老尺		
2	西側	貸家	勝源寺			5	2	0	9.696	但境溝八寸	○	
						11	2	3	20.695			
3	東側	貸家	米蔵			7	4	5	14.090	但境溝貳尺		※10
4	東側	居宅	塩谷八代太郎	役人		4	1	5	7.727	但境溝八寸 大草入口道巾六尺		
5	東裏	居宅	大草良蔵	同心	→ 塩谷八代太郎	8	5	3	16.150		○	
6	東側	居宅	廣兵衛		→ 国兵衛 → 三〇屋善吉	6	5	5	12.575	但境溝老尺五寸	○	
7	東側	貸屋	中山代勘兵衛		→ 八木清之助	6	5	0	12.423	但境溝八寸	○	
8	西側	貸屋	藤井代六治		→ 大國村助一郎 → 萩原村岩蔵	8	5	0	16.059	但境溝五寸	○	※11
9	東側	居宅	藤井莊蔵	役人		7	3	8	13.877	但境溝老尺貳寸		
10	西側	貸屋	山中代万右衛門			6	1	7	11.423	但境溝八寸		
11	西側	貸屋	三左衛門			6	2	4	11.635	但境溝老尺		
12	西側	居宅	新伍			3	2	5	6.212		○	
13	東側	居宅	河嶋右八	役人		7	2	5	13.484	但境溝四寸		
14	東側	貸家	藤三郎		→ 河嶋右八	4	3	5	8.333	但道貳尺八寸	○	
15	西側	—	勝源寺庵寺			6	0	0	10.908	但境溝老尺		
16	西側	貸家	中山代勘兵衛		→ 喜作	6	0	0	10.908	但境溝老尺	○	
17	東側	居宅	藤平		→ 傳七	3	0	0	5.454	但境溝老尺		
18	東側	居宅	□兵衛		→ 幾一郎 → や寿	3	0	0	5.454	但道巾六尺	○	
19	東側	居宅	徳助		→ 為次	3	0	0	5.454	但境溝老尺五寸	○	
20	東側	居宅	文蔵		→ 萩原村岩助	3	1	0	5.757		○	
21	東側	居宅	覚平 熊谷相續人多蔵			6	1	5	11.363	但境溝老尺壹寸	○	
22	西側	貸家	国助			7	4	5	14.090	但境溝六寸	○	※12
23	西側	居宅貸家共	久六		→ 柳原代是助	6	1	0	11.211	但境溝老尺	○	※13
24	東側	貸家	野沢代とめ			6	0	0	10.908	但境溝老尺	○	
25	西側	貸家	丸毛代久六		→ 大國村権六	5	1	0	9.393	但境溝老尺貳寸	○	全体が貼紙
26	西側		丸茂謙之進	役人		0	6	5	1.970	但境溝老尺	○	貼紙で追加
27	西側	貸家	丸毛代久六		→ 中市組善吉 → 宗岡佐一郎代才吉	4	3	0	8.181		○	全体が貼紙
28	東側	貸家	勘兵衛		→ 萩原村岩助	3	2	0	6.060	但境溝老尺	○	
29	東側	貸家	周平		→ 利蔵 → とめ	3	2	0	6.060	但川道三尺		
30	東側	貸家	野沢代とめ		→ 文太 → きみ	3	0	0	5.454			
31	東側	貸家	大田南町忠兵衛		→ 文太	6	4	5	12.272	但境溝貳尺	○	
32	西側	居宅	利蔵			2	3	8	4.787			
33	西側	貸屋	野沢代とめ			5	0	0	9.090			
34	西側	居宅	野沢茂留	役人		18	4	0	33.936	但境溝老尺		
35	西側	貸家	正寿寺			4	3	0	8.181	但境溝老尺	○	※14
36	東側	貸家	□次左衛門		→ 金作 → 多蔵	7	3	0	13.635		○	
37	東側	貸家	野沢代とめ			8	3	5	15.605			
38	東側	居宅	川井瀧治	役人	→ 山本権市 (明治6年)	6	0	6	11.090		○	
駒込組 (No.1～50)												
1	西側	居宅	忠蔵		→ 福本由次郎	7	1	0	13.029	但境溝	○	
2	西側	貸家	理十郎			8	4	0	15.756	但境溝老尺		
3	東側	居宅	山中賢五郎	役人		7	1	3	13.120	但境溝		
4	東側	居宅	中西松三郎	役人	→ 中西権之助	13	2	0	24.240		○	
5	西側	居宅	植野治兵衛	役人	→ 熊谷三左衛門	4	3	5	8.333	但境溝七寸	○	
6	西側	居宅	吉岡幡五郎	役人		7	4	0	13.938	但境溝共三尺		
7	東側	居宅	中山佐々郎	役人	→ 中山佐々郎	11	2	3	20.695		○	
8	西側	貸家	田辺代素平			4	4	0	8.484			

No.	位 置	種 別	土地所有者			間口規模				屋敷地境界に 関する但書	貼 紙	備 考
			文政8年時	役職	文政8年～明治6年	間	尺	寸	m換算			
9	西側	居宅	田辺彦三郎	役人		8	2	5	15.302			
10	西側	—	栄泉寺			7	3	0	13.635	田辺境より貸家境?同寺道共		
11	西側	貸家	栄泉寺			5	2	0	9.696	但境溝老尺三寸		
12	東側	居宅	豊之助		→ 勝岡助次郎 → 川合村鉄三郎	8	3	0	15.453	但境溝老尺貳斗	○	
13	東側	居宅	柴岡富之助	役人	→ 中場是助 → 中場和一郎	5	3	5	10.151	但境溝老尺	○	
14	東側	居宅	阿部忠太郎	役人		8	4	2	15.817	但境溝老尺五寸		
15	東側		阿部忠太郎			3	1	0	5.757	喜代太屋敷裏	○	
16	東側	居宅	喜代太		→ 倉次 → 元助	3	1	0	5.757	但大音寺道五尺	○	
17	西側	貸家	阿部代彦吉		→ 宗岡代才吉	8	0	8	14.786	但境溝九寸、畑道三尺	○	
18	西側	—	碓兵衛			4	0	0	7.272	阿部屋敷後口		
19	東側	貸家	彦吉			3	5	5	7.121		○	
20	東側	居宅	馬路村義八郎			10	3	5	19.241	但境溝老尺		
21	東側	居宅	覚治		→ 久良次	3	0	0	5.454	但境溝川貳尺五寸	○	
22	東側	居宅	せん			4	0	0	7.272	但境溝老尺五寸	○	
23	東側	貸家	川合村孝兵衛		→ 内坂代平六	4	2	5	8.030	但境溝老尺	○	
24	西側	貸家	且二		→ 熊谷三左衛門	11	4	0	21.210	但境溝貳尺五寸	○	
25	西側	貸家	静岡村三右衛門			4	4	0	8.484	但境溝老尺	○	
26	東側	貸家	内坂代せん			5	5	8	10.847	但境溝五寸		
27	西側	貸家	安井代勘兵衛		→ 健助 → 熊谷三左衛門	14	0	5	25.604	但境溝老尺	○	
28	西側	居宅	柳原代久六		→ 源助	3	3	0	6.363	但境溝老尺五寸	○	
29	東側	居宅	忠四郎		→ 幾三郎	3	1	5	5.909	但境溝五寸		(朱書)合四間三尺也
30	東側	居宅	多助		→ 音三郎	4	0	2	7.333		○	
31	東側	居宅	伴平		→ 又四郎	6	2	5	11.666			
32	東側	貸家	弥右衛門		→ 熊谷三左衛門	3	0	0	5.454		○	
33	西側	居宅	傳五郎		→ 萩原村岩助	8	4	5	15.908	但境溝老尺貳寸	○	
34	東側	居宅	弥右衛門	年寄(泉屋)		10	5	5	19.847	但境溝老尺		
35	西側	隠居	弥右衛門		→ 熊谷三左衛門	3	1	3	5.848		○	
36	西側	—	弥右衛門		→ 熊谷三左衛門	7	5	0	14.241	但境溝老尺	○	
37	西側	居宅	多助		→ 角助	5	1	0	9.393		○	
38	西側	貸家	多助		→ 角助	4	1	0	7.575	但境溝老尺	○	
39	西側	居宅	武兵衛		→ 豊右衛門	5	2	5	9.848	但境溝老尺	○	
40	東側	貸家	金作		→ 豊右エ門	9	0	0	16.362		○	
41	東側	居宅	理十郎			4	5	5	8.939			
42	東側	居宅	要八		→ 豊右衛門	5	3	5	10.151		○	朱書あり
43	東側	—	平右衛門		→ 熊谷三左衛門	4	2	5	8.030	角御番所前	○	
44	西側	番所										記載なし
45	角北より東江	—	万吉		→ 大田村権四郎	6	5	0	12.423		○	
46	東薬師前	居宅	栄七			2	1	0	3.939			
47	東側	貸家	大田村八重郎		→ 寛蔵 → 薬師寺世話人弥右衛門	10	0	0	18.180	但境溝貳尺	○	
48	東側	貸家	とめ		→ 利八	4	2	0	7.878			
49	西側	貸地	薬師寺			7	5	0	14.241			
50	西側	—	町地		→ 熊谷三左衛門	20	3	0	37.269	薬師寺境上ミより石切場境迄	○	

【凡例】

- 1) 間口の基準尺は1間=6尺、1尺=0.303mで換算した。
- 2) 貼り紙には「三左衛門」と「熊谷三左衛門」と2種類あるが、これは田儀屋三左衛門が天保5年(1834)に苗字を許されたためと考えられる。

【注記】

- ※1) 内老尺五寸 嘉永亥四年 大水ニ而川欠減□□、七間老尺五寸 嘉永七寅年改
- ※2) 此屋鋪裏ニ字宗岡屋敷後口新田老斗八升六合、字同所上畑老斗七升貳合之石面有之候
- ※3) 此地所裏ニ字岡田屋敷之瀬戸新田九升八合有之候
- ※4) 貼紙「当初の小路屋敷ハ町並の裏行歩積り之内ニ籠る事」
- ※5) 外老間老尺 運道巾、境溝
- ※6) 此町屋敷拾老間五寸□□帳□之通改之、四間四尺 六間貳尺 引分ヶ当時持之 儀兵衛 小兵衛 □配
- ※7) 残間七間四尺式寸田村常則
- ※8) 同同家後庵寺屋敷町並え方
- ※9) 同庵寺引續町並え方
- ※10) 此屋敷裏ニ字丸屋家之後口新田高貳斗三升三合有之候
- ※11) 此屋敷裏ニ字藤井向貸屋後口上ニ畑高貳斗老升九合有之候
- ※12) 此地所後口字正連寺新田高八升、殿居屋敷の場上畑高老斗八升三合前有之候
- ※13) 此屋敷後口ニ字柳原屋鋪後口新田高六升、字同下畑高貳斗六合有之候
- ※14) 二間 惣蔵 二間半 勘蔵、此二所ニ可有之候可調



図2 文政8年(1825)大森町地割復原図(縮尺1:2500)

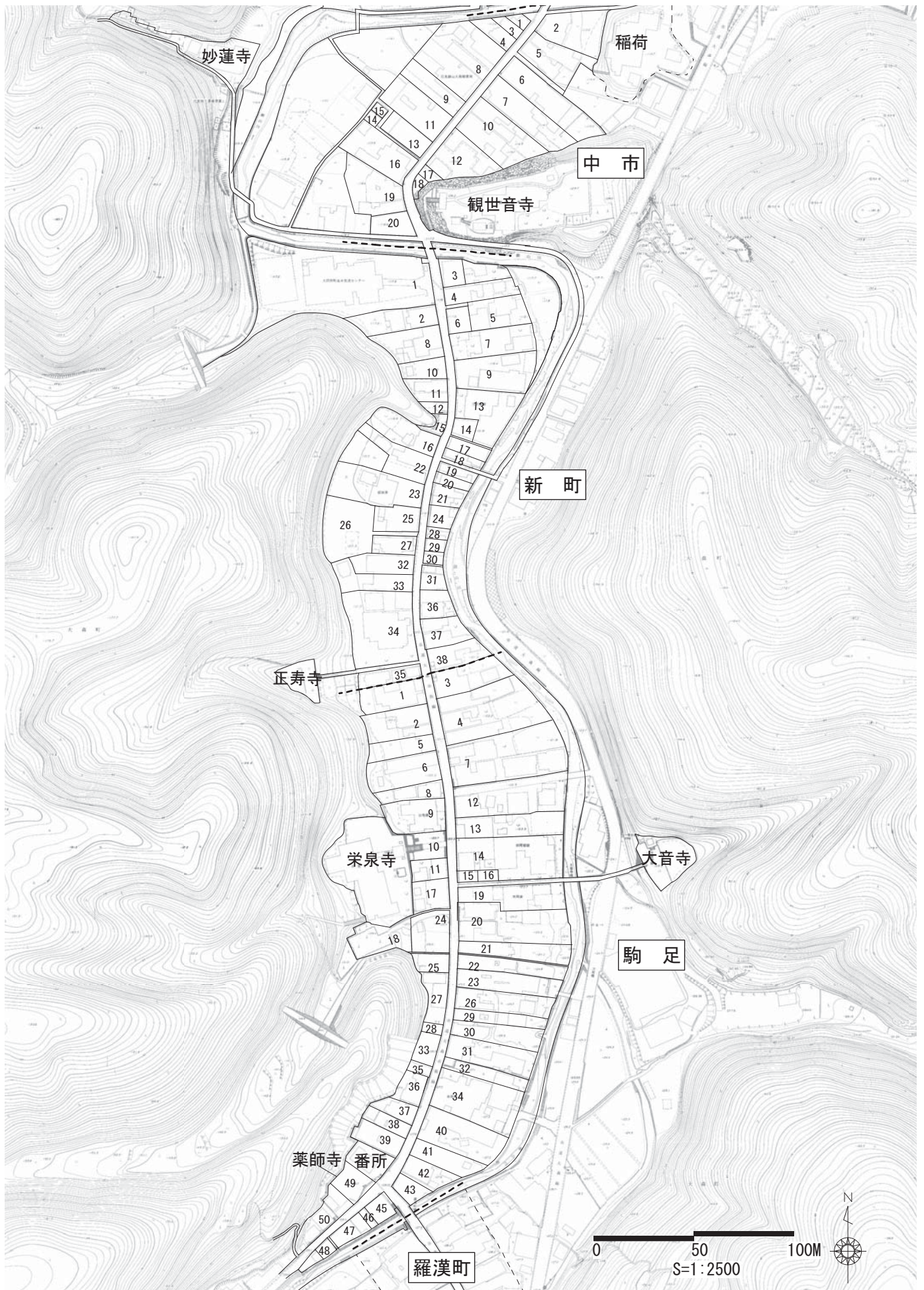


図3 文政8年(1825)大森町地割復原図(縮尺1:2500)

近世後期石見銀山における

茶の湯と交流

清水 佳那子

はじめに

安政期における石見銀山の文化について、仲野義文氏は銀山師高橋富三郎の日記から祭礼等の鉱山固有の文化の他に俳句や茶の湯といった在郷町と同様の庶民文化が花開いていたことを明らかにした^①。その中で、銀山師や銀山附地役人、有力商人といった異なる階層で日常的に茶の湯を通じた交流があったこと、さらにこうした交流が上層の代官にまで及んでいたことを指摘している。

本稿ではこのような石見銀山附幕領（以下、銀山料とする。）で行われた文化交流に着目し、比較的史料が豊富である天保期から安政期にかけての茶の湯文化を介した交流の様相を描き出すことを目的とする。

分析にあたっては、地役人阿部光格が記した日記^②を主な素材とする。阿部家は代々地役人を務める家柄であり、筆者の光格は絵師としても知られる人物である^③。日記は天保三年（一八三二）正月朔日から十二月晦日までの一年間における仕事や私的な交流等を記録している。先に述べた代官根本善左衛門との茶の湯を通じた交流もこの日記に書き留められており、その様子を詳しく窺うことができる。

そこでまず、この代官根本が代官所で行った茶の湯を当時の交流の一例として取り上げてみたい。代官根本との茶の湯については光格の他にも地役人柳原右七郎や有力商人田儀屋三左衛門の記録が残っており、彼らの間でどのような交流があったのかを知ることができる。その上で、諸家に残る史料から当時の銀山料における茶の湯文化の広がりや交流について考察したい。

一 代官との茶の湯

（一）代官所における茶の湯交流

日記が書かれた天保三年は文政十二年（一八二九）七月二日に根本が大森陣屋に赴任してから約二年半が経過した頃である。まず、その当時の代官所役人の構成を確認しておきたい。

大森陣屋には代官の直属の部下である手附、手代といった役人と銀山附地役人がいた。当時、手附・手代は高橋家の記録^④によると十三名いたようであり、彼らは代官所内の地方役所と備後国甲奴郡上下村にある出張陣屋、江戸役所に分かれて勤務していた。

一方、銀山附地役人は日記の正月七日の記事によると「当辰年諸向勤場」には見習も含めて三十四名が挙げられている。この三十四名には組頭や同心、中間の人数は含まれていない。その中で光格は榎野治兵衛、田邊三四郎と共に山方掛の新切山の担当となっている。基本的に一日当番を務めた翌日帰宅し、そこから二日間は非番、あるいは行事のために役所に出勤するという勤務形態であった。この年は同役の病欠や掛替えがあり、二月半ばから四月末までと八月から十二月初めまでは隔日で当番を務めている。

また、光格の息子である専之助は銀山附見習として、同じく見習の川井亀五郎と共に町方掛となっている。専之助は銀山附地役人の見習であるが、地方役所の一員として手附らと同じ地方役所へ出勤していた。

さて、根本と光格の交流がどのようなものであったのか、日記をもとに見ていきたい。【表一】は日記から二人の私的な交流を窺うことができる記事抜き出したものである。これによると、光格は役所業務の終了した夕方以降に根本の元を訪れることが多くあり、その訪問は一年間で約八十回にも及んだ。単なる代官と地役人といった職務上の関係とは異なる親しい間柄であったのではないかと推察される。

茶の湯を介した交流に着目すると、複数人での交流には二系統あったこと

【表1】天保三年における光格と代官根本の交流

月	日	時間帯	記号	事柄	同席者
正					
2	7	夕方	◆	御茶頂戴	柏木・水野・狩野・八木・鹿野
	11	暮六ツ時以降	◆	御茶被下	柏木・水野・狩野・八木・野澤
	28			代官へ手製牛皮一箱を献上	
3	朔	夕方	◆	御馳走御茶頂戴	柏木・水野・狩野・見習八木・鹿野・野澤・田中・吉左衛門
	5	夕方	◇	御馳走御茶頂戴	三九郎
	7	夕方		訪問(風炉先窓御手造りの御礼)	
	15		◇	代官様御茶午半	西善寺僊山 田儀屋三九郎
	25	夕方	○	茶事御咄	
4	朔	夕方	◆	一同御茶	柏木慎兵衛 狩野末五郎
	11	夕方	○	茶事御咄	
	21	夕方	○	茶事御咄	
	28	夕方	○	茶事御咄(茶道具目利)	水野・狩野
5	3			根本様若殿様御初織につき大鯛献上	
	10	八ツ半	○	茶事御咄	
	15			訪問	
	22	夕方		訪問	
	28	夕方	○	茶事御咄	
6	朔	夕方	○	茶事御咄	水野正太夫 八木与兵衛
	4	八ツ半以降	○	茶事御咄	
	7	七ツ時頃	○	茶事御咄	
	8	七ツ頃		訪問	
	11	夕方		訪問	
	14	夕方	○	茶事御咄	西善寺僊山
	17	夕方		訪問	
	19	夕方		訪問	
	26	夕方		訪問(多忙のため会えず)	
	29	夕方	○	茶事御咄	狩野兄弟・水野
7	3	夕方		訪問	
	5	夕方		竹花筒「鉈蛇」と銘付けしてもらう	
	11	夕方	○	茶事御咄	
	15	昼九ツ時頃		訪問	
	16	昼後		訪問	
	17	昼後		訪問(大風炉・中風炉・小風炉灰作りの図作成)	
	22	夕方		訪問	
	25	夕方	○	茶事御咄(待合より路地の作り方指南)	
	26	夕夜		訪問、種々御馳走頂戴	八木與兵衛・狩野末五郎・山崎次郎太郎
	29	夕方		訪問	
8	朔	夕方		訪問、御馳走頂戴	柏木・水野・狩野・八木
	5	夕方		訪問 茶道手引 草巻冊拝借	
	7	夕方	◆	御茶事	柏木・水野・狩野兄弟
	11	夕方		訪問	
	15	夕方		訪問	
	20	朝		訪問(御帰陣恐悦)	
	21	夕方		訪問・茶道手引 草返却	
	22			銀山見廻りの際、西善寺数寄屋にて薄茶	八木與兵衛・西善寺
	23	夕方		濃茶頂戴、角形の菓子鉢頂戴	西善寺兄弟 三左衛門
	29	夕方		訪問(代官村柄見分につき御暇乞い)	
	6	夕方		訪問(御帰陣恐悦)、御茶頂戴	
	12	暮六ツ時頃		訪問	
	16	夕方		訪問	
	18			茶碗箱等へ箱書、「貞」「富」と額字を認めてもらう	
	19	九ツ時頃		陣屋前踊見物、御茶事	
	23	夜分		訪問(御廻村中、御機嫌伺い)	
	25	夕方		長楽重茶碗御無用につき頂戴	
	26			上林道庵からの御茶購入を取り次ぎ	
	4	夕方		訪問	
	10	夜分		御茶頂戴	
	12			訪問(代官流行の御風邪につき御機嫌伺い)	
	14	夕方		訪問(御機嫌伺い)	
	16			訪問(御機嫌伺い)	
	18	夜分		御茶頂戴	
	24	夜分		御茶頂戴	
	26	夜分	○	茶事御咄	三左衛門・三九郎
	28	八ツ時過	◇	御会席の御振舞にて御薄頂戴、御咄	西善寺僊山・三左衛門・三九郎・八木與兵衛
	朔	夜分		訪問(一昨夜の御礼)	
	3	夕方		馳走頂戴	
	10	夕方		訪問	
	11	12	暮六ツ時	訪問	山崎次郎・三左衛門・三九郎
	19			訪問(寒中見舞い)	
	20			根本様時計返却	
	28	夜分		訪問、御馳走	
閏	8	夕方		訪問	西善寺僊山・田儀屋三九郎・狩野末五郎・山崎次郎
	11	14	夜分	○ 茶事御咄	三九郎
	28	夜分		薄茶頂戴・郷津焼皿壺組頂戴	三九郎
	10	夕方		訪問	
	11			宗岡長蔵より送られた兎を献上	
	18			歳末祝儀として肴一折を献上	
	22	夜分		訪問	
	29			板額へ「準鳴庵」と揮毫してもらう	

が確認できる。すなわち、①代官所役人（手付・手代・地役人）内で行われたもの（【表一】中の◆）と②地元住民（地役人・商人・僧侶）が同席するもの（同◇）である。

まず、①役人が同席する場合の事例をいくつか取り上げてみたい。なお、本稿で取り上げる史料は特に表記のない場合は光格の日記であり、史料中の傍線及び括弧書きの日付等は筆者が付け加えたものである。

【史料一】二月七日の記事

一、御代官様より御伝大草鉄藏御使として被遣候者、銀山一件も相済候間、夜分可罷出旨昨日被仰遣候処、当番之由家内之ものと申候得者、若当番ならば明晩ニ而も可罷出旨申由ニ付、今夕方罷越候処、御懷石中ニ付引取又々可罷上旨取次を以申上候処、暫待合候様被仰候由ニ而待合ニ罷在、後座之節左之人数一同罷出、御茶頂戴いたし、夜更帰候事

柏木 水野 狩野 八木 鹿野 拙者

日記の中で最初に光格と根本の交流が見えるのがこの二月七日である。

「銀山一件」とは、諸山が関わる鍵不正売買一件を指しており、光格は正月廿二日から廿九日までこの件に関わる調査のため連日新切山へと出勤していた。この一件が落ち着いた二月六日に根本から「夜分可罷出旨」を伝えられている。ところが、この日光格は新切山の当番であったため、家内の者がそう伝えたと「明晩」でも良いから来るようにとのことであった。指示通り、翌日の夕方、懷石中の根本を訪ね、後座で「御茶」を頂戴している。この集まりには手付・手代である柏木・水野・狩野・八木と銀山附地役人である鹿野が同席した。

また、本来は詰所当番であるにも関わらず、代官からの呼び出しによって当番を交代する場合もあった。

【史料二】三月朔日の記事

一、新切山江罷越、田邊三四郎与替り合当番相勤候積り之處、野澤茂富右御用役手紙差越候者、今朝御代官様より御役所引後より野澤同道罷出候様御沙汰

御座候ニ付、銀山当番之由専之助より申上候処、柏木を以当番之義差操相成間敷哉之旨、野澤へ御沙汰有之候間、詰合頼合昼後より罷帰り可然旨申越候ニ付、右手紙田邊江も為見当番相頼昼後より帰候事

（中略）

一、夕方御代官様へ罷出、左之人数謡内会之由、謡、御馳走、御茶頂戴、夜更罷帰候之事

同席

柏木 水野 狩野 見習八木 鹿野 野澤 田中 拙者 吉左衛門

この日光格は新切山で当番を勤めていたのだが、銀山附地役人の組頭である野澤からの「御用役手紙」によって再び当番を交代して帰宅している。手紙には勤務後、野澤と一緒に代官所へ出向くよう根本から指示があったこと、手附である柏木から当番の都合を付けられないか相談があったため、当番を他へ頼んで昼後からは帰宅するようにとの指示が記されていた。光格は指示通り帰宅し、夕方からの「謡内会」に参加している。この時同席したのは九名であり、吉左衛門という人物については不明であるが、手附である柏木・水野・狩野・見習八木と地役人である鹿野・野澤・田中といった地役人と共に「謡」「御馳走」「御茶」を頂戴している。

個人的な日記であるため多少誇張はあるかもしれないが、根本が積極的に光格を集まりに誘っている様子を窺うことができる。【表一】の◆記号をつけた部分に注目すると、同席者として挙げられている手附らは柏木・水野・狩野・八木といった毎回ほぼ同じ顔触れであることがわかる。また、地役人については野澤・鹿野が同席する場合が複数回あるが、日記によると光格が最も多くこうした集まりに参加しているようである。

また、毎月朔日の月次御礼や二月十一日の山祝い祝儀等の年中行事後にこういった集会が行なわれることが多かった。ただ、毎回光格が呼び出されるわけではなく、五月五日の端午の節句には光格ではなく専之助が地方役所一統の一員として「御馳走頂戴」している。

次に、②地元住民(地役人・商人・僧侶)が同席する茶会について見ていきたい。日記では主に田儀屋三左衛門・三九郎と西善寺住職・弟僊山が根本との茶会に光格と共に招待されている様子を窺うことができる。

【史料三】三月十五日の記事

一、御代官様より御茶午半之御案内ニ付、田儀屋三左衛門方へ罷越、三九郎より御内々ニ相伺御沙汰待請候事

上客 西善寺僊山

次客 拙者

詰 田儀屋三九郎

右三人同道罷出、御茶頂戴いたす、会記爰ニ略ス

前日に田儀屋三九郎を通じて根本から「御茶午半之御案内」を受けた光格は西善寺の僊山と田儀屋方で合流し、三人で根本の元へ出向いている。

西善寺は当時銀山町大谷にあった浄土真宗の寺院である。地役人柳原家の「柳原家譜并縁者知因家玉什物記録」(以下、「記録」とする。)でも「銀山西善寺住持并舎弟、是ハ石州流也」と記されており、兄弟で茶の湯を嗜み、寺内には数寄屋もあったようである。この数寄屋へは八月二十二日の銀山見回りの帰りに根本も立ち寄っている。

もう一人の同席者である田儀屋三九郎も柳原家の「記録」で光格とともに根本から指南を受けていた人物として記載されている。三九郎は代官所の御用請負人として掛屋等を務めた熊谷家の十三代目にあたる人物である。根本支配中は十二代目三左衛門が当主であり、この三左衛門と三九郎が日記に頻繁に登場する。

また、十月二十八日には同じく光格・僊山・三左衛門・三九郎の四名が根本からの指示を受けて訪問している。

【史料五】十月二十六日から二十八日の記事

(十月廿六日)

一、根本様へ夜分罷出御茶事御嘶承り夜更帰り候事

同席三左衛門 三九郎

(十月廿七日)

一、根本様へ昨夜罷出候節、西善寺僊山同道明晩罷出候様被仰聞候ニ付、夜分新切山詰所へ僊山呼寄、右被仰聞候趣相達差支有無問合候処可罷出旨申之、暫咄帰ル

(十月廿八日)

一、八ッ時過より根本様へ拙者・僊山・三左衛門・三九郎罷出候ニ付、八木与兵衛呼ニ被遣、御会席之御振舞ニ而御薄頂戴種々御嘶承り夜更帰候事この時は四名の他に手代である八木与兵衛が呼び出されて共に「御薄頂戴」し、「種々御嘶」を承っている。この八木は翌十一月に手代から銀山附役人の山本内蔵太の明跡へ抱え入れられて銀山附地役人となる人物である。^⑦

「種々御嘶」の内容については詳しく記載されていないため確証はないが、新規召し抱えの件は十月中に老中から許可を得ていることから、この茶会の際に根本の計らいで内々に話が合ったのではないかとすることも推察される。

以上、代官所で行われた茶会を①代官所役人内で行われたものと②地元住民(地役人・商人・僧侶)を含めたものに整理した。①の代官所において年中行事等の際に代官が手附ら下僚に酒等を振舞うことは他地域の代官所でも行われており、大森陣屋においては根本から招待を受けた地役人も参加するという形であった。根本が茶の湯巧者という側面を持っていたため、そこに茶の湯の要素が加わることもあったのではないかと推察される。

一方、②の地元住民と茶会を行った事例については、管見ながら他事例を確認することができなかった。次項では、このような代官と赴任地の住民との交流に着目し、代官所で根本が行なった茶道指南を取り上げてみたい。

(二) 茶道指南

根本から茶道指南を受けたことが史料からわかる人物として、地役人の阿

部光格・柳原右七郎、田儀屋三左衛門が挙げられる。この三名についてそれぞれどのような指南を受けていたのか見ていきたい。

まず、光格の場合を取り上げる。日記の中では「茶事御咄（嘯）」という文言が頻出する（【表一】中の記号欄○）。この「茶事御咄（嘯）」の内容を詳細に記してある部分は少ないが、おそらく根本から茶の湯指南を受けていたのではないかと考えられる。

【史料六】七月二十五日・二十六日の記事
（七月廿五日）

一 根本様へ夕方より罷越、茶事御咄いたす
（七月廿六日）

一 昨夜根本様へ相伺、待合より路地之作り様御差図御好承り候ニ付、荻原村廣兵衛榮泉寺ニ罷在候ニ付呼寄、右普請致呉候様申談候処、可相仕立旨請合候ニ付、左候ハ、夫々材木等見合詔呉候様申聞候事

この七月二十五日の「茶事御咄」では根本から「待合より路地之作り様御差図」を受けたようである。光格は自宅に「隼鳴庵」という茶室を持っており、来客の際にはその茶室で薄茶を出すこともあった。その指南を受けた光格はさっそく翌日に荻原村の廣兵衛に普請を依頼している。

また、「茶事御咄」とは記されていないが、七月の盆休みには連日根本の元を訪れている様子も見られる。墓参りの後に根本から「盆会格別事多ニも無之候ハ、」と訪問を求められた光格は「即刻参上」すると伝えた。それから三日間ほど根本の元で昼から夜まで過ごしている。連日何をしていたかというと「大風炉・中風炉・小風炉灰作り承り、右図拵」えていたということであった。この図が根本から依頼されたものであったのか、光格の覚書であったのかは定かではないが、根本が指南役となっていたことがわかる。

反対に光格が根本を手助けする場面もあった。それは根本が宇治上林道庵から初めて茶を購入する際の事で、以前から上林と取引のある光格へ注文書に添える書状を依頼している。代官である根本が持っていない人脈を一地役

人である光格が持っていることも注目されるが、光格と根本は茶の湯の師弟、あるいは茶の湯仲間ともいえるべき関係を築いていたのではないだろうか。

次に、光格と同じ地役人である柳原右七郎の場合を見ていきたい。光格と同年代である右七郎は寛政十一年（一七九九）十歳の頃に浪人となっていた祖父の跡番代として銀山附同心に召し抱えられた人物である。

さて、先にも取り上げた「記録」には柳原家の由緒と親類縁者等が記録されているが、「拙者事、少々茶の湯相好み候ニ付」という書き出しで自身の茶の湯交友関係者を記した部分がある。それによると、右七郎と根本との交流は天保五年（一八三四）三月二十四日に根本から招待されたことにより始まったことがわかる。

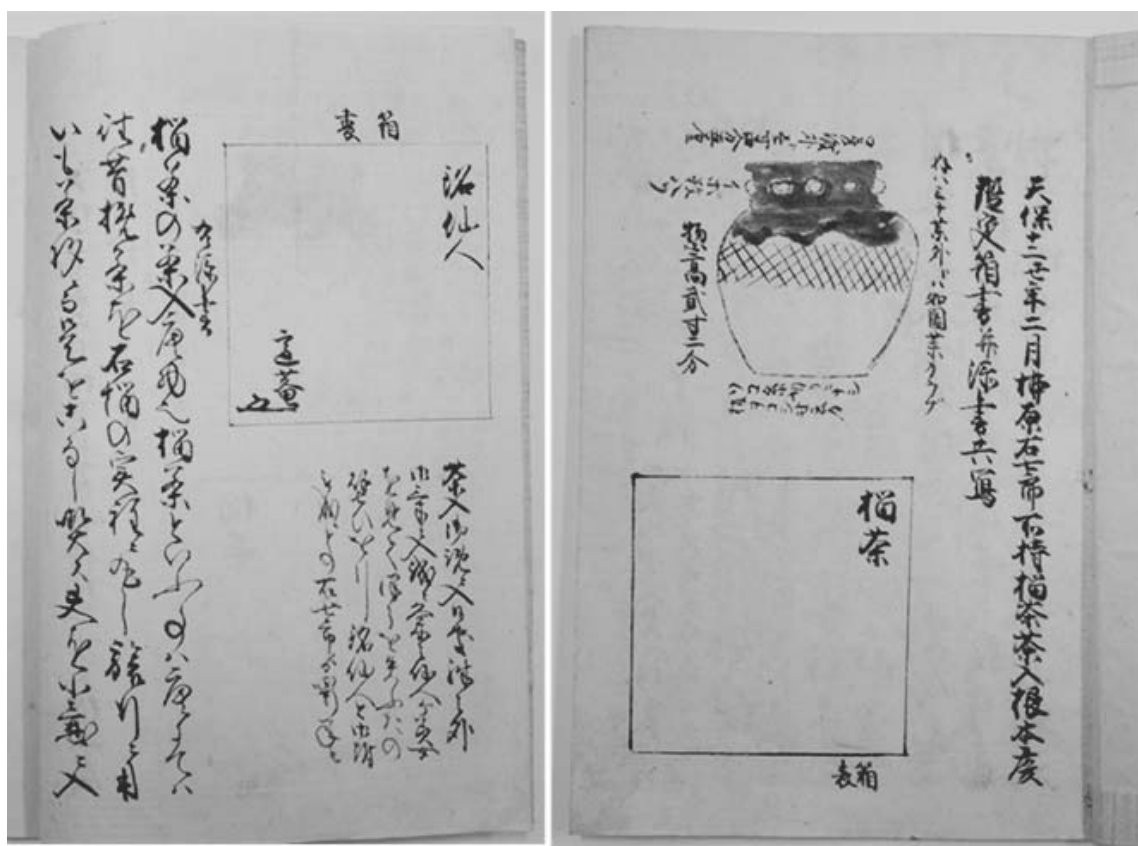
【史料八】柳原家文書「柳原家譜并縁者知因家宝什物記録」（個人蔵）

右根本君江ハ天保五甲午年三月廿四日御茶ニ被召、御懷石頂戴いたし候、其節色々之御道具御差出之内、別而御珍器と申ハ

東照宮ヨリ木幡上総介殿江拝領、夫より根本公江御譲りの信楽御水指也、其節御客組阿部半蔵殿、大賀寛兵衛殿、某、三人也、御道具附御茶銘御料理之次第ハ別紙懷記ニ有之、都而之御斗寧御自身御給仕被成下、難有事共也、其後も求咄にて罷出とて被召候て阿部氏、某、兩人御薄茶下され候、且此内某相求置候榴座茶入御鑑禎相願候処、殊之外御賞美被成、仙人といふ御銘を付られ、榴座茶入のわけ、扱ひ等御細書御認遣され候、右茶入ハから物を瀬戸にて写し候銘器なり、何卒当家の重物にいたし度候

根本から「色々之御茶道具」を披露された右七郎は中でも元々徳川家康が所持していたという「信楽御水指」のことが印象に残ったよう書き留めている。この時の客組は光格と地役人の大賀寛兵衛であった。その後も光格と共に根本の元を複数回訪れているが、特に右七郎が所持していた「榴座茶入」の鑑定を根本へ願ひ出た際、殊の外賞美されたことを詳細に書き記して

【写真一】阿部家文書「茶道見聞雜記」（個人蔵）



いる。「仙人」という銘と由来等を書いた「御細書」を受け取った右七郎は「何卒当家の重物にいたし度候」と根本から評価されたことを喜んでいる。この「榴座茶入」は阿部家文書「茶道見聞雜記」^⑩で確認することができる。

【写真一】この雜記は天保十二年（一八四一）から弘化三年（一八四六）までの茶の湯に関する聞き書き、主に根本からの指南の内容を記録したものである。筆者名の記載はないが、年代・内容から光格が記したものではないかと推察される。

右七郎は同心として定期的に詰所を交代していたが、御銀蔵番や切地番といった比較的代官所に近い場所で勤務することもあり、そうした勤務の合間に光格と共に根本に招かれ、茶の湯指南を受けていたのではないだろうか。記録には他の茶友よりも詳細に交流の様子が記録されており、右七郎にとって代官と交流することは特別であるという意識を持っていたのではないかと推察される。

次に、田儀屋三左衛門の場合を「茶湯聞書」^⑪という史料をもとに見ていきたい。この「茶湯聞書」は横半帳の形式のもので、天保五年（一八三四）正月十三日から十月八日までの「根本様御茶ニ時々参上、相伺候事共書留」めたものだと表紙裏に記されている。筆者は「次扁」とあり、時期や内容から判断すると熊谷三左衛門のことを指すと考えられる。所々に抹消線や書き足しを行っていることから、実際にこの帳面を持って根本の元へ通っていたのではないかと推測される。

「茶湯聞書」には日付・同席者・指南の内容が記録されており、【表二】としてまとめた。この中の十月八日の「茶通箱」指南の事例から、どのような形で指南が行なわれていたのか見ていきたい。

この日の記録には三左衛門が浚芳茶と栗饅頭を根本に献上したところ、夜になって臨時に呼び出された旨が記されている。そこには手附の水野正太夫と三九郎が同席し、その浚芳茶を用いた茶通箱による点前を根本が実際に披露したようだ。三左衛門は掛物や根本自作の花入等の情報を書き込んでい

成には茶の湯を通じた交流も重要な役割を果たしていたのではないだろうか。

【表 2】天保五年における田儀屋三左衛門と代官根本の交流

月	日	時間帯	指南内容	同席者
正	13	夜	年始や口切の際に用いる道具等	一人
2	15	夜	禅板について	狩野治兵衛、八木与兵衛
3	18	夜	茶道具について	一人
8	12	夜	茶道具について	一人
8	19	夜	茶道具・貴人の扱い方等	山崎次郎太郎、狩野鐘助
8	29	夜	茶道具について	一人
9	11	夕方	台飾り・掛物等について	一人
10	2		懐石について	記載なし
10	8	夜	茶通箱について	水野正太夫・三九郎

が、根本から炭取「献上配」について解説があったのか、詳細に書き留めている。その後、「茶通箱 方之次第」として茶通箱の点前の手順から仕舞方まで教わっている。

「茶湯聞書」には他にも茶道具の由来や扱い方から茶事における貴人の扱い等、時折絵を交えながら詳細に書き留められている。茶道指南の記録がある九回のうち五回は根本と三左衛門の一对で行われたようで、茶の湯を通じて親交を深めていたことが窺われる。

一連の茶道指南が行なわれた年の十二月、三左衛門は苗字「熊谷」御免、白銀一〇枚が下賜された。これは天保の飢饉に際し、米金を施したことなどを理由としたものであり、根本の相当な後押しで老中伺いの上実現したものであることはすでに指摘されている¹²⁾。このような根本と熊谷の協力関係の形

六日には御役御免、差控となる。

大坂異動後から失脚するまでの根本と三左衛門との交流については岩城卓二氏の研究¹³⁾に詳しいため割愛するが、根本が御役御免となった後に再び大森町の住民と交流している様子を窺うことができる。

【史料九】阿部家文書「茶道見聞雜記」(個人蔵)

弘化三丙午適菴君從江戸茶杓壺本贈給、八月十九日熊谷三九郎と達ス

銘 雪のさかり 適菴(花押)

風早実陰郷

都にて月と花とを知る人に

みせはやふしの雪のさかりを

同断 仙山江御送り之茶杓

銘 しら山

千種有功郷

千たひみてちたひめつらし雲かせの

すかたさためぬ富士のしらやま

傍線部の「適菴君」というのは根本のことを指している¹⁴⁾。この史料からは根本が江戸から熊谷家を通じて光格と仙山へそれぞれ茶杓を贈っていることがわかる。文中の「仙山」が西善寺の僊山を指していると考え、大森代官在任中に交流していた面々へ宛てたものであると考えられる。それぞれに贈られた茶杓には銘が付けられ、銘の元となった富士に因んだ和歌が書き留められている。

これより後の嘉永五年(一八五二)に適菴から三左衛門へ宛てた書状も確認することができる。

【史料九】熊谷家文書「添状」(箱番号R四二、大田市教育委員会寄託)

弥御平安被成御暮珍重、抑先頃者御配意千万君、此三真人大幅目出度

図から故進入申候、一庵作茶杓閑市庵筒陸安斎箱書付所持之品故御讓

申候、御秘蔵可給候、不備

(三) 異動後の交流

大坂代官となり、その後も昇進を重ねた根本は天保十四年(一八四三)五月晦日には留守居番次席となるが、老中水野忠邦の罷免に伴い、同年閏九月

十四日

熊谷三左衛門殿

この書状は熊谷家の衣装蔵二階の木箱に納めてあったものである。この木箱には他にも茶道具の鑑定書や掛け軸等が入っており、趣味文芸に関する文書類が集められたものと考えられる。

熊谷家文書は熊谷家側で包紙に書状の内容を記している場合が多いが、それと同様にこの添状の包紙にも「根本善左衛門様拝領、三真人図大堅物 一庵茶酌御添状、嘉永五子年九月」と記してある。「三真人図大幅」についてはめでたい図柄であるため贈るということでは何かの祝儀として贈ったものであろうか。根本が所持していた「一庵作茶杓」も併せて譲るということで大切にしてほしいと結んでいる。

このように大森陣屋で親交を深めた根本と光格らとの交流は根本が大森を離れた後も続いていた。地役人らの元に残る史料からの分析であるため一概には言えないが、大森陣屋で築かれた関係が一過性ではない結びつきの強いものであったことを示していると考えられる。こうした代官や手附ら幕府関係者と地元有力者が関係を形成する際に共通する趣味・学芸が重要な役割を果たしていたことは他の幕府領でも明らかにされてきている^⑮。大森陣屋で行われた根本と地元住民との茶の湯もこうした事例の一つとして挙げることはできるのではないだろうか。

二 天保く安政期における茶の湯文化の広がり

(一) 史料からみえる茶の湯交流

根本が赴任する以前から銀山料内に茶の湯文化が根付いていたことは地役人が根本に鑑定を依頼するだけの茶道具を所持していること等からも明らかである。また、前章で取り上げた根本と光格・田儀や・西善寺といった面々

との交流が注目されるが、他の地役人が根本から招待されることもあり、多くの地役人が茶の湯を嗜んでいたことも推測される。

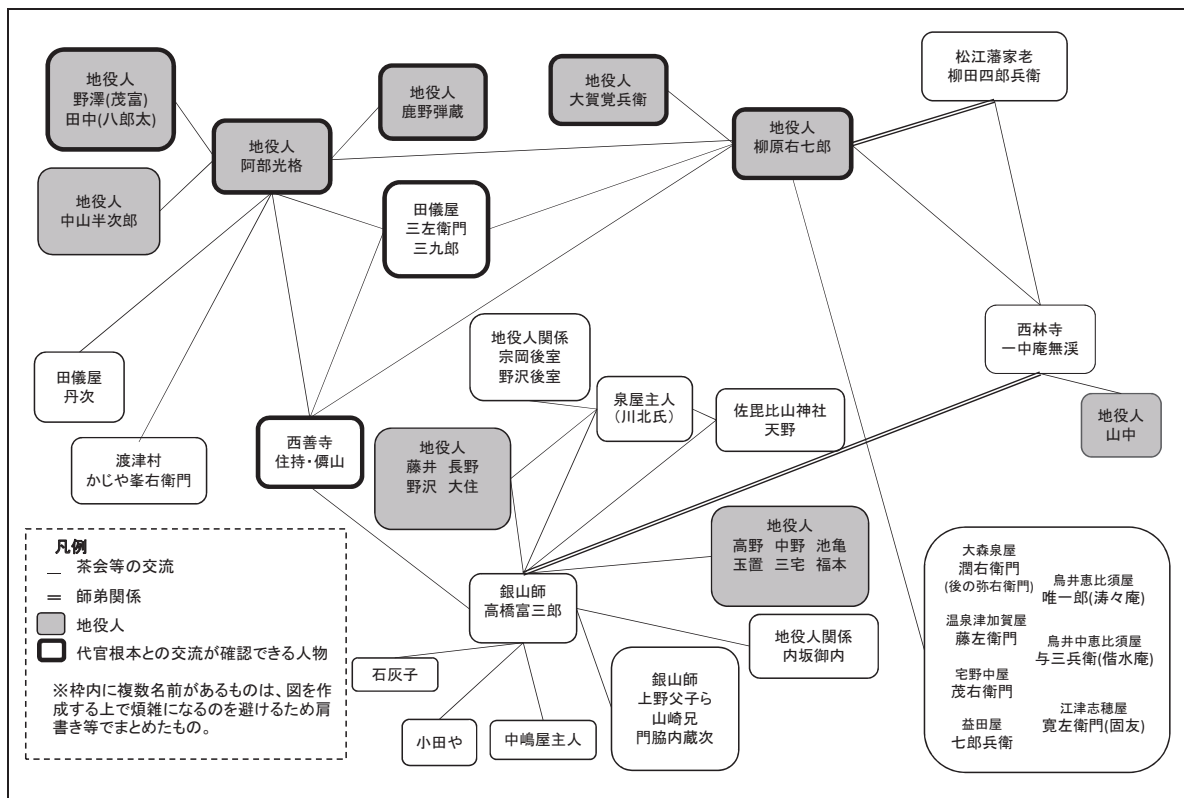
そこで本章では、この地域でどういった人物が茶の湯を嗜み、こうした交流がどの程度広がっていたのか考察してみたい。

まず、地役人の阿部光格の交友関係については前章で取り上げた根本や手附・手代との交流が特徴として挙げられるが、地元住民との間でも日常的に茶の湯を介した交流を行っていた。日記では来客や訪問の際に「茶点」「薄茶出」等の表現で記されている。特に、根本との茶会に同じく招待された田儀屋や西善寺僊山とはそれぞれ懇意だったようで定期的に互いの家を訪問している様子を窺うことができる。一方、地役人の鹿野弾蔵が光格の息子である専之助の見舞いに来た際に隼鳴庵で薄茶を出しているが、他には根本との集まりに同席する程度で日記からはそれほど頻繁に交流している様子が見られない。

次に、地役人の柳原右七郎の場合を見ていきたい。前章でも取り上げた「記録」によると、西林寺(久手町刺鹿正専寺)の一中庵無溪の取り次ぎで「石州公御流儀惠慶派、松江候御隠居不昧君御思召之立前」を学んだ雲州の柳田四郎兵衛に入門したとある。この柳田四郎兵衛というのは松江藩の代々家老を勤めた柳多四郎兵衛ではないかと考えられる^⑯。そして、茶友として列挙されている人を見ると、同心特有の諸口番所勤務により、駐在した各地で様々な流派の人々と茶の湯を介した交流を行なって人脈を広げていることが窺われる。こうした人脈は右七郎が自宅を買い、茶友である鳥井村恵比須屋から無利息で資金援助を受けるといった生活面での助けとなる場合もあった。

また、地役人を代々勤めた山中家にも「西川一中庵より石州流茶道手前聞書」^⑰という史料が残っている。年代・筆者とも不明であるが、山中氏も西川一中庵から石州流茶道の指南を受けていることがわかる。

銀山師高橋富三郎の例も取り上げてみたい。富三郎の茶の湯活動について



端ではあるが、地役人・銀山師・有力商人などが自由に交流していることがわかる。そうした中で茶の湯を嗜むことが異なる階層と交流を持つ一つの手段として捉えられていたのではないだろうか。

また、近世後期は地方の富裕層が茶の湯を持つべき教養として捉え、外部から宗匠を招いて茶の湯を身に付けるといった傾向があった⁽²⁴⁾。当該地域でも高橋富三郎が西林寺一中庵を師として自宅に招いたり、柳原右七郎が柳多四郎兵衛に師事したりと優秀な師を求めていた様子を窺うことができる。そうした中で茶の湯交流を望む代官が赴任し、代官と日常的に茶の湯を嗜んでいた地元住民との間に交流が生まれたと考えられる。

おわりに

以上、天保期に大森代官所で行われた茶の湯を介した交流の様相を明らかにし、その背景となった銀山領内での茶の湯文化の広がりについて考察した。本稿ではその一端しか明らかにできていないが、天保期から安政期にかけて石見銀山では地役人や有力商人、僧侶らの間で茶の湯が日常の中に存在しており、それを介した交流が盛んに行われていた。こうした交流がこの地域特有のものかどうかということは今後検討が必要である⁽²⁵⁾。

最後に本稿では触れることのできなかった課題を提示しておきたい。

まずは、この地域の茶の湯文化普及の重要人物であると考えられる西善寺の住持・礪山、西林寺（現在の正専寺）一中庵について詳細を明らかにできなかったことである。こうした人物を調査することでこの地域の茶の湯文化の広がりをより詳しく知ることができると考えられる。

また、煎茶文化の受容についても触れることができなかった。近年の発掘調査では地役人宗岡家住宅の地内から急須の蓋が発見され、近世後期には煎茶が嗜まれていたことも示唆されている。

茶の湯文化に限らず、こうした文化交流を検討していくことで鉱山町に暮

らす人々の階層や職業といった枠には収まらない関係性と共に銀山領外との繋がりも見えてくるのではないだろうか。

〔注〕

- (1) 仲野義文「石見銀山の文化とその基層」（竹田和夫編『歴史のなかの金・銀・銅 鉱山文化の所産』勉誠出版、二〇一三年）、仲野義文「石見銀山と茶の湯」（島根県教育委員会『平成二十八年度石見銀山遺跡関連講座記録集』二〇一八年）。
- (2) 阿部家文書「日記」（史料番号八）、個人蔵。
- (3) 松岡美幸「石見銀山附地役人・阿部光格の日記その1」（島根県古代文化センター『古代文化研究』九号、二〇〇一年）、「石見銀山附地役人・阿部光格の日記その2」（島根県古代文化センター『古代文化研究』一〇号、二〇〇二年）。
- (4) 高橋家文書「石州御奉行御代官御名前覚」（史料番号四九一―四四四）、個人蔵。
- (5) 明治七年に仁摩町馬路字神子路へ移され、平成六年に廃寺となる。解体前の調査で安土桃山時代の茶人今井宗久の書が発見されている。（三瓶古文書を読もう会『石見銀山百か寺』一九九五年）。
- (6) 柳原家文書「柳原家譜并縁者知因家宝什物記録」、個人蔵。
- (7) 島根県教育委員会『石見銀山歴史文獻調査報告書Ⅶ 石州大森銀山諸書物写』、二〇二二年。
- (8) 西沢淳男『代官の日常生活 江戸の中間管理職』講談社、二〇〇四年。
- (9) 上林道庵は維新直後の御袋茶師の中に名前が挙げられている（宇治市歴史資料館『収蔵文書調査報告書6 上林春松家文書』二〇〇四年）。
- (10) 阿部家文書「茶道見聞雑記」、個人蔵。
- (11) 熊谷家文書「茶湯聞書」（史料番号八―四五）、大田市教育委員会寄託。
- (12) 岩城卓二「掛屋と代官所役人」（宇佐美英機・藪田貫編『江戸の人の身分Ⅰ都市の身分願望』吉川弘文館、二〇一〇年）。
- (13) 注十と同。
- (14) 阿部家文書「茶道見聞雑記」（本文中の【写真一】）や熊谷家文書「添状」（本文中の【史料九】）からも確認できる。
- (15) 戸森麻衣子「代官所役人集団と幕領組合村惣代―幕末期出羽国村山郡の事例から―」（『学習院史学』四〇、二〇〇二年）、内海寧子『「浪華勝槩帖」と大坂代官竹垣直道―在坂武士の文化交流―』（松本望「大坂代官竹垣直道の文事交流」（大阪市史編纂所『大阪の歴史』八十一号、二〇一三年）。
- (16) 島根県立図書館郷土資料編『松江藩列士録 第四卷』島根県立図書館、二〇〇五年。
- (17) 山中家文書「西川一中庵より石州流茶道手前聞書」（史料番号三一―四二）大田市教育委員会寄託。
- (18) 注一と同。

- (19) 高橋家文書「御用留」(史料番号二〇七、個人蔵。
- (20) 阿部家文書「日記」(史料番号八)・「茶道見聞雜記」、柳原家文書「柳原家譜并縁者知因家宝什物記録」、山中家文書「西川一中庵より石州流茶道手前聞書」(史料番号三一—一四二)。
- (21) 【図一】の高橋富三郎の交友関係を示した部分の地役人名は村上直・荒川秀俊編『江戸幕府代官史料―県令集覧―』(吉川弘文館、一九七五年)で確認できる。また、大森泉屋潤右衛門(後の弥右衛門)と泉屋主人(川北氏)は同一人物か確認できなかったため、そのまま表記した。
- (22) 高橋富三郎の日記では「茶点」「茶会」の他に「茶話」という表現があるが、「茶話」が所謂抹茶を指しているか判断できなかったため、【図一】には反映していない。
- (23) 西林寺一中庵の重要性については仲野氏も指摘されている。仲野義文「石見銀山と茶の湯」(島根県教育委員会『平成二十八年度石見銀山遺跡関連講座記録集』二〇一八年)。
- (24) 山田哲也「茶の湯の地域的展開」(茶の湯文化学会編『講座日本茶の湯全史第二巻近世』思文閣出版、二〇一四年)。
- (25) 同じ幕領である飛騨国高山役所では天保期に幕政改革のもと質素儉約の実施を奨励するなか、地役人の中に一人、二人、茶の湯をするものがあることを問題視しており、支配する代官の特質によって幕領支配の細部の様相は異なることが推測される。(高橋伸拓「飛騨国高山役所の地役人改革と文武稽古―天保期を中心に」『風俗史学』三九、二〇〇九年)。
- (26) 島根県大田市教育委員会『石見銀山遺跡発掘調査概要25―昆布山谷地区・宗岡家地点・金森家地点―』二〇一七年。

〔付記〕本稿の作成にあたり、石見銀山資料館の仲野義文氏、藤原雄高氏、大田市石見銀山課の生田光晴氏、清水拓生氏、島根県文化財課の伊藤大貴氏には種々御教示いただきました。末尾ながらここに感謝申し上げます。

熊谷家の沿革と家業

藤原 雄 高

はじめに

熊谷家は、大森陣屋の御用の担い手として代官の地方支配に関与し、町の重立として町政の運営にも深く携わった、江戸時代の大森町を代表する商人である。一方で、家業については、問屋、酒造、金融、鉾山、製鉄などに関わったとされるが、実態はほとんど未解明である。また、江戸時代前期には鉾山町に居を構えていたとされ、下河原地区には「字熊谷屋敷」という地名も残されている。しかし、熊谷家に伝わる古文書は十九世紀が大半であり、それ以前の姿を明らかにするのは容易ではない。そのため、本稿では石見国初代熊谷直政より直忠までの家譜をまとめた「由緒書」^①をベースに、熊谷家の家業や職務を整理検討し、鉾山町の変遷を明らかにする一助としたい。

先祖 直政（宗右衛門）

初代芸州可部城主熊谷信直の二男ないし三男と伝わる。天正十四年（一五八六）、石見鉾山の山奉行となり、慶長五年（一六〇〇）、鉾山を数か所開発して、奉行大久保長安から山屋敷三か所を拝領したという。後年、出雲国神門郡白枝村の西本坊を鉾山町に勧請し、熊谷家の菩提寺に据える。^②寛永十一年（一六三四）十二月三日没。

初代 義政（茂兵衛）

慶長十二年（一六〇七）、奉行大久保長安に召し抱えられ、鉾山附役人をつとめたという。慶安三年（一六五〇）、子重政に家督を相続し、翌慶安四年（一六五二）八月二十八日に没する。

二代 重政（茂左衛門）

慶安三年、父義政の家督を相続し、鉾山附役人になったという。寛文四年（一六六四）、子直充に家督を譲り、四男光亨（茂右衛門）を後見して鉾山開発をおこなったとされる。寛文八年（一六六八）十二月十一日没。

熊谷家の鉾山での存在が確認できるのは、十七世紀中頃からである。寛文七年（一六六七）、六代将軍家綱の巡見使派遣の折、熊谷茂右衛門が徳永頼母の宿をつとめている。^③熊谷茂右衛門は、延宝七年（一六七九）、元禄四年（一六九二）にも幕府の巡見使の宿を担っており、鉾山町の中でも重立であることがわかる。なお、光亨は宝永六年（一七〇九）六月十六日に没している。

三代 直充（万吉郎）

寛文四年、父重政の家督を相続し、鉾山附役人になったという。貞享三年（一六八六）八月七日に急病で没するが、子直員は幼年のため家督の相続は叶わなかったとされる。

直員は、二代重政の五男厚東直澄の養育を受けて成長し、宝永四年（一七〇七）に鉾山町の長役となる。正徳元年（一七一〇）十二月二十八日没。^④

四代 直澄（平右衛門）

若年より厚東家三代光政（清右衛門）の養子となり、寛文九年（一六六九）、父光政の家督を相続し、鉾山附同心になったという。^⑤貞享三年、兄熊谷直充の死去により、熊谷家の家業を後見。正徳二年（一七一二）、二男清次右衛門に家督を相続し、自身は隠居して熊谷平右衛門と名乗ったとされる。

ただし、貞享元年（一六八四）五月六日に行脚俳人の大淀三千風が鉾山町を訪れた折には「石州鉾山下河原熊谷氏直澄宅^⑥尔舎り」とある。また、元禄四年（一六九二）、元禄六年（一六九三）、元禄十一年（一六九八）の史料に^⑦

は、銀山附同心として厚東氏の名前はみえない。さらに、元禄十一年に西本坊門徒として熊谷平右衛門の名が確認でき、宝永七年（一七一〇）には巡見使の宿をとめている。⁹これらのことから、直澄は貞享元年の時点ではすでに熊谷家の家業に深く関わる立場にあったと考えられる。

熊谷平右衛門は、正徳期（一七一〇～一六）には銀山町の町年寄・山組頭をつとめ、正徳二年、正徳六年（一七二六）、享保四年（一七一九）には巡見使の宿を担っている。¹⁰また、正徳四年（一七一四）には、清水谷の蔵之丞山の山主としてその名がみえる。¹¹ただし、当時、蔵之丞山は休山となっており、熊谷家の家業自体は不明である。その後、蔵之丞山は享保十四年（一七二九）には平右衛門の手を離れ、原彦三郎が山主となっている。¹²

この頃銀山も衰微し、家としての相続が困難となり、また直員の子も早世して跡継ぎがないことから、享保十四年、重政の嫡孫にあたる田儀屋直住に熊谷家の家名を譲ることとなる。

五代 直住（三左衛門）

田儀屋の元祖は、三島清右衛門の末子俊房とされる。天文期（一五三二～五五）、大森へ分家し、「田儀屋」を屋号とし、三代相続して元和期（一六一五～二四）に途絶えたという。その後、本城常光の兄高橋長重の孫住長が奉行竹村道清に召し抱えられて田儀屋敷に住み、寛永期（一六二四～四五）に家督を三男住正へ譲り、寛文七年（一六六七）に相続した住方が大森町方の支配役をつとめるようになったとされる。¹³

直住は、熊谷重政の子政春（稲用村熊谷家初代）の三男にあたり、幼少より住方の養子となり、元禄九年（一六九六）に田儀屋を相続したとされる。

田儀屋三左衛門の名は、代官鈴木八右衛門の在任期間、正徳三年（一七一三）から享保元年（一七一六）頃に「御陣屋台所肝煎人」¹⁴としてみえるのが現段階での史料上の初見であるが、この人物こそ直住であると考えられる。その後、田儀屋三左衛門は、享保三年（一七一八）閏十月二十三日に御用掛

屋を仰せつけられ、享保四年（一七一九）には大森町の町年寄もつとめている。¹⁵一方、家業としては、代官鈴木八右衛門の時代に、邑智郡久喜村の栃谷山・芦谷山を請け負って鉦経営に関わっていたようだが、それ以外は不明である。¹⁶

享保十四年、直住は熊谷家の家名、家宝八品、宝山六か所、家屋敷一か所を受け継ぎ、熊谷三左衛門と名乗る。それにともない、菩提寺は浄土宗邑智郡吾郷村浄徳寺から銀山西本坊に移る。その後、子直芳は多病のため、弟直信に相続して隠居する。寛延二年（一七四九）一月二十一日没。

六代 政信（六左衛門）

享保期（一七一六～三六）に熊谷家を相続したとされるが、不明な点が多い。享保四年、田儀屋三左衛門の弟出雲屋六左衛門を召し捕えて大坂奉行所へ送還するよう命じられるという事件があるが、この六左衛門は政信であると考えられる。¹⁷「熊谷家略系」¹⁸には、大森川北家に入家した後、離縁して熊谷家を相続したとある。元文四年（一七三九）十月九日、大坂で没する。

七代 直芳（起右衛門）

元文四年（一七三九）、大森町年寄見習になったことを受けて相続する。延享三年（一七四六）、巡見使の宿をつとめている。¹⁹延享四年（一七四七）より御用掛屋の業務の一つである地方の掛改を、大森陣屋内でおこなうようになる。²⁰宝暦二年（一七五二）七月二十四日没。

八代 直春（三左衛門）

宝暦二年、父直芳の死去にともない相続する。宝暦三年（一七五三）、代官天野助次郎が郷宿が整備したのを受けて、久利組・津茂五ヶ所の郷宿に任じられる。²¹同年には、石見銀山御料における上納銀を全て「田儀屋包」とするよう改めて規定される。宝暦十年（一七六〇）には、巡見使の宿をとつめ

ている。宝暦十四年（一七六四）二月二十日没。

九代 住雄（起右衛門）

住雄は、直芳の弟にあたるが、直春には男子がなく、女子も幼年のため、宝暦十四年に相続する。安永五年（一七七六）三月一日没。

十代 直忠（民右衛門）

直忠は、邑智郡高見村片岡氏の三男にあたり、直春長女まつと婚姻して住雄の養子となり、安永五年に相続する。同年、代官会田伊右衛門が死去し、倉敷代官花木伝次郎と笠岡代官野村彦右衛門が預かるにあたり、御用達を命じられる。²³天明八年（一七八八）には、巡見使の宿をつとめている。

天明六年（一七八六）十二月、大田・佐摩・九日市・大家・波積の五組の惣代が郷宿へ御用掛屋を命じるよう大森陣屋へ訴える。また、寛政元年（一七八九）には盛込千木一件のなかで、熊谷家の身分が吟味の対象となる。これを受けて、同年より直忠は御用掛屋・郷宿・御用達を外され、御用掛屋の業務は各郷宿でおこなうことになる。寛政三年（一七九一）、盛込千木一件が落着し、久利組・津茂五ヶ所の郷宿に復帰する。寛政五年（一七九三）一月、勘定奉行の下知により、ふたたび御用掛屋をつとめる。また、同年七月には、御用達にも復帰する。²⁵

寛政十二年（一八〇〇）三月二十四日、俗にいう「寛政の大火」により住宅が類焼するも、翌享和元年（一八〇一）に再建する。文化二年（一八〇五）、邑智郡村之郷二十七か所の山毛上を十か年季で購入し、鍛冶屋の経営に参画しているが、主となる家業は明らかではない。²⁶

代官川崎平右衛門・市之進親子が十八世紀後期に貸付銀制度を整備して以降は、大森陣屋の貸付銀の取次を担う拝借人宿をつとめ、藩の担当者との交渉や陣屋への取次、貸付や返済にかかる実務を担っている。そこで各藩と深い関係性が構築され、備中国松山藩や足守藩から三人扶持が与えられたた

か、両国に加えて豊後国日出藩、立石藩などから上下や時服が下されている。

文化四年（一八〇七）、同居別株の直安が御用達となる。²⁷これは直忠が上野四郎三郎借財一件にかかり問題を抱えていたためであろう。なお、直安は、那賀郡浅利村佐々木儀左衛門三男にあたり、直忠四女タカと婚姻して熊谷家の養子となった人物である。

文化五年（一八〇八）、直忠は上野四郎三郎借財一件の吟味のため江戸へ呼び出され、同年九月二十八日に没する。なお、この一件に関して、文化七年（一八一〇）五月十三日の申渡では、直忠の子直行に対して過料錢三貫文が言い渡されている。²⁸

十一代 直行（三左衛門）

文化七年、父直忠の死去にともない相続をする。文化九年（一八一二）四月、直安が病氣を理由に御用達を辞任したことを受けて、御用達に任じられる。

文化八年（一八一三）二月、文化十三年（一八一六）十一月には、伊能忠敬測量隊の宿をつとめている。²⁹文政四年（一八二二）、代官大草太郎右馬より「掛屋用達町役并今市原村庄屋兼帯」による御用向きが評価され、上下を拝領する。³¹

家業は不明であるが、諸役の運上からみると、文化八年、邑智郡都賀行村の落合山と、邑智郡村之郷の二か所の鍛冶屋にかかる運上を納めている。落合山は御立山であり、その立木をもとに鍛冶屋の経営に関わっていた可能性がある。³²一方、同年には、直安が邑智郡大林村の水の奥・長とろ山の二か所の運上を納めていることもみえる。³³なお、直安は文政五年（一八二二）に佐摩村字すかさうで瓦稼ぎをおこなっていることが知られている。³⁴

文政五年（一八二二）二月に母まつ、四月に妻いよが相次いで死去し、忌中の間は一時的に掛屋・御用達を子信英、そして四月からは直安、郷宿を都

屋幾之助、年寄を泉屋弥右衛門がそれぞれ代行している。自身も五月二十二日に病氣となり、代官大岡源右衛門の着陣への対応は信英が担っている。

文政五年、御用掛屋の勤務にあたり家屋敷等を担保として大森陣屋へ差し出す。その質物は、屋敷十四ヶ所、新田高一斗八升六合、畑高一石四升七合、家十九棟、土蔵六棟であり、価値にして銀一一八貫五〇〇目相当とされている³⁵。以降、信英、信孚と御用掛屋の相続にあたっては、家屋敷等を大森陣屋への担保とするのが通例となる。

文政六年一月、同居別株の直安の分家にあたり、家屋敷三か所を譲渡する。あわせて、直安が久利組・津茂五ヶ所（地方御用）³⁶の郷宿をつとめるようになる³⁷。また、文政六年（一八二三）四月には、栃畑谷の大橋山（当時休山）の山主として熊谷三左衛門の名がみえる³⁸。文政六年五月二十二日没。

十二代 信英（三左衛門）

信英は、那賀郡跡市村沢津次郎左衛門勝孚の三男にあたり、直行の長女さりと婚姻して直行の養子となり、文政六年七月十七日に相続する。天保五年（一八三四）、老中松平康任の裁許により一代限り名字御免と白銀十枚が下賜される³⁹。天保九年（一八三八）には、巡見使の宿をつとめている⁴⁰。

家業としては、天保九年には田儀屋の使用人として杜氏がみえるため、この頃には酒造業をおこなっていた可能性がある⁴¹。また、諸役の運上からみると、少なくとも文政九年（一八二六）から五年間は、邑智郡大林村で黒瀬・とくせんの二か所の鉄穴場の運上を納めていたようだ。弘化三年（一八四七）には、大林村水の奥・長とろ山、邑智郡久喜村芦谷山・栃谷山の運上を納めている⁴²。このうち久喜村芦谷山・栃谷山の毛上は、嘉永元年（一八四八）より十年季で久喜村土居三兵衛が掛かり受けている⁴³。嘉永六年（一八五三）には、大林村で鉦床役、黒瀬・とくせんの二か所の小鉄役、水車役、二か所の酒場役と、合計丁銀二八一匁五厘の運上を納めている⁴⁴。なお、天保二年（一八三一）には、熊谷三左衛門が邑智郡久喜村の買請米の買請人とな

り、大林鉦へ米輸送を指示していることから、熊谷家が大林鉦の経営に深く参画していた可能性がある⁴⁵。

天保十五年（一八四四）四月には、栃畑谷の熊谷山（当時休山）の山主が熊谷三左衛門、清水谷の熊谷横相（当時休山）の山主が熊谷三左衛門・山根市太郎となっている⁴⁶。いつ頃に収得したのかは不明であるが、天保二年（一八三一）に先祖直政の墓石を再建していることから、同様の時期に「熊谷」の名のつく間歩を得るための働きかけをおこなっている可能性がある。

安政二年（一八五五）、海防にかかる御用金への賞賜として、信英に一代限り帯刀御免と忤（信孚）代までの名字御免が申し渡される⁴⁷。安政五年（一八五八）、隠居して子信孚に相続する。安政五年四月三日没。

十二代 信孚（三左衛門）

安政五年、信英の隠居にあたり相続する。同年、信満と分家し、信満は中田儀屋初代となる⁴⁸。

安政五年六月、山師株を分家で直安の子信之へ譲渡し、信之が栃畑谷の熊谷山と清水谷の熊谷横相の山主となる。信之は、同年十月より栃畑谷で信満とともに新間歩の開発に取り組み、万延元年（一八六〇）五月に真名鶴山と名づける。同年六月十五日には、この功績により信満も山師に取り立てられる⁴⁹。

家業としては、万延元年作成の指図において、屋敷地内に「竹見世」という酒場が描かれており、この頃には酒造業を営んでいたことがわかる⁵⁰。慶応元年（一八六五）には、海岸防備や幕長戦争にかかる御用金の献金などの功績により、「苗字帯刀永々御免」に加え、新規御扶持として一人扶持が仰せつけられる⁵¹。明治十一年（一八七八）三月十五日没。

おわりに

熊谷家は「由緒書」には銀山の山奉行・銀山附役人であったと記されているが、一次史料ではその姿を確認することができず、いつ頃から銀山に居を構えていたのかは明らかではない。ただし一七世紀中頃には、幕府の巡見使の宿を担い、行脚俳人の大淀三千風が滞在するなど、銀山の有力者となっている。正徳期には、銀山町の町役人・山役人として、町政に携わっているが、鉾山業は正徳期にはおこなっておらず、熊谷家の家業自体は不明である。なお、元禄七年（一六九四）長砂神社本殿建立棟札に「肝煎 熊谷清右衛門」とあり、今後の検討を有する。⁽³²⁾

一方、田儀屋の祖先是、戦国から江戸初期にかけて大森に住んだとされるが、こちらも一次史料では確認できていない。現段階では、代官鈴木八右衛門支配下で「御陣屋台所肝煎人」として田儀屋三左衛門の名がみえるのが初見である。この頃には、邑智郡久喜村で鉦経営に関わっていたようである。また、享保期の初めには、大森町の町年寄をつとめ、大森陣屋の御用掛屋を担うなど、大森町で有力な町人であったことがうかがえる。

田儀屋が熊谷家を相続した後、銀山師として鉾山業を行なった例は、管見の限り分家に山師株を譲渡した幕末程度しか確認できない。その一方で、買請米の購入に関する史料は散見される。また、大森陣屋の支配機構の整備が進められるなかで、一時期を除いて代々熊谷家が御用掛屋・御用達・郷宿を担っている。ただ、文政六年に分家へ郷宿株を譲渡するように、十九世紀初め頃から熊谷家のなかで機能分担が進められている様子がみえる。なお、現段階では、熊谷家の家業の実態は把握できていないが、十九世紀以降は製鉄業に参与しており、十九世紀中頃からは大森町内で酒造業をおこなっていたことは確かであろう。

今後は熊谷家の事例をもとに、大森町の有力商人と御用の関係性について、大森陣屋の鉾山政策や支配機構の整備に伴う御用の役割の変化、上野四

郎三郎一件や掛屋出入一件など御用を担う者と村との関係、銀山町の衰微と大森町の発展などを相互的にとらえて検討していく必要がある。

〔注〕

- (1) 熊谷家文書「由緒書」（大田市寄託）。以下、熊谷家文書で所蔵先の記載がない場合は、すべて大田市寄託資料である。
- (2) 西本寺文書「西本寺縁起」。
- (3) 高橋家文書「御山作法銀山法度書」。
- (4) 熊谷家文書「由緒書」には、「元禄十五年午十二月行年二十九才にして病死ス」とあるも、宝永四年に銀山町の長役になったとしていることと、貞享三年に二歳とされることなどから、死没年は熊谷家文書「熊谷家略系」の記載をもとにする。
- (5) 熊谷家文書「厚東家熊谷家由緒并親類書之写」。
- (6) 大淀三千風著『日本行脚文集』。熊谷直澄は、句会で「銀花に夏を埋たり石見富士」、「鶺鴒はあれど銀は山に捨て坊主夏瘦の腹一笑して」、「蛭明て灰吹の山しらしたり」の三句を詠んでいる。
- (7) 阿部家文書「万覚書」、「石雲隱覚集」、山中家文書「銀山古事覚書」。
- (8) 西本寺文書「乍恐奉願一札之事（元禄十一年八月）」。
- (9) 高橋家文書「御山作法銀山法度書」。
- (10) 高橋家文書「御山作法銀山法度書」。
- (11) 野沢家文書「正徳四年覚書」。なお、栃畑谷の熊谷横相の山主は久保甚右衛門である。
- (12) 野沢家文書「万覚書」。
- (13) 別の系図には、雲州神門郡口田儀村住で堀尾氏浪士の高橋氏を祖先とする高橋繁規が大森に移り住み、以降、名字を「田儀」にあらためた繁知、さらに直繁が大森町方の支配役をつとめたとある。いずれも一次史料では確認できておらず、真偽のほどは定かではない。ただし、跡を継いだのが安濃郡稲用村熊谷氏からの養子であることは一致している。
- (14) 熊谷家文書「石州銀山領万覚書」（島根大学附属図書館蔵）。
- (15) 中村家文書「享保四年万留」。
- (16) 山中家文書「乍恐御訴訟申上候（享保十六年五月）」。
- (17) 中村家文書「享保四年万留」。
- (18) 熊谷家文書。
- (19) 高橋家文書「御山作法銀山法度書」。
- (20) 野沢家文書「寛政五丑年ヨリ天保十四卯年迄万留書抜」。
- (21) 「玉曆三年酉十月改 石見国郡中人用其外取計定書」（温泉津町誌編さん委員会『温泉津町誌』別巻（史料編）、温泉津町、一九九六年）。
- (22) 「寛延三年十一月 銀山領役銀取立覚書」（温泉津町誌編さん委員会『温泉津町誌』別巻（史料編）、温泉津町、一九九六年）。

- (23) 熊谷家文書「乍恐御尋ニ付奉申上候（丑年九月）」。
- (24) 石見銀山御料内での千木の不正にかかる事件。
- (25) 熊谷家文書「差上申一札之事（寛政五年一月）」など。
- (26) 熊谷家文書「山毛上老生買証文并定之事（文化二年四月）」、「乍恐書付を以奉願上候（文化二年七月）」。
- (27) 邑智郡高見村の大田屋勝左衛門が実質的な経営を担い、熊谷家は資本参画をしたと指摘されている。（仲野義文「山間地域史研究の視座―石見銀山領の村における生産・流通・資本―」「芸備地方史研究」二八四号、芸備地方史研究会、二〇一三年）。
- (28) 熊谷家文書「御用達見合書類」。
- (29) 代官上野四郎三郎の手代前山源次郎らによる不正借財にかかる事件。
- (30) 熊谷家文書「上野四郎三郎借財一件」（島根大学附属図書館蔵）ほか。
- (31) 伊能忠敬測量日記。
- (32) 熊谷家文書「大草太郎右馬申渡（文政四年十二月）」。
- (33) 熊谷家文書「受取申諸運上銀之事（文化八年二月）」（京都大学附属図書館蔵）。
- (34) 熊谷家文書「請取申諸運上銀之事（文化八年二月）」（京都大学附属図書館蔵）。
- (35) 中村家文書「文政五年 銀山日記」。菅相窯については、本報告書の熱田貴保・尾村勝・新川陸「菅相窯跡測量調査報告に詳しい」。
- (36) 熊谷家文書「奉差上家屋敷田畑質証文之事（文政五年十一月）」。
- (37) 津茂五ヶ所のうち銅山方は引き続き直行が担う。
- (38) 中市の田儀屋として「中田儀屋」と称する。のちに「上田儀屋」となる。
- (39) 上野家文書「文政六 未年間歩改帳」。なお、栃畑谷の熊谷横相の山主は市川富重、清水谷の熊谷横相の山主は山根茂兵衛である。
- (40) 熊谷家文書「大森町熊谷三左衛門其外奇特筋取計候ニ付御賞賜之儀書上写」。
- (41) 熊谷家文書「御料御巡見高橋誓之丞様御宿之節料理献立扣」（島根大学附属図書館蔵）。
- (42) 財団法人文化財建造物保存技術協会『重要文化財熊谷家住宅主屋ほか五棟保存修理工事報告書（本文編）』（大田市、二〇〇九年）。
- (43) 熊谷家文書「請取申運上銀之事（弘化三年二月）」。
- (44) 世話人には、邑智郡高見村の大田屋勝左衛門がなっている。
- (45) 熊谷家文書「請取申運上銀之事（嘉永六年十二月）」。
- (46) 小林准士「石見銀山附幕領における買請米制度に関する基礎的考察」（『社会文化論集』第五号、二〇〇九年）。
- (47) 上野家文書「天保十五辰年 間歩改帳」。なお、栃畑谷の大橋山の山主は布川留十郎となっている。
- (48) 熊谷家文書。
- (49) 直安は上田儀屋初代となる。
- (50) 上野家文書「栃畑谷新間歩取立一件」など。
- (51) 財団法人文化財建造物保存技術協会『重要文化財熊谷家住宅主屋ほか五棟保存修理工事報告書（本文編）』（大田市、二〇〇九年）。熊谷家文書には「嘉永三年 酒造仕立勘定帳」も

あるが、熊谷家がいつ頃から酒造業に携わっていたのか、また大森で営んでいたのかは、現時点では明らかではない。

(52) 岸本寛「長州戦争期戦場地域の基礎的研究―銀山領の献金分析を中心として―」（『中山間地における地域形成とその歴史的特性に関する総合研究―島根県石見地方の地域調査と鳥取県日野地方の被災史料救出保全活動の成果をもとに―』二〇〇六年）。

(53) 大田市教育委員会『史跡石見銀山遺跡地内 建造物（二〇社寺）調査報告書』（大田市、二〇一三年）。

史料 熊谷家文書「由緒書」

由緒書

本國武藏

石見國銀山初代

生國安芸

熊谷宗右衛門直政

前系略之芸州可部ノ城主從士位下熊谷伊豆守信直之男
左馬升直清之息也、天正年中出雲國尼子晴久對陣戰功ノ事毛利家ノ感狀
有之、永正十四戊戌年石州銀山勤役シテ天正十四戌年石州銀山勤役して山
奉行たり、然ル処慶長五年輝元公領地被召上、仍之諸家中長門國江集移ス、
其時直政浪人して銀山ニ居を止む、山方稼を以家業とし宝山數ヶ所開之、慶
長年中大久保石見守殿奉行之節願書を以山屋敷三ヶ所被下之、家督伴義政江
譲り、後剃髮して法号宗祐と云ふ、始浄土真宗京本願寺門徒なり、時爰出雲
國白枝ノ郷本願寺末西本坊を以、銀山へ同寺建立して西本坊を以熊谷氏ノ菩
提寺と定む

「直政 寛永十一年戊十二月六日死、法号宗祐居士」

直政ノ倅

熊谷義茂兵衛義政

権現様御代、慶長十二未年大久保石見守殿奉行之節被 召抱銀山附役人相
勤、追々転役之上御宛行八拾五俵被下山方奉行役相勤、寛永九辰年竹村丹後
守殿奉行之節山方大盛ニ付御褒美之書翰被下、慶安三年杉田亦兵衛奉行之節
願之通伴義左衛門重政江家督相統相濟、翌寅年八月病死

義政倅

熊谷茂左衛門重政

大猷院様御代、慶安三寅年杉田亦兵衛殿奉行之節父願之通家督相統被仰付、
御宛行六拾俵被下町方奉行役相勤ル、寛文四年山高孫兵衛殿奉行之節願之通
伴万吉郎へ家督相濟、隱居之後祖父直政丹誠有之処ノ山稼不宜様山高孫兵衛
殿印書被下、仍而宝山稼仕入舍弟茂右衛門光亨ユキキ之後見して卯申年迄灰吹銀
六百五拾貫目上納之シ、寛文八年申十二月病死

重政倅

熊谷万吉郎直充

嚴有院様御代、寛文四辰年山高孫兵衛殿奉行之節、父願之通家督相統被仰
付、御宛行六拾俵被下目附役普請役相勤、永田作太夫殿奉行之節書翰有之地
方役相勤ル、由比長兵衛殿支配之節貞享三年寅年八月急病ニて死去致し、倅
直員へ家督相統相願候得とも幼年ニ付願不相叶、浪々いたし抱屋敷ル相住ム

直充倅

熊谷清左衛門直員

貞享三年父直充死去之時直員二歳ニ相成り、伯父直澄ノ養育ニ仍て成長し、
宝永四亥年銀山ノ長役と成る、時ニ元禄十五年午十二月行年二十九歳ニして
病死ス、男式人女子壹人有り、早世ス

直充舍弟

熊谷平右衛門直澄

先享重政ノ五男也、若年ニて銀山附役人厚東氏ノ養子と成て、寛文九酉とし
養父清右衛門家督相統之處、実家之兄直充病死ノ後倅幼年ニ付直澄勤役中熊
谷家へ行移り家業後見ス、時ニ直員早逝ニ付、正徳二辰年願之通直澄二男清
次右衛門江厚東家之家督相統相濟、直澄隱居して熊谷平右衛門と名乗、時ニ
嫡男惣左衛門ト云有り、直澄存意有て大森抱屋敷相讓分家ス、屋敷古名を以
伏見屋と唱ふ、然ル処銀山相衰へ身躰保がたく、其上直員子供早逝ニ而熊谷

家相続人無之、爰おるて家名絶えなんとす、依之大森高橋三左衛門ハ熊谷家先主之嫡孫たるを以て、熊谷ノ家系伝来之宝物并ニ從來之宝山等三左衛門政周^{（直生）}ハ相讓、爰ニおるて政周^{（直生）}姓を改大森ニおるて熊谷家系相続ス、仍而其後宝永年中厚東清次右衛門大森抱屋敷江移住して御家人相続ス、清次右衛門夷子早逝ニ付銀山附役人中西市兵衛次男宗藏養子として家続ス、悉敷厚東家之由緒有り、時ニ平右衛門直澄熊谷家ノ差配凡二十九ヶ年也

（付紙・朱書）

「貞享元丑五月行師三千風止宿ス西本坊庭ノ記ヲ書丁日本行脚文集見ユ、

土江村住吉屋ニ所持有之

鵬^{ケン}ハあれと銀^{シロカネ}ハ山に捨坊主夏瘦の腹^{ヒトモツコ}一笑して 直澄 三千風」

田儀号用ル之由緒

出雲国神門郡田儀邑之住三島清右衛門俊正ト云ふものあり、石見国迹摩郡大國村ニおるて近縁之もの居住ス、仙の山尔奇光の石有り音信之砌右奇石田儀邑ニ取帰庭石ニ用、其頃筑前国博多之住人神屋寿貞と云ふもの雲州通商して年来俊正宅尔止宿ス、有時右之光石を見て在所を問ふ、則委細尔物語ス、仍而寿貞石陽仙の山ニ至り地上尔限在せる銀石取方悉筑前江積帰ル、其後銀石成ル事を密尔清右衛門俊正尔語り地中尔掘入らん事をさ々やく、頃者大永六戌年雲州佐儀銅山ノ職人両三輩をかたらい俊正寿貞銀山尔来り、同三月始て石を穿土中ニ掘入ル、時ノ太守周防国大内義興公江注進ス、神妙之至り御感有之、清右衛門を以山主ニ定られ、月を経て大盛ニおよび、享禄元年二月三島清右衛門俊正銀山ニ移住し山奉行と成て銀山ノ頭職たり、天文二年の秋銀山ニおるて銀石を吹分初而正銀を貢ス、時ノ人田儀長者と呼ふ、俊正ノ六男半之丞俊光同郡温泉津郷枯柳湊ニ分家ス、末子清九郎俊房天文ノ末大森ニ分家して田儀を以家号とす、三代相続して元和年中ノ初尔至り夷子無之血脈爰ニ絶す、銀山ノ開基三島氏【大内・小笠原・毛利三家ノ奉行飯田・吉田・寺

本・大谷・平賀・森脇等ノ書類数通有り】山方頭職数代相続之後銀山相衰、元禄年中ノ末ニ至り家名散乱ス、爰ニ前系略之高橋次郎左衛門長重と云ふあり、舍弟山吹之城主本城越中守常光が陣尔有之、為毛利家ノ永禄四年十一月一家悉滅亡ス、時尔長重の一子孤子となり於小濱湊尔成長し高橋次郎右衛門長□と云ふ、天正年中銀山本谷ニ来り三嶋氏の聳と成、山方支配之長役と成ル、二子有り嫡男次郎兵衛住長慶長年中大久保石見守殿奉行之節銀山山町支配老中役被仰付、東照宮様大坂御陣之砌住長兄弟二人掘子支配して大坂ニ登り御陣用相勤、御感之趣竹村藤兵衛殿御取次ニて御褒美被下置、元和年中竹村丹後守殿奉行之節被召抱、御宛行四拾俵被下大森り田儀屋敷ニ来り、目附役相勤、寛永年中江戸出府之砌大森町之家督三男住正へ讓、銀山山方ハ嫡男次右衛門英長へ讓、二男・四男銀山ニおるて分家し各別系あり、其後承応年中住長銀山ニ帰ル、高橋氏代々山方役頭数代相続ス

三嶋氏子孫大森町ニて田儀を名乗ル事都而三代也、天文之末元和ノ始迄凡六拾余年

三嶋清右衛門俊正末子

田儀清九郎俊房

天正七年二月廿日死、法号常照院安然居士、墓所不知

高橋次郎左衛門長重孫

高橋次郎兵衛住長

住長大森出勤元和ノ始元寛永十二年迄凡二十年、後萬治元年戊七月廿一日死去、銀山極楽寺山内ニ葬、法号清譽松月居士

住長倅

高橋忠左衛門住正

寛永十三年子四月田儀屋敷ニ住宅ス、竹村藤兵衛殿御奉行之節宿老役被仰付

町方支配ス、慶安三寅年安濃郡吉永之領主加藤内蔵助様ヲ拾人扶持被下之、寛文年中嫡子三左衛門住方へ家督相讓隠居ス

直住^{政信}倅実ハ甥

熊谷起右衛門直芳

住正倅

高橋三左衛門住方

寛文七末年家名相統して町方支配ノ長役と成る、同八申年加藤内蔵助様目見得相濟五人扶持被下之、延宝年中柘植傳兵衛様御支配之節役儀奇特筋有之、御褒美として御上下被下之、元禄年中銀山師ニ被仰付、時ニ住方実子無之稲用村熊谷氏ノ三男半四郎政庸^{直住}養子として株式相統隠居ス

住方養子

熊谷三左衛門政庸^{直住}

元禄九子年家名相統して町方支配年寄役相勤、竹田喜左衛門様御支配之節享保三年閏戌十月廿三日御上納銀改所掛屋被仰付、時ニ芸州可部ノ城主熊谷伊豆守ノ末流銀山ノ住熊谷平右衛門直澄及老年家続人無之、然ル処政周^{直住}熊谷家之嫡孫たるを以て、享保十四酉年熊谷家従来之系図・家宝八品并宝山六ヶ所・屋敷壹ヶ所直澄^{直住}被附与、則苗字を改熊谷三左衛門と名乗、銀山師熊谷を以大森ニおゐて相統ス、時尔養父住方迄代々浄土宗邑智郡吾郷村浄徳寺旦那ニ有之処、熊谷家ノ菩提寺一向宗銀山西本坊旦那となる、爰尔嫡男直芳多病ニ仍而為後見舍弟^{政信}直住^{直住}へ株式相讓隠居ス、後入道して法号教西ト云ふ

政庸^{直住}舍弟

熊谷六左衛門直住^{政信}

享保年中家名相統して町年寄役銀山師御用掛屋相統、同二十年雲州廣瀬之領主松平式部少輔様御出入ニ相成御上下被下之、倅直芳年寄役見習被仰付株式相統隠居ス、後遊行して大坂ニおゐて病死

元文四年家名相統町年役銀山師掛屋相統ス、延享年中関忠太夫様御支配之節御定郷宿被仰付、同御支配之節銀山稼所新横相山御役所へ献シ御直稼所ニ相成ル、同四年寅正月佐々新十郎様御支配之節都而上納銀前々私宅ニおゐて掛改来候処、以来御役所出勤取立候様被仰渡、御上下拝領之、其後御銀改方苗字相用ル、宝曆二年申七月病死

直芳倅

熊谷三左衛門直春

父直芳ノ遺跡御用掛屋銀山師郷宿相統ス、若年ニ付年寄役ハ追而可被仰付段御代官天野助次郎被仰渡御礼席年寄格ニ被仰付、其後遠藤兵右衛門様支配之節御目見得獨礼ニ被仰付、同御支配中宝曆十辰年先例依而御料御私領御巡見両殿本陣相勤、宝曆十四年申ノ二月病死、行年三十歳

直芳舍弟

熊谷起右衛門住雄

直春男子無之、女子幼少ニ付伯父住雄家名相統ス、明和年中川崎平右衛門様御支配之節町年寄役被仰付御用掛屋銀山師郷宿相統、明和三年川崎平右衛門様御支配之節町年寄役被仰付、同御支配中朝鮮人來朝御用相勤、安永年中御代官会田伊右衛門様当家御感有之、其後御上下拝領之、実子無之邑智郡高見村片岡氏ノ三男養子として直春之嫡女ニ婚ス、安永五年申三月病死、住雄母方之菩提寺銀山安養寺宗別ニ付同寺葬

住雄養子

熊谷民右衛門直忠

安永五申年養父住雄遺跡御用掛屋銀山師郷宿相統ス、町組頭被仰付、翌酉年

正月会田伊右衛門様御支配中御陣屋御用達始而当家へ被仰付、同九年御代官
蓑笠之助様を御上下拝領、天明二寅年御代官川崎平右衛門様御支配之節町年
寄役被仰付、天明八申年御料御私領御巡見両殿本陣先例ニ依而被仰付之、同
年掛屋職之儀ニ付村々故障筋願出御吟味詰、菅谷弥五郎様御伺之上、寛政五
年丑正月御奉行根岸肥前守様御下知を以掛屋無異議儀被仰付旨御代官菅谷様
被仰渡、同十二年申三月及類焼、翌酉年居宅普請調之、享和年中大岡源右衛
門様御支配之節嫡男直亮江年寄代勤役被仰付、享和三年亥七月ニ備中国松山
ノ城主板倉周防守を三人扶持被下之、文化元年子十月同国足守ノ領主木下定
太郎様を三人扶持被下之、右ハ先年御用承り御両家様を御上下数度拝領、同
二年丑十月松山板倉充之進様御代直亮江三人扶持被下之数度御上下拝領、豊
後国日出ノ領主木下主斗正様、同国立石木下辰五郎様を御上下等数度拝領、
同三年寅二月御代官上野四郎三郎様ヨリ御上下拝領、同十一月足守木下肥後
守様御代直亮江三人扶持被下之、同四年卯正月板倉充之進様を御時服拝領

資料 熊谷家の系譜

本熊谷

	本名	年代	通称・雅号	院号
元祖	利房	-1579	清九郎	常照院
先祖	直政	-1634	宗右衛門	順信院
初代	義政	-1651	茂兵衛	
2代	重政	-1662	茂左衛門	
3代	直充	-1686	万吉郎	
4代	直澄	-?	平右衛門	
5代	直住	1675?-1749	半四郎、直繁、政周、三左衛門	蓮光院
6代	政信	1691?-1739	六左衛門	法輪院
7代	直芳	1709?-1752	起右衛門	圓成院
8代	直春	1735?-1764	清六、三左衛門	大鏡院
9代	住雄	1728?-1776	善兵衛、起右衛門	清順院
10代	直忠	1754?-1808	喜三太、民右衛門、可方	法光院
11代	直行	1774?-1823	藤吾、直亮、愛蔵、三左衛門、住弘、里方	思明堂
12代	信英	1797?-1858	多喜蔵、太作、直徳、三左衛門、三十郎	松蔭軒
13代	信孚	1809?-1878	民吉、三九郎、信政	松鼎軒
14代	信常	1837?-1904	三九郎	竹叢院

上熊谷

	本名	年代	通称・雅号	院号
初代	直安	1789?-1867	(熊屋) 柳吉、(熊屋) 三九郎、清六、信安	遅松園
二代	信之		三次郎、六次郎、栄次郎	

中熊谷

	本名	年代	通称・雅号	院号
初代	信満	1823?-1866	旦二、旦次郎	梧園

陣屋町大森の構造と特質

仲野 義文

はじめに

本論は、陣屋町大森についての構造とその特質について、陣屋と陣屋町の成立、代官所役人である地役人、陣屋町の商人と銀山経営という三つの視点から検討を行うものである。

江戸時代の大森町は、石見国幕領を支配する政庁である陣屋の所在地として成立した。しかし、その陣屋もいつ、どのような目的で同所に設置されたのか、という基本的な問題さえもこれまで無関心であり、検討すら行われることはなかった。本論では関係する史料を基にこの点について明らかにしたい。

さらに、陣屋町大森が他のそれと比較してどのような特徴を持ち、またいかなる機能を有していたのか。特に陣屋町が政治と一体化した町場である故に、御用との関係においてどのような機能や役割を担ったのか、という点も極めて重要な事柄であることはいままでもない。本論では大森陣屋の重要な御用の一つである貸付銀とその取次人との関係から検討を行うこととした。そしてこのような検討を通じて陣屋町大森の構造と特質を明らかにしたいと思う。

第一節 石見国幕領の成立と陣屋の設置

慶長五年（一六〇〇）の関ヶ原の戦いに勝利した徳川家康は、その一〇日後の九月二十五日付で銀山周辺の大家・三原・井田・福光・都治・波積・河上の七ヶ村に禁制を発し、直轄化の第一歩を進めた。その後、十一月には家

康側近の大久保長安と彦坂元正を石見国に下向させ、毛利氏の銀山役人であった吉岡隼人・宗岡弥右衛門・今井越中・石田喜右衛門から引き継ぎを行った。

石見国は当初、津和野藩三万石を除くすべてが幕領となったが、元和元年（一六一五）に起こった千姫事件によって坂崎家が断絶すると、代わって同三年（一六一七）、因幡国鹿野城主亀井政矩が四万三〇〇〇石を与えられ入封した。続く同五年（一六一九）には伊勢国松坂から古田重治が五万四〇〇〇石を給され浜田藩を立藩すると、石見国一五万石は一幕領・二私領に三分割されることとなった。なお、寛永二〇年（一六四三）から天和二年（一六八二）にかけては、安濃郡のうち一万石が加藤明友の領地（吉永藩）として与えられており、一時的ではあるものの石見国は一幕領・三私領に分割支配された。

前述の通り石見国幕領は関ヶ原の戦い直後に成立するが、その支配高は時代により多少の増減があるものの、おおむね四万八〇〇〇石、村数一五〇か村程度で推移した。その範囲は銀山周辺の安濃三〇か村と邇摩郡四六か村を中心に邑智郡五七か村、那賀郡一四か村で構成されたが、石見国西部の美濃郡津茂村・鹿足郡日原村・畑ヶ迫村・十王堂村・中木屋村・石ヶ谷村のいわゆる「津茂五ヶ所」については鉾山が所在することから幕領に編入されている。

幕領を支配する政庁が陣屋である。慶長六年（一六〇一）、石見銀山奉行となった大久保長安は、毛利氏による銀山支配の配拠点であった山吹城とその麓吉迫の休役所を陣屋として利用したとされる。事実、吉迫には「銀子拾貫目調候者、箱ニ入駒澤勘左衛門ニ相渡、よしき御文庫ニ入、御番之儀者おの／＼隣番ニ可致事」¹とあり、「御文庫」と称する銀の保管蔵があったことがわかる。また、前掲の覚には「長岡越中殿米之高ほとよしき御蔵へ早々可被納候事」と見え、米蔵なども含め同所には支配関連の諸施設が複数存在していたことが知られる。

山吹城については慶長八年（一六〇三）に大火によって焼失したとされ、翌九年（一六〇四）には次の史料によって普請が行われたことが知られる。

覚 千石夫之割

一、三人

右者山吹之御城御普請之御用にて三月五日ニ至山吹被指出御城御番衆へ御引渡可有之道具ハ鍬かまゑかまもつこ可有御持候、右之日限無相違様可被差出者也

辰二月廿四日

増内記

今宗元

宗弥右

吉隼人

駒勘左

河井小右衛門殿

これは銀山役人の増島内記・今井宗玄・宗岡弥右衛門・吉岡隼人・駒澤勘左衛門の四名から河井小右衛門に対し、山吹城の普請にあたって千石につき三人の人足と鍬・鎌・もっこなどの道具を差出すよう指示したものである。残念ながら本史料は後世の写であり、また差出人の吉岡隼人がこの時期佐渡にいたることなど若干疑念が持たれる。しかし、慶長十年（一六〇五）十月二十六日付「諸役者申付状」³は、城普請にあたって先の増島と駒澤の両名に加え竹村源兵衛が担当者として任じられており、城普請については概ね事実と見なすことは可能である。ただ、改修後の山吹城がどのようなものであったかは詳細を得ないが、銀山の防備において重要な役割を担ったことはいうまでもない。

この他に銀山側に置かれた支配施設としては次の史料に大谷の御米蔵がみ

られる。

上ヶ申福光御米之事

合六俵定 但四斗式升入

右者銀山大谷御蔵入申所如件

慶長七年丁ノ七月十一日 喜九郎右代

喜弥左衛門 黒印

貴志五郎介様

山下文次郎様

これは邇摩郡福光から米六俵を銀山大谷の御蔵に納入する際の手形である。宛所のうち貴志五郎介は彦坂元正配下の手代であり、この時期大久保と彦坂の手代によって支配が行われたことがわかる。また、差出人の喜九郎右は、同四年（一五九九）の温泉津町湯役受取手形に見られる人物で毛利氏支配時代の役人が引き続き徳川氏の支配にも関与したことが知られる。

このように石見銀山が徳川氏によって領有された直後には、銀山側に支配施設が集中しており、未だ銀山の支配と生産とが未分離の状況であったことが指摘されるのである。

第二節 陣屋町大森の形成

大久保長安が山吹城とその麓吉迫に陣屋を構えたことは先に述べたが、その一方で「大森町普請之事、各談合候て代官衆寄合、正月二月隙之透ニ普請被仰付可給事」⁵とし、吉岡隼人・宗岡弥右衛門・今井宗玄の三名の銀山役人に対して代官衆相談の上で慶長八年（一六〇三）の二月頃に普請を行うよう指示している。

この普請の意図が如何なるものであったかは詳細を得ないが、石見国全域の支配を視野に入れた新たな拠点づくりという構想の下に実施されたもので

はないかと考えている。

その動機としては次の二点が考えられる。一つは、毛利氏支配と徳川氏による支配の在り方の違いである。毛利氏の銀山支配は直轄地である温泉津と銀山に限られたものであり、当然ながら山吹城と休役所の両施設はその支配を遂行するために設置されたものである。したがってその機能や役割は極めて限定的なものと言わざるを得ない。しかし、徳川氏の場合、津和野藩領を除く石見国全域が領地となっており、そもそも支配の在り方が基本的に異なっているのである。

大久保による石見国支配の体制は前掲「諸役者申渡状」によって窺いことができる。これによると、石見国の支配が銀山方と地方の両様があったことがわかる。このうち銀山方では「山之神くミかね」・「佐渡参候鏈」・「石州も佐渡へ越鏈」であり、一方地方支配では「地方くくり」・「盗賊喧嘩火付とくかい」・「國中竹木奉行」・「國中舟奉行」・「國中にてくるかねかい事」などが見られ、支配の多くが地方で占められていることが理解される。このような広範囲に及ぶ領地支配を実現するためには支配機構はもとよりそれを支える陣屋と陣屋町の整備が不可欠であり、大久保による新たな町の建設はまさにこうした事態に対応したものであるといえるであろう。

そしていま一つは、慶長七年（一六〇二）から実施された石見国内の検地である。大久保による検地は山間地の邑智郡や石見西部の美濃郡などから開始され、同十年（一六〇五）の邇摩郡で終了した。検地奉行には大久保配下の手代衆が各地から呼ばれるとともに、この時期多くの銀山役人が大久保によって召し抱えられた。当然彼らに対する屋敷地の確保も必要となり、それを可能とするには町普請による新たな屋敷地の創出が不可欠といえる。立地的には大森は銀山の隣接地であり、狹隘な地形とはいえ比較的平地も多く、さらに大田や仁摩方面などからの交通の便もよい。まさに広域支配に適した土地といえる。

ところで、大森の普請については前掲の大久保長安覚のほかには関係する

史料は見られない。しかし、次の史料によりこの普請に大久保の手代駒沢勘左衛門の関与が示唆されるのである。

尚々新町わり奉行ニ駒澤管左衛門こし申候、貴所よりも只今御遣シ可被成候、以上

急度申入候、仍小野海道出来候由中間、小野新町割ニ人を遣し、貴所よりも慥成衆被遣、といや以下、何レ彼地、我等も此中頃さん／＼とて甲府に居申候、はやよく候て昨十三日ニ罷立、江戸江参り候、用事の儀も候ハ、可被仰渡候、恐々謹言

霜月十四日 大十兵花押

山道勇軒

方へ

この書状^⑥は、慶長六年（一六〇一）十一月十四日、大久保長安から木曾代官山村良候に宛てた小野新町の町割に関するものである。小野は中山道塩尻宿から飯田方面へ通じる伊那街道の宿場で大久保長安による町割によって成立した。この書状によると町割の奉行として駒澤管左衛門が派遣されていることが知られるが、この人物は銀山役人である駒沢勘左衛門と同一である。駒沢は少なくとも同九年四月には石見銀山にいたることが見られるので、この普請に関与したことは十分に考えられるが、一応ここではその可能性を指摘するにとどめておく。

さて、この普請は比較的早くに完成されたようで、慶長十二年（一六〇七）頃には大久保配下の役人が同所にて逗留したことが認められる。

尚々各御伝衆御宿之儀、大森ニ而被仰付候哉、此方書立進之候、届申候哉、御油断有間敷候、以上

九月廿八日之御状、同廿日ニ於高山拝見申候、駒勘山陰之儀ニ付候、各両

三人之儀御氣遣尤之儀候、乍去戸田藤左衛門殿御内証□規被申候、御兩三人之儀共不苦候間、御用をも達濱原までも御迎御出候て可然存候、爰元御機嫌よく候間、可被御心安候、巨細之段者、一兩日中ニ書□候て以而可申事候、恐々謹言

九月晦日 了喜(花押)

追而申候、定宿之御衆其□可然候、以上

今宗玄様

宗弥右様

吉右近様

これは銀山役人高野了喜から現地の今井宗玄・吉岡右近・宗岡弥右衛門に宛てた書状である。高野は備後国甲山において銀山からの書状を拝見した後これを出したのであるが、この時、彼は大久保長安と行動を共にしており、この直後に大久保が銀山に赴くこととなる。年代については未詳であるが、大久保の行動から慶長十二年(一六〇七)のものと比定される。

書状の内容については詳細を得ないが、「駒勘山陰之儀ニ付候」との文言から駒沢勘左衛門と増島左近との出入にかかわるものと思われるが、ここでは尚々書に注目したい。この尚々書では「各御伝衆御宿之儀、大森ニ而被仰付候哉」とあり、御伝衆の宿が大森か否かを訪ねていることが知られる。御伝衆とはどのような存在かは不明であるが、大久保に随行した役人であったものと推察される。

また、大森に関しては次の二通の書状も重要である。この書状は共に永田大隅と竹村丹後の両名から温泉津町の木下又左衛門と木津屋源三郎の両名に宛てたものである。差出人の竹村丹後は慶長十九年(一六一四)から銀山奉行に就任した人物であり、すでに同十七(一六一二)年には大久保の下で現地の実質的な支配を担っていた。一方永田は「慶長拾四酉年為御上使永田大隅守」とあり、同十四年(一六〇九)に上使として派遣されたものである。

【史料1】

此状急用候間、無油断送渡、温泉津ニて木下又左衛門所へ可相届候、但西田より福光へ越候状、別而遣候、以上

十月廿五日

永大隅

竹丹後

大もり

坂根

西田より

ゆのつ迄

(裏書)

木下又左衛門殿

永大隅

木津や源三郎殿

竹丹後

【史料2】

以上

急度申候、丑年岡作兵地方御代官所物成、其方より仕上之納辻尋申度候間、書物共持参候て只今肝入候、御急候間御油断有間敷候、恐々謹言

十月廿五日

永大隅(花押)

竹丹後(花押)

(包書)

木下又左衛門殿

永大隅

木津や源三郎殿

竹丹後

【史料1】^①については【史料2】^②を油断なく送り届けるように各宿に対して指示したものである。特に【史料2】^②については次の点において重要である。一つは、書状の発信地が「大もり」であること、いま一つは署名下の印



判(写真)が、慶長十年(一六〇五)の「石州迹摩郡内仁万村御縄打水帳」¹³⁾などの検地帳の押印と同様であることなどである。つまり、これらのことからこの書状が、大森に置かれた支配施設から発給された公文書であることが知られる。

では、永田と竹村はこの時期どのような立場であったのだろうか。これに關しては【史料2】の内容が参考になる。この書状は、岡作兵衛が行った慶長六年分の勘定仕上げについての木下・木津屋両名への尋問の指紙である。岡は、慶長五年十一月、大久保長安とともに石見に下向し、毛利氏支配時代における諸役銀のうち温泉津の未進分についての徴収方を担当している。その後、増島左近、三枝源藏等とともに同五・六年分の勘定についての出入りがあり、同十二年に増島は佐和山、三枝は濃州・加納城、岡は伊勢桑名へそれぞれお預けの処分となっている。この指紙はまさにこの件に関するものと思われる。

石見国の勘定仕上げは、同十八年(一六一三)四月二十三日付の大久保長安¹⁴⁾によれば「石見銀山井地かた米売銀共に寅卯辰巳午未六ヶ年分御勘定者、酉年仕上御皆済被下候事」とあり、同七年から十二年分については同十四年に皆済したことが述べられている。つまり、同十四年に上使として石見に派遣された永田は、この勘定仕上げが目的であったものと思われる。

第三節 陣屋施設の変遷

陣屋は当初銀山側に置かれたが、十七世紀半ばには山吹城は廃城となり、また御運上蔵などの施設も大森に移転したことが石見国絵図によって窺われる。第1表は元和から元禄までの各国絵図における支配施設の描写を整理したものである。これによれば寛永年間以降において段階的に銀山から大森に支配施設の移転が行われたことがわかる。

ところで、文化年間の「大森町絵図」¹⁵⁾及び天保十二年(一八四一)「陣屋

鹿絵図」¹⁶⁾によると、陣屋は銀山川を挟んで西側に本陣屋、その東側に向陣屋がそれぞれ描かれており、少なくとも十九世紀の段階では本陣屋と向陣屋という二つの施設が存在していたものといえる。しかし、正保・元禄の両国絵図では大森町の施設については銀山川東側に描かれているのみで、対岸の西側には建物は存在していない。つまり、十九世紀の絵図に描かれたような陣屋の姿は、少なくとも元禄年間頃には見られなかったことになる。それでは本陣屋と向陣屋という両陣屋は何時ごろ成立したのであろうか。以下、関係する史料から検討しよう。

【史料A】元禄四年「万覚書」阿部家文書

一、石州銀山附御役屋敷小破之時、修覆仕入目之竹木縄等者、其時之手代并御勘定役人吟味之上、銀山附村々江割符仕、小屋役人方江取立相調、大工木挽ハ村々ニ罷居候分水役ニ而仕、針代等銀ニ而払申入用ハ括銀ハ払来申候、由比長兵衛支配ニ成修覆仕候節ハ、諸入用銀ハ自分ハ相払、大工木挽ハ水役ニ而仕候

一、御運上蔵算用場、御米売場、極印屋破損修覆之儀、古来ハ入用之竹木縄等銀山附村々江割符仕、小屋役人方へ取立相調、大工木挽ハ水役ニ而仕、銀ニ而払申時ハ括銀ハ払来、長兵衛支配ニ成修覆仕候節ハ、諸入用ハ括銀ニ而払、大工木挽ハ水役ニ而仕候

【史料B】「銀山古事覚書」山中家文書

大森陣屋銀蔵御米蔵坪数之事

陣屋々敷

上屋敷

御銀蔵屋敷

横拾間

豎五拾九間

横式十三間

豎廿壹間

中間屋敷 縦三十四間

横三十三間

【史料C】 享保十九年「雜記」森脇家文書

一向屋敷 九百六十七坪

一長屋地 八百十五坪

一御銀蔵 貳百六十五坪 土蔵 十二坪

御証文蔵 六坪

一陣屋敷 千三十六坪 建家百五十八坪

【史料D】 宝暦十年「御用覚書」阿部家文書

御陣屋屋敷地

一惣坪数 千三十六坪 長 四十式間

横 平均貳十四間半余

向屋敷敷地

一惣坪数 九百六十坪 長 五十二間

横 平均十八軒半余

御銀蔵囲敷地

惣坪数 二百六十五坪 長 貳十式間

横 平均十式間余

御銀蔵 桁 三間

梁 四間

帳蔵 桁 三間

梁 貳間

右の【史料A】から【史料D】は元禄から宝暦にかけての陣屋の施設に関するものである。これによると、元禄四年（一六九一）頃の陣屋施設については御役屋敷、御運上蔵算用場、御米売場、極印屋、中間屋敷などの施設で構成されていたことがわかる。このうち御役屋敷が役所であり、御運上蔵算用場が年貢銀や灰吹銀を保管した銀蔵である。

次に【史料B】の史料は年未詳であるが概ね宝永から正徳までの内容であるが、これによって陣屋の諸施設と坪数が知られる。それでは上屋敷が一二五七坪、銀蔵屋敷が二一〇坪、中間屋敷が一〇八八坪と見えるが、この史料でも本陣屋と向陣屋との区別はみられない。

【史料C】は享保十九年（一七三四）のものであるが、この史料では初めて陣屋と向陣屋の二つが記載されており、またこの構成は宝暦頃の様子を伝える【史料D】とも同一である。このことから本陣屋と向陣屋の施設が整備されるのは概ね享保年間であったものと推察されるのである。

さらに【史料C】については別途、陣屋普請入用として以下のような内容の記述がみられる。

陣屋普請入用積

一銀拾四貫八百拾三匁三分

御用土蔵

一銀壹貫目貳百四拾八匁

長屋

一銀六百貳匁九分

同

一銀六百貳匁九分

一同三拾八匁五分

戸五本
せうし四本

小以 壹貫貳百四拾四匁三分

一同五百目 溝五十間
 一同三百五拾匁 御門手代部屋修覆入用
 一同百六拾匁 古御用藏やね普請
 一同貳百六拾五匁五分 疊四拾五枚
 一同五百目 石切入用
 惣合拾九貫百三拾壹匁壹分

御本陣建坪百拾七坪

ひさし共ニ

但梁作り之積り

此訳

七拾九坪半 かやふき

貳拾壹坪半 平板ふき

拾四坪余 ゑん平板ふき

此入用

一銀八百拾匁 かけ地梁桁其外一切上道具類

一同四百九拾四匁五分 本柱百五拾本

但長サ壹丈三尺

大サ四寸五分

一同百八拾本 敷居鴨居百廿間程

一同五百拾三匁 貫間柱付鴨居寄敷居ほ

う立其外こま／＼

一同貳百九拾六本五分 えん并けん□□道具

一同三百拾五本 □□道具

一同六百七拾五匁 お引□□ 敷板

一同八百拾八匁八分 戸せうしから 百廿八本

一同三百九匁六分 そ□代

一同八百四拾五匁 かやね一式

一同五百九十八匁五分 釘かな物

一同貳百七拾九匁 大小竹代

一同三百七拾五匁 さくわん貳百五十人

一同壹貫貳百目 人足千五百人

一同貳百(貫)七百目 大工千八百人

一同八百四拾三匁五分 疊百六十五枚

上中下五匁壹分ツ、

ノ拾壹貫貳百五拾壹匁四分

一土蔵 一ヶ所

但 貳間ニ三間

高サ壹丈三尺

平板ふき二重戸、まへ前ひらきニノ

ひらき間戸七通り貫地上ヶ壹尺五寸程上ぬり迄一式仕上ヶ

此入用九百拾匁

一銀壹貫目 長屋貳ヶ所

但貳間ニ八間

平板ふき立具とも

一堀五拾間 此入用四百五拾七匁

一四百目程 御手代部屋御門并土蔵修覆入用

一式百六拾五匁五分 疊四拾五枚

一四百目 石切

ノ三貫四百五拾匁五分

合拾四貫七百壹匁九分

この史料は陣屋の普請入用の内訳を示したものである。この時、手代部屋

などが修復されたが、陣屋については明らかに新築である。陣屋の建坪は庇を含めて一一七坪で、屋根は殆どが茅葺であり、瓦の使用は認められない。

以上、国絵図及び陣屋関係史料の検討から十九世紀に見られる本陣屋と向陣屋という体制は享保期に本陣屋が新設されて以降に成立するものと考えられるのであり、このことから施設もまた段階的に整備されたことが指摘されるのである。

第四節 陣屋町と地役人

陣屋町大森の特質の一つに地役人の存在がある。地役人は「県治を司る吏員を郡代・代官と云い、属吏を手附・手代・書役と云う。国郡に依り、鉾山・堤防・米廩其他の兼務を帶掌する郡代、代官には土着の吏員附属し、種々の役名あり、之を地役人と云う」^⑪とあるように、幕領陣屋の中でも特殊な業務が付帯する場合には「地役人」という土着の役人を採用しそれにあたらせることができた。

各陣屋における地役人の配置状況については、慶応三年（一八六七）の調査^⑫では陣屋一一か所に認められる。人員については陣屋ごとに多寡はあるが、大森陣屋の場合他陣屋と比較してその数は多く実に八五名にも及んでいる。この数は二番目に多い生野陣屋の六八名を大きく上回るもので陣屋のなかでも最多となっている。

銀山附地役人については初代奉行大久保長安の在任中に採用されたものが多く、特に採用年代は慶長八・九年に集中している。これは前述の検地や大森町普請、街道の整備などが行われたことで多くの人材が必要となったためと思われる。

また、出身地別では地元石見国以外のものもあり、遠くにあつては武蔵・駿河・相模・甲斐なども見える。これらは大久保長安の支配所から拔擢されたものと考えられる。

かかる銀山附地役人の屋敷については、代官の属領である手附・手代が陣屋内にそれを構えたのに対し、彼らの場合には銀山町や大森町の中にあつた。ではこうした地役人の屋敷は何時ごろ大森に置かれるようになったのであろうか。この点については史料の不足もあり詳細は不明であるが、例えば野田三郎兵衛の事例では比較的早い段階で屋敷があつたようである。

佐州銀山方役人

定紋	三ツ巴	四拾五俵
替紋	松葉菱	野田三郎兵衛

同断	四拾俵
元和四千年	静間甚左衛門

右佐渡奉行鎮目市左衛門・竹村九郎左衛門支配之節、佐州地役人抱入

野田菩提寺大森町勝源寺、野田屋敷ハ当時勝源寺江寄附ニ相成居、新町戎堂新屋勘兵衛宅迄

この史料は、石見銀山から佐渡銀山の役人となつた野田三郎兵衛と静間甚左衛門の二人の履歴に関するものである。両者とも元和四年（一六一八）、佐渡に渡海し役人になつたものであるが、野田については屋敷地の情報が見られる。これによると、彼の屋敷は佐渡渡海以前には新町にあり、その後元和四年の転出に伴い大森町の勝源寺にそれを寄付したものであることがわかる。この内容が事実であれば、野田は大森町の普請直後に同所に屋敷を構えたことになり、こうした役人の配置状況を含め大森を支配拠点とする体制整備は急速に進められていたものといえるであろう。

いまひとつ大森の町普請における検討事項として身分や職業による町割が

行われたかどうかであるが、これについても史料上の制約もあり不明といわざるを得ない。ただ、地役人の屋敷地については「古来銘々所持之分、又者町屋敷調候而罷在候、勿論修覆等自分入用ニ而仕来候」と述べるように、基本的には領主からの拝領屋敷ではなく自己の所有であり、また場合によっては町屋敷を借家する場合もあったようである。そのため屋敷地の売買等を通じて彼らの屋敷もしばしば移動もあった。

入置申屋敷質物証文之事²⁰⁾

大森町内字駒足

一、屋敷壹ヶ所 但 表口八間四尺式寸

裏行廿五間余、縄六尺

此境 前者町並、後者川限り、上者兵蔵屋敷境

下モ者柴岡彦市殿屋敷境

此本銀三貫目也

右者此度拙寺要用ニ付、右屋敷式年季質物ニ相渡、書面銀子三貫目借用致候処実正也、然ル上者町並諸役貴殿御勤可被成、来酉十二月右銀返済致候ハ、右質物此証文共ニ御返可被成、其節請不致候ハ、別紙不及流地証文此証文を以御自由御才判被成、他日譲地質地等ニ被成下候共少茂申分無御座候、依之為後年旦那惣代町役人中印形申請証文相渡候所、如件

寛政十二年申四月

銀山町

妙正寺 ㊦

同所林紺屋

旦那惣代・証人 富右衛門 ㊦

大森町目代

美濃屋作右衛門 ㊦

同所組頭

讃岐屋太郎右衛門

阿部忠太郎 殿

前書式年季質入之趣承届相違無之ニ付及奥印候、以上
申

四月

右町年寄

泉屋勘左衛門 ㊦

同

田儀屋民右衛門 ㊦

右証文は、銀山町の妙正寺が所有する大森町字駒足の屋敷を担保に銀三貫目を銀山附地役人阿部忠太郎から借用する際に作成されたものである。なお、文政八年（一八二五）「町方間数帳」によると、この屋敷は当時阿部忠太郎の所有となっていたことから、借銀の返済ができず流質となったものであろう。とすれば、阿部氏は、本来この地に居を構えていたのではなく、この屋敷が流質になって以降であったといえる。

ところで、町屋敷の売買については右の史料のごとく町役人の奥書・印形が必要となるが、これは町屋敷が町役人の支配にあることを示すものにほかならない。では武士である地役人はどうか。

町屋敷間数改帳之儀、寛政八年以来其俣ニ有之、就中寛政拾三申年焼失後屋敷広狭入狂ひ多分有之、猶又以前者右間数改帳を以ケ所入用取立来候ヘ共焼失以後者家別町並間数帳有之、右を以ケ所入用取立町屋敷間数改帳ニ拘り無之不用之廉義有之ニ付、去酉年中申合瀬平懸リニ而取調下調相濟候処、町屋敷銀山附役人衆、同心衆持地有之居宅地貸地共御印形取置度段大賀様江申上置候ニ付、九月二日湯吞所江被召出、銀山役人、同心居宅持地之分ハ町方之もの連印ハ難致候間名前斗書出置、可然貸地之分ハ仮名前之もの印形為致置可申旨被仰渡候

（下線は筆者）

この史料は大森の町屋敷の間数帳に関する内容である。間数帳とは屋敷の面積と所有者を記載した土地台帳であり、同所では記載された間口により町入用が徴収された。この台帳は町役人によって作成されたが、ここでは地役人がそれに押印するか否かが問題となっていたことが知られる。町役人からは押印を求めている一方で、地役人の方では「町方之もの連印ハ難致候」と拒否しているが、この対応は町人が作成する台帳に武士が押印することは身分上に問題があるとの判断によるものと思われる。ただし、貸地については「仮名前」の者に押印させることとしている。この仮名前とは実際には大森町人への名義借りであり、その実例として次の史料を提示する。

(朱書)

宗岡江讓渡候証文并古証文絵図面写⁽²²⁾
家屋鋪讓渡証文之事

福本乙兵衛家屋鋪、文政四巳午迄式々年季拙者仮名前中屋彦吉宛ニ質入証文取之、本物丁銀三貫目右乙兵衛江貸渡置候処、終ニ流質相成候ニ付、此方勝手ニ裁判いたし町并江貸家等建添所持罷在候処、今般貴殿強而所望被致候ニ付、右境内ニ有之候建物其外何ニ而も無残讓渡申候、尤為讓渡丁銀三貫目被相渡慥ニ請取申処実正也、然ル上者右屋鋪永々貴殿御勝手次第御裁判可被成候、依之為後念右彦吉名宛之古証文相添家屋鋪讓渡証文証人以加印相渡申処、如件

天保九戌年十二月

本人

阿部半蔵

同

阿部専之助

証人

八木市蔵

宗岡長蔵殿

(下線は筆者記入)

この史料は、天保九年(一八三八)に銀山附役人阿部半蔵が所有する家屋敷を銀山附同心宗岡長蔵が購入した際の売買証文であるが、ここでは下線部の内容に注目したい。これではこの屋敷は元来銀山附地役人福本乙兵衛の所有であったが、阿部氏への借銀返済ができなかったことから流質として文政四年(一八二一)に同氏のそれになったものであり、その際証文には阿部氏の仮名前として中屋彦吉の名が記載された、ということである⁽²³⁾。

このような地役人による大森町での土地所有については銀山附役人の河島家の事例では町内に六ヶ所があったことが確認され、売買等にあたっては同様の手続きがとられたものといえよう。

その一方で、八王子千人同心の場合村役人が作成する宗門人別改帳に記載されるのに対し、彼等にあつては個々に宗旨証文を陣屋に提出した⁽²⁴⁾。さらに、町入用についても負担しておらず、陣屋町大森に暮し一員でありながら身分上は町人と一線を画す存在であつたといえるであろう。

第五節 陣屋町の重立商人と銀山経営

大久保による町普請と陣屋の移転に伴って大森は陣屋町として次第に発展を遂げた。第2表は銀山町と大森町の戸口の推移を示したものである。これによると、延宝六年(一六七八)には家数・人口ともに大森町に比べ銀山町が格段に多いが、家数の増加率は銀山のそれを上回っている。また、人口は享保期には減少するが、天保期には大きく増加している。この結果から陣屋町大森の発展の一端を窺い知ることができる。

陣屋町は単に陣屋の所在地というだけでなく、それ自体が支配機構の一部を担う存在であつた。本節では大森陣屋の重要政策の一つであつた公金貸付と取次人である大森町人との関係を通じて陣屋町の有する機能について検

討を行うこととしたい。

大森陣屋の公金貸付、とりわけ銀山方役所のそれについてはすでに銀山経営の問題において検討されている。²⁷⁾ そのため詳細についてはそれに譲るとして、ここでは地方役所を含めた貸付銀の全体像について概説する。

大森陣屋の貸付銀は、銀山方の場合には主として銀山稼方諸人用を賄うことを目的とするものであり、その嚆矢は寛保元年（一七四一）、代官関忠太夫の御救拝借である。この拝借は元文の貨幣改鑄の影響²⁸⁾ による鉱山経営の破綻にあたって、その再建と山師及び下財等の救済を目的に幕府より銀二四〇貫目を拝借し、それを石見国及び備後国の幕料の「身元慥成者」に年利一割五分で貸し付け、利銀をもって元銀の償還とその経費に充て、その残金は利倍貸付とするものである。その後、代官川崎平右衛門とその子息市之進の時代に至って拾歩一・相続銀などの諸種の貸付銀が整備・拡充されている。

一方、地方役所は天明の飢饉以後に整備されたが、その原資は①幕府からの差出金②銀山領内の豪農などからの差出銀、③特定業者の冥加銀からなり、主として農民の救済や領内の道橋などの整備費用に充てられた。

貸付銀は、弘化元年（一八四四）には都合一七種類、銀高二八七四貫目余に及んでいる（第3表）。このうち銀山方役所の取扱いは石州銀山永久稼銀、石州銀山拾歩壹銀貸附、石州銀山相続銀貸附、石州磯竹鉛山囲銀貸附、石州銀山水役銀貸附、石州久喜大林古銀山問掘手当貸附、石州銀山四ツ留役所囲銀貸附、石州笹ヶ谷銅山囲銀貸附の都合八種類で銀高二二五七貫余である。

また、地方役所分は米価方御貸附、凶年手当銀貸附、急難夫食手当銀貸附、急難夫食銀貸附、橋普請入用余銀、普助銀貸附、橋普請入用銀貸附荒地起返手当銀貸附の都合九種類で銀高六一四貫余となっている。ただし、この表では地方役所分については御普助銀、二朱判、志学銀、大田橋銀、大田佐三郎銀、皮歩一銀などの貸付銀が含まれていないため必ずしもすべてを網羅したものではない。したがって、実際にはこれ以上の貸付銀が存在したものとといえるであろう。

また、第4表は遠国代官の貸付銀について整理したものである。これによると大森陣屋の公金貸付が他の陣屋のそれと比較しても規模が大きいものであったことが指摘される。このことから貸付銀が大森陣屋にとって重要な政策として位置づけられていたことがわかる。

さて、幕府の貸付銀は寛政から文化期にかけて積極的に展開したが、この傾向は大森陣屋でも同様であった。第5表は銀山方役所の貸付状況を整理したものであるが、概ね寛政期以降貸付先が拡大していることがわかる。

このように貸付銀は陣屋にとって重要な政策ではあったが、実際の運用にあたっては陣屋元である大森町の町人が取次人宿と称してその仲介を行った。取次人宿については時代により若干の移動はあるが、前掲第5表が示す寛政から文化年間では田儀屋・讃岐屋・泉屋など大森町の有力商人がこれを勤めた。では彼らの具体的な役割とはどのようなものであったのだろうか。これについて以下の史料を見ることにしよう。

石州銀山方御貸銀拝借之義、私領向々々願出候節領主役人々銀山役人組頭宛之添書を以願出候儀ニ而大森町取次人宿之者願人之国所江罷越、身元見届相札書付并印鑑等取之、帰国之上役所江差出候仕来ニ御座候処、去ル卯年御貸附御主法替被仰出候後者、領主借者役人直ニ罷出願込、百姓借者百姓惣代領主役人之添書を以願出、其節貸出銀有之候得共、銀子何程可貸渡旨及挨拶置、領主借之分者其筋之役人印鑑証書類取調可差出旨御代官々家老江及掛合返書取之、追而家老并其筋之役人連印之証文差出候得者印鑑江引合銀子相渡申候、且百姓借者右之様御代官々家老江及掛合返書取之、尚又取次宿之もの拝借願人之国所江罷越身元見届相札書付并拝借人村役人印鑑取之為差出、追而証文并質地坪付帳領主役人奥印ニ而差出候得者印鑑等引合拝借人惣代之もの江銀子相渡申候

右御貸附銀貸渡方手続御尋ニ付此段差上候、以上

未六月 石州銀山役人組頭

阿部忠太郎印

同断

大賀寛兵衛代

この史料⁽²⁹⁾によると、貸付銀の願い出は当初、領主・役人から大森陣屋の銀山附役人組頭宛の添状をもって提出していたが、文政二年に主法替があり、以後領主借は役人が直接出願し、百姓借にあっては百姓惣代が領主役人の添書をもって出願することとなった。このうち取次人宿の職務としては「身元見届相糺書付并印鑑等取之」との文言のごとく願人の国元に赴き信用調査を行うことであつた。この点を詳しく見ると次の通りである。

宇和嶋

一銀六百貫目

御高拾万石

伊達遠江守様御領分

伊予国宇和郡高津村

願人惣代

善助

徳右衛門

猪兵衛

杵築

一銀貳百貫目

御高貳万石

松平備中守様御領分

豊後国国東郡田深村

願人惣代

権右衛門

秋月

一銀三百貫目

御高五万石

黒田甲斐守様御領分

筑前国嘉摩郡東千手村

願人惣代

善六

清末

一銀百貫目

御高壹万石

毛利甲斐守様御領分

長州豊浦郡清末鞍馬町

願人惣代

為左衛門

八郎兵衛

大村

一銀貳百貫目

御高貳万七千石余

大村信濃守様御領分

肥前国彼杵郡大村

願人惣代

忠助

附紙

本文五ヶ所共拝借願人身元去年中承糺何レも御貸附御座候而慥成村方ニ御座候、尤宇和嶋領、杵築領者当春も両度拝借相願度聞合ニ罷越候得共外三ヶ所者去年中頼越候後当春者無沙汰ニ付御座候間、当時金子入用有無難斗奉存

候旨早速聞合宇和嶋、杵築両所へ御貸附御割賦被仰付候ハ、難有奉存候、以上

この史料は地方役所取扱いの貸付銀に関するもので、願人は宇和島・杵築・秋月・清末・大村の諸藩の百姓である。拝借銀高では宇和島藩の銀六〇〇貫を最高に秋月藩の三〇〇貫、杵築・大村両藩の二〇〇貫、清末藩の一〇〇貫となっており、各藩の知行高に応じた額となっている。特にここでは附紙の内容に注目したい。これは取次人宿を勤める田儀屋が記したものであるが、これによると田儀屋が願人を調査した上で地方役所に対して貸付の許可を願い出ていることがわかる。つまり、陣屋では彼らの信用調査を基に貸し付けするか否かを決定するものであり、このことから貸付銀における彼らの役割は極めて重要であったものといえよう。

ではなぜ彼等が取次人宿に成り得たのであろうか。これについては次の史料が手掛かりとなる。

御銀取次之儀近年大森町人々仕候処、此度御願申上候者、元来銀山拝借御貸附之儀、銀山一体江相拘り候儀故銀山役方之者共御貸銀取次申上候様仕度銀山師一統御願申上候ニ付、石州於御役所段々御吟味ニ御座候、右御銀銀山稼方助成被仰付候御貸附銀ニ而銀山師を相放シ外取次仕候筋無御座候得共、大森町之儀者銀山境内之儀同所町人々取次仕候儀も無余儀事ニ奉存、是迄差免置候得共右御銀取次候ニ付而者何共難心得取計等有之趣ニ奉存候大切之御貸附銀取扱為仕候儀難相成趣書附ヲ以御願申上候得者於大森町人共之内ニ是迄取次与申儀御糾被成候処、御代官様被仰付候儀者勿論大森町人々御願申上候儀も無御座候得共御陣屋元ニ而百姓宿仕候而御私領拝借人惣代之者相對ヲ以相頼宿仕候ニ付願書御役所江取次奥書ヲ以差出来候ニ付自然与取次之名目御座候外ニ申上候儀無之³¹

これは天明八年（一七八八）一二月、銀山師一〇五人惣代として難波要藏、竹下安左衛門の兩名が幕府勘定所に提出した嘆願書で、貸付銀の取次人を従来の大森町人から山師に変更して欲しい旨を訴えたものである。そもそも銀山方貸付銀は稼方助成を目的とするものであるから、山師以外の者が取次人となるのはおかしい、というのが彼らの主張である。

この嘆願書によると、取次人については特段代官から任命されたものでも、また大森町人側から願い出たものでもなく、陣屋元にて百姓宿を勤める関係から私領拝借人とは相對にて宿を勤めるようになったという。このことから彼等が取次人宿を勤める条件としては有力両人であるという経済的な基盤はもとより、陣屋元であるという地理的な点が重要であったものといえるのである。

おわりに

本論では陣屋町大森の構造とその特質について検討を行った。それによると、石見国幕領を支配する政庁である陣屋は、寛永年間以降段階的に銀山から大森町へと移転した。しかし、江戸後期の絵図に見られるような、本陣屋と向陣屋の両陣屋の体制は享保頃までには成立していなかった。その後、享保年間に至って陣屋が新築されたことによって以降このような両陣屋の体制が成立したのである。

その一方で、陣屋町の建設はすでに大久保長安の時代から開始された。大森への新町建設の意図は、石見国全域の支配を視野に入れたものであり、地形的かつ地理的な条件を考慮して大森が選ばれたものと思われる。

ところで、陣屋町とは陣屋の所在地であることは勿論であるが、それ自体が政治的な機能を内包している。本論で述べたように取次人の事例の如く、彼等は陣屋町に居住するという条件を満たすことが御用を請け負う資格となり得たのであり、そこに陣屋町としての特質を見出すことが指摘できるので

ある。

〈注〉

- (1) 慶長九年九月二五日「大久保長安覚」 吉岡家文書。
- (2) 「石州銀山古書物写」高橋家文書。
- (3) 吉岡家文書。
- (4) 島根県教育委員会他『石見銀山遺跡調査ノート』³ 島根県立古代出雲歴史博物館所蔵
- (5) 慶長七年一〇月二六日「大久保長安覚」吉岡家文書。
- (6) 年未詳（慶長六年カ）十一月十四日「町立書状」和泉清司『江戸幕府代官頭文書集成』文献出版 一九九九年。
- (7) 慶長九年四月十三日「大久保長安覚」吉岡家文書。
- (8) 年未詳（慶長十二）「高野良喜書状」『石見銀山歴史文獻調査報告書Ⅱ』
- (9) 年未詳正月六日付大久保長安覚によると、駒沢と増島は銀山への売米を互いに競り合い山中を餓えさせたことで咎められている。「駒勘山陰之儀ニ付候」とはこの一件に関係するものと思われる。
- (10) 「石州御奉行御代官御名前覚」高橋家文書。
- (11) 中島家文書。
- (12) 中島家文書。
- (13) 泉家文書。
- (14) 慶長十八年四月二十三日「大久保長安覚」和泉清司『代官頭文書集成』文献出版 一九九九年。
- (15) 大田市教育委員会所蔵。
- (16) 大田市教育委員会所蔵。
- (17) 安藤博編『徳川幕府県治要略』柏書房 一九七一年
- (18) 前掲注17に同じ。
- (19) 「天保十四年ヨリ安政五年迄 萬留書抜」野沢家文書（島根県立図書館蔵写本）
- (20) 阿部家文書、石見銀山資料館保管。
- (21) 石見銀山資料館所蔵。
- (22) 阿部家文書、石見銀山世界遺産センター保管。
- (23) 仲野義文「近世大森町の土地賃借売買証文について―「住み分けの曖昧さ」を考える―」
- (24) 「遺書」河島家文書。
- (25) 吉岡孝『八王子千人同心』同成社 二〇〇二年。
- (26) 「石見銀山附地役人の身分と通婚 家族」（『宗門改帳からみる山陰の近世社会 その2』2004―06年度 島根大学法文学部山陰研究プロジェクト0404 「宗門改帳データベース」による出雲・石見地域の生活様式の比較研究」研究報告書）山陰宗門改帳研究会、二〇〇七年。

- (27) 大森陣屋の貸付銀については、藤原雄高「石見国大森代官所の貸付政策」『島根史学会会報』第43・44合併号、二〇〇六年、楠本美智子「近世地方金融資本「石州銀」と九州」『経済史再考』日本経済史研究所開所七〇周年記念論文集、思文閣出版、仲野義文「江戸中期における石見銀山の支配と経営」『たたら製鉄・石見銀山と地域社会 近世近代の中国地方』相良英輔先生退職記念論集刊行会編、清文堂、二〇〇に詳しい。
- (28) 元文の貨幣改鑄は、これにより鉾山経営は実質破たん状態に陥った。この詳細は注二四の拙稿に詳しい。
- (29) 文政六年「江戸出府万留帳」森岡家文書。
- (30) 「地方御役所御貸付金取次御用向取計候書類控」熊谷家文書。
- (31) 「願書写」高橋家文書。

第1表：石見国幕領支配の概要

年 代	銀 山	大 森
元和年間	山吹城、御運上蔵	
寛永年間	銀蔵	銀蔵・会所（柵で囲まれる）
正保年間	記載なし	御運上蔵
元禄年間	記載なし	御運上蔵

出典：『島根の国絵図―出雲・石見・隠岐―』編集 島根大学附属図書館

第2表：銀山町と大森町の戸口の推移

①延宝6（1678）年

項 目	家 数	人 数			備 考
		合 計	男	女	
大森町	120	452	226	226	
銀山町	317	1564	853	711	

出典：「覚書」野沢家文書

②元禄5（1692）年

項 目	家 数	人 数			備 考
		合 計	男	女	
大森町	180	719	347	372	
銀山町	350	1,871	1,004	867	

出典：「石雲隠覚集」阿部家旧蔵文書

③享保11（1726）年

項 目	家 数	人 数			備 考
		合 計	男	女	
大森町		660	333	327	
銀山町		1,489	759	730	

出典：「石雲隠覚集」阿部家旧蔵文書

④天保9（1838）年

町 名	家 数	人 数	男	女	備 考
大森町	260	1,099	548	551	
銀山町	400	1,242	627	615	

出典：「私領御巡見様御案内帳」（島根県立図書館所蔵）

第3表：石見大森陣屋の貸附銀

項 目	銀 高
米価方御貸附	380.229
米価方御貸附	91.437
石州銀山永久稼銀	548.280
石州銀山拾歩壹銀貸附	685.000
石州銀山相続銀貸附	639.127
石州磯竹鉛山囲銀貸附	25.871
石州銀山水役銀貸附	20.000
石州久喜大林古銀山問掘手当貸附	243.248
石州銀山四ッ留役所囲銀貸附	36.000
石州笹ヶ谷銅山囲銀貸附	60.000
凶年手当銀貸附	15.000
急難夫食手当銀貸附	24.768
急難夫食銀貸附	10.000
橋普請入用余銀凶年手当銀貸附	3.000
普助銀貸附	30.000
橋普請入用銀貸附	10.500
荒地起返手当銀貸附	50.000
合計	2872.460
金換算	47874両1分永83文余

出典：『日本財政経済史料』巻2

第 4 表：遠国御代官并御預所之部

陣屋名	代官名	貸附銀数	金高	銀高	金換算
豊後日田陣屋	竹尾清右衛門	10	20000両	589貫601匁	9826両2分永183文余
大坂鈴木町役宅	築山茂左衛門	7	7259両2分永224文	200貫67匁	3334両1分永200文
伏見	木村惣左衛門	6	9011両1分永198文	1215貫481匁	17091両1分永83文
大坂谷町御役宅	竹垣三右衛門	11	13688両2分永134文	377貫953匁	6299両永216文余
駿府紺屋町陣屋	池田岩之丞	20	51312両2分永122文		
京二条千本通	小堀主税	22	26829両1分永200文	415貫65匁	6917両3分
大津	石原清左衛門	17	30580両1分永179文	111貫591匁	1859両3分永100文
大和五条	小田又七郎	6	11964両	72貫129匁	1202両永150文
備中倉敷陣屋	藤方彦一郎	18	17677両	510貫415匁	8506両3分永166文余
但馬生野陣屋	大草太郎左衛門	14	21045両永54文	446貫641匁	7444両永16文余
飛騨高山陣屋	豊田藤之進	2	3473両永242文		
美濃笠松陣屋	柴田善之丞	12	20583両2分永213文		
近江信楽陣屋	多羅尾久左衛門	21	71794両永232文	81貫127匁	1352両永116文
遠江中泉陣屋	山上藤一郎	44	68062両3分永78文		
石州大森陣屋	岩田鉄三郎	17		2872貫460匁	47874両1分永83文余
肥前長崎	高木作右衛門	2		23貫593匁	393両永216文余

出典：『日本財政経済史料』巻 2

第 5 表：銀山方貸付銀

開始年	国	領主	取 次 人				
天明 5 年	摂津	麻田	青木甲斐守	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門		
寛政 4 年	備中	岡田	伊東播磨守	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門		
寛政 9 年	備中	足守	木下肥前守	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門	嘉庭屋嘉惣右衛門	
寛政10年	美作	勝山	三浦志摩守	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門		
寛政 8 年	備中	松山	板倉周防守	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門	泉屋勘左衛門	京屋和兵衛
寛政12年	肥前	佐嘉	松平肥前守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
享和元年	肥前	大村	大村信濃守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
享和 3 年	豊後	小熊毛	松平政之助	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
享和 2 年	豊後	府内	松平長門守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
享和 3 年	豊後	立石	木下辰五郎	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
享和 2 年	豊後	日出	木下主計頭	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
寛政12年	豊後	杵築	松平備中守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門		
寛政11年	因幡	取鳥	松平相模守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門		
文化元年	肥前	蓮池	鍋島甲斐守	泉屋勘左衛門	田儀屋民右衛門	泉屋弥右衛門	
文化 5 年	備中	成羽	山崎主税助	田儀屋民右衛門	讃岐屋唯十郎		
文化 3 年12月	肥前	小城	鍋島捨若	田儀屋民右衛門	泉屋勘左衛門	泉屋弥右衛門	
文化 3 年	筑前	秋月	黒田甲斐守	田儀屋民右衛門	泉屋勘左衛門	泉屋弥右衛門	
文化 7 年	播磨	龍野	脇坂中務大輔	田儀屋民右衛門	讃岐屋太郎右衛門		
文化 8 年	豊前	宇佐	小笠原大和守				
文化11年 5 月	肥前	鹿島	鍋島丹後守				
文化11年	豊後	杵築	松平備中守				
文化14年	肥前	平戸	松浦肥前守				

出典：「歳々諸国拝借人別員数并御私領方御役人名前控」熊谷家文書

中近世移行期の石見銀山周辺における 地域社会とその変容

伊藤 大 貴

はじめに

戦国期の石見銀山は大内氏による支配の後、尼子・毛利両氏の「争奪戦」が繰り広げられた。永禄五（一五六二）年、毛利氏が尼子氏を石見東部より駆逐して石見銀山を掌握すると、慶長五（一六〇〇）年まで毛利氏による石見銀山支配が続いた。

毛利氏時代の石見銀山支配については、毛利氏によって直接掌握された銀山と温泉津に注目する形で銀山奉行や現地代官の様相、その支配の在り方が検討されてきた。例えば、秋山伸隆氏は毛利氏当主側近の銀山奉行を考察し、天正期の石見銀山が豊臣政権側に引き渡されたとする通説を再検討された^①。また、本多博之氏は毛利元就の直轄領である温泉津の支配が輝元に継承される過程を検討し、温泉津奉行の拠点である鶴丸城の築城をめぐる時期や背景の再検討、石田主税助のような「海辺領主」の動向と温泉津奉行との関係性を明らかにされた^②。さらに長谷川博史氏は、「高野山浄心院姓名録」に見える銀山地内の居住者を考察したほか、毛利氏の銀山代官の様相を検討された^③。また、同じく長谷川氏は文禄三（一五九四）年の「銀山御改」（知行改編）を銀山支配の段階的強化策の一環と論じて、朝鮮出兵に伴う増税実施と絡めて、毛利氏中枢の佐世元嘉と現地の代官衆による銀山支配体制の整備について考察された。このように毛利氏の石見銀山支配に関しては特に近年、着実に研究の蓄積が見られるといえよう。

一方で毛利氏がどのように地域社会と接したのかという点は、松岡美幸氏が「吉岡家文書」を活用しつつ考察されている^④。松岡氏によれば、毛利輝元

支配期の銀山役人（六人衆）には現地の商人らが被官として取り込まれており、六人衆が運上納入の総責任者とされたこと、その下部には銀山・温泉津における有力者と思われる人物が諸役の納入請負人となったこと、請負人たちは「組」と呼ばれる同業者組織に編成されたことを指摘して、毛利氏の現地支配の実態を論じている。松岡氏の研究は中近世移行期の石見銀山とその地域社会を考える際に大変示唆的であるが、銀山支配の分野に比べると、地域社会の内実については研究が進んでいないといえない。また、銀山周辺地域に関しては、銀山・温泉津間の流通路の問題と絡めて言及される程度であり、景観や地名から周辺地域の様相を解明された原田洋一郎氏が既に指摘されるように史料制約から一連の研究は乏しいのが現状である^⑤。

そこで本稿では昨年度山口県文書館で実施した文献調査の際に確認した、新たな史料をもとに石見銀山周辺の地域社会の実態とその変化について考察したい。今回取り上げるのは山口県文書館所蔵『五国証文』に収められている慶長二（一五九七）年二月一日付「地銭・諸役銀付立写」という史料である（本稿末尾に翻刻文を掲載）。当該史料はこれまで詳しく検討されたことがないが、後述するように慶長期の石見銀山周辺地域を知るうえで様々な情報を含んでいる。まず、第一章では当該史料の概要を見ていく。その上で次の第二章では石見銀山周辺の地域社会の内実とその変容を考察していきたいと考える。

一、慶長二年二月一日「地銭・諸役銀付立写」の検討

山口県文書館所蔵の『五国証文』は、毛利氏領国であった石見・出雲・伯耆・備後・安芸五カ国内における毛利氏関係文書を収集した史料である。このうち、巻一が石見国の文書を収めている。石見銀山周辺では川合の物部神社、温泉津の西楽寺・西念寺といった寺社を中心に中世文書が書き写されているが、温泉津の西楽寺の次に大森の田村屋忠助なる人物の所蔵文書が掲載

されている。田村屋忠助の所持した文書とされるものは合計二点で、その中に今回紹介する慶長二年の史料が含まれている。なお、このほかに天文一二（一五四三）年の大内義隆官途吹挙状写も含まれているが、今回の検討対象から外れているため、本稿末尾に翻刻を掲載するにとどめておく。

次に本史料の内容について検討してみよう。大まかな内容を見ると、屋敷の間口を基準に賦課された地銭と物資輸送に関連する税である馬役銀、酒税である酒屋役の三種類の税額が書き上げられている。最初に問題となるのは、一連の税が賦課された対象地域はどこかという点である。前欠であるうえ、本文には明確に地名が記されていない。そこで手がかりとなるのは宛所に見える五名である。先に述べたように松岡美幸氏によると、毛利氏は税徴収を有力者に委託して、各地域に「組」と呼ばれる同業者組織を編成したとされるが、そのうち宛所に見える臼井善教入道、伊藤（井藤・伊東）又右衛門尉、中富三郎右衛門尉の三名は、慶長五年当時、税徴収を請け負う有力者として確認できる^⑥。加えて、本史料内で屋敷所有者の一人として記載されている中祖淡路守についても西田・大國地域の徴税を請け負った衆中の一員として見える。さらに中祖氏は、田中圭一氏によると邇摩郡西田の輸送業者であり、温泉津の龍沢寺の建立に関与した有力者であるという^⑦。また、原田洋一郎氏によれば、中祖氏の本宗家がかつて西田に屋敷を構えており、西田地内を流れる湯里川の橋に「中祖橋」の名前があるという。同じく原田氏によれば、臼井氏についても西田地内に本宗家の屋敷があったとされる。このように宛所五名は西田の徴税を請け負った現地の有力者であり、本史料で取り上げられている地域とは邇摩郡西田に該当すると見てよい。

続いて西田に賦課された税の内容を検討してみよう。西田に賦課された税の総額は銀二貫一五二匁五分である。ただし、このうち宛所五名の屋敷に賦課された地銭二九匁は免除されたため、実質的に納入するのは銀二貫一二三匁五分であった。このうち、屋敷の間口を基準に賦課された地銭は銀二〇八匁五分、輸送関係の税である馬役銀は銀一貫九二〇目、酒税である酒屋役は

銀二四匁であり、全体の九割弱を馬役銀が占める構図となっている。西田を対象に賦課された馬役銀については、慶長五年の「子歳石見国銀山諸役銀請納書」に見える「西田ヨリ銀山迄駄賃役年中分」との関連が想定される^⑧。慶長五年の西田を対象とした駄賃役は一年に銀二九〇枚を納めることになっていた。今回の史料にみえる馬役銀も慶長五年の駄賃役と同一の税と考えてよいと思われるが、仮に銀一枚を四三匁で計算すると慶長二年の馬役銀は銀四〇枚程になる。わずか三年で七倍以上に増税されている点は不審に感じるが、この点において参考になるのが、長谷川博史氏の研究である。長谷川氏によると、文禄・慶長年間の石見銀山とその周辺では毛利氏による支配体制が強化されたが、その背景に朝鮮出兵の泥沼化に伴う軍事費の増大が存在するという。さらに慶長二年に豊臣政権は再び朝鮮半島に侵攻したが、厳しい戦況の影響で毛利氏は大規模な増税を実施し、それ以前の銀納入額は年間五〇〇〇枚であったのに対して、慶長年間には一年間に銀二〇三万枚を納入させたという。一連の長谷川氏の指摘を踏まえると、西田に賦課された税が飛躍的に増加した背景にも対外戦争に伴う増税が影響していると考えられる。

また、今回の史料に署判を加えている羽仁美濃守については、慶長二年二月に毛利輝元から美濃守の官途を付与されており、実名は元胤という^⑨。毛利元就・輝元に仕えた人物であり、文禄四年には検地奉行として出雲国造北島家領の打渡を担当するなど、実務官僚的な役割を帯びた奉行人の一人であった。本史料は前欠であるため、不完全な内容であるが、文禄四年の北島家領の検地と打渡の事例を参考にすると、今回も同様に検地と打渡を担当したと見てよいだろう。長谷川氏によれば、石見銀山の場合、文禄三〇四年にかけての「銀山御改」に伴う知行高変更と検地が実施されていた。おそらく「銀山御改」と関連すると思われるが、文禄四（一五九五）年には西田を含めた温泉三方地域の寺社領付立が作成されている^⑩。一方で今回の史料については「銀山御改」とどのように関係するのか不明だが、当主側近の奉行人による検地の実施は一連の現地支配強化策と一体であったと思われる。

最後に文書所蔵者について検討しよう。近世の大森田村屋については、石見銀山料のうち九日市組を担当する郷宿をとめていた¹²⁾。一方、熊谷家文書によれば、明治二(一八六九)年ごろに熊谷家が西田の殿居(渡利家)¹³⁾から骨董品の書画を購入した際、田村屋忠助が両者の仲介役として動いており、西田方面と何らかの関係を有していたのではないかと考えられる。また、今回の文書とは別に天文一二年の大内義隆官途吹挙状写が含まれているが、その宛所は勝屋四郎右衛門尉なる人物であった。近世の西田村で庄屋をつとめた家に勝屋家があるが、勝屋四郎右衛門尉が西田の勝屋家の先祖に該当する可能性もあろう。そうなれば、大森田村屋は西田の勝屋家とも何かしらの繋がりがあったと思われる。大森田村屋の詳細については今後の検討課題であるため、あくまでも推測の域を出ないが、西田出身の家であった可能性も十分に考えられる。

以上、本史料の概要を確認した。本史料は前欠で不完全な内容であるが、邇摩郡西田を対象とした地銭・諸役銀の一覧を書き上げた付立(打渡状カ)であった。また、署判をしている羽仁元胤は毛利氏当主側近の奉行人の一人であり、検地奉行をつとめたこともある人物であった。本史料作成の背景には、豊臣政権による朝鮮出兵が関係しており、対外戦争の泥沼化による軍費増大を下支えするための銀山支配強化策の一環であったといえる。なお、文書所蔵者の田村屋忠助については詳細が不明な点が多いが、西田の有力者と何らかの関係を有した形跡が断片的に残されており、西田地域と深い関係性を持つ家であったように見える。ただし、そのことが中世文書の所有にどのような繋がっていくのか、現時点では今後の課題とせざるを得ない。

二、中近世移行期における西田の地域社会

(一) 中近世移行期の西田地域の性格と住人

前章では慶長二年の地銭・諸役銀付立写とその概要を検討した。本章で

は、中近世移行期の西田地域の実態について考察していく。本節では、西田地域の性格とそこに住む人々の内実を検討したい。

まず、西田という地域の特徴について。これまでの研究では石見銀山で産出された銀の輸送ルートが注目されてきたが、とりわけ西田地域については石見銀山と温泉津を結ぶ中継地点に当たるとする。戦国期の西田については、天正三(一五七五)年に島津家久が鹿児島への帰路の途中で通過した際の日記に「西田の町を打過、湯津に着」とあり¹⁴⁾、当時既に町場が形成されていた。原田洋一郎氏は西田の位置づけについて温泉津と銀山を結ぶだけでなく、様々な地域と峠を介して交流が容易であり、銀山開発以前から人々や物資を集める地域の中心地であったと指摘されている。さらに慶長五年の史料には、西田から銀山への駄賃役として銀二九〇枚が納められていたとあり、その他の地域の駄賃役(銀山谷中分を除く)と比べて最も多い額であった。このように西田は銀山周辺における交通上の要地とされてきたが、今回の史料ではどうであろうか。

先に述べたように西田に賦課された税の内訳を見ると、駄賃役を指すと思われる馬役銀が全体の約九割を占めている。また、「馬百廿疋分」と記されている点からは、当地の輸送に使用された伝馬の具体的な数量がうかがえる。これらの点は交通の要衝という西田の地域性格がよく表れている。さらに地銭や酒屋役といった町場に賦課される税も存在していることから、町場を持つという地域性格もあわせて見て取れる。また、原田氏の論稿に掲載されている地図にも西田地内に「酒屋」の小字名が存在しており、中近世移行期の西田地域における酒屋の存在を裏付けている。このように今回の史料は交通の要衝で町場を持つ西田地域の性格を読み取ることができる格好の素材といえるだろう。

続いて西田の住人について検討する。当史料は地銭を賦課された者の一覧が含まれており、前欠ではあるが西田村内の屋敷所有者の状況を知ることができる。屋敷は六六カ所とあるが、実際には六五カ所分しか掲載されていない

【表1：臼井一族らの屋敷所有状況】

一族	名前	所有屋敷数	地銭負担額
中祖	弥四郎	3	10匁5分
	淡路守	2	5匁7分
	小四郎	1	1匁3分
	小七郎	1	3匁
臼井	善教	3	9匁
	弥三	2	9匁5分
	勘七	1	8匁
	清左衛門	1	2匁4分
中富	三郎右衛門	3	5匁
	理介	1	3匁7分
伊藤	又右衛門	4	18匁7分
	又三郎	2	6匁
目代	木工助	1	6匁5分
合 計		25	89匁3分

い。これは当史料が前欠であるためであろう。宛所五名とそれら一族について見ると（【表一】）、全体で屋敷二五カ所を所有していた。これは史料に掲載されている屋敷のうち約三八％を占める。一方で地銭負担額は八九匁三分で村内の地銭総額のうち約四三％を占める。これら一族以外にも複数屋敷を所持した者は確認できるが、中祖・臼井両氏は各七カ所、伊藤氏は六カ所と比較的まとまった数を所有していた。中祖・臼井両氏については同族の数も多く、村内では最も富裕な商人として活動していた点がかがえる。また、後述するように宛所五名の屋敷のうちそれぞれ一カ所分は地銭が免除されていたことも特筆すべき点であり、他の住人との大きな違いである。

このほかの住人について見ると、冒頭の勝屋肥後守は江戸期に西田村の庄屋をつとめた勝屋氏との関連が想定される。また、石田市右衛門は銀山・温泉津両地域の有力者として活動した石田氏との繋がりも考えられる。さらに石田氏と同じような存在として、かど（嘉戸もしくは賀戸）弥右衛門、もと口や（本口屋）与四郎も確認できる。嘉戸（賀戸）氏も石田氏と同様に温泉津や銀山で活動した一族であり、本口屋も銀山・温泉津双方で確認できる。

福井藤五郎は屋敷単独で見ると最も地銭賦課額が多い人物であるが、福井藤五郎は天正一七（一五八九）年の西田水上神社造営時の大工として見える。また、福井一族は西田以外でも大国・久利といった銀山膝下で活動した大工であり、その活動範囲は西田にとどまらない。なお、水上神社の棟

札によれば「福井藤五郎春統」と名乗っており、西田が毛利氏直轄領となる以前の領主吉川氏との繋がり（吉川元春からの偏諱）が考えられる。職人関係でいえば、召かち与三郎の存在も注目される。原田洋一郎氏によれば、西田とその周辺には鋳物屋が居住していたというから、鍛冶屋の存在を裏付けるものであろう。また、同じく原田氏によると、江戸期の西田には木島屋の屋号を持つ家が存在していたとされる。木嶋助八・周三郎についてはこの木島屋との繋がり十分に考えられよう。西田地内との関係でいえば、茶ゑんノ甚三郎も西田地内の小字名「茶園」との関係が想定される。加えて飯原新介も西田の南方に位置する飯原村出身と思われる。中世の飯原は西田・湯里と共に「温泉三方」と一括して呼称されていた。飯原出身者の居住という点も西田が地域の中心として人々を引き寄せていたことを示している。最後に掲載されている竹下宗源は福井藤五郎と同様に天正一七年の水上神社造営時の棟札に登場する人物である。この時、竹下宗源は「社奉行」の肩書を持ち、神社造営に関与していた。この人物も地域の有力者として見てよいだろう。

このように西田の住人からもその地域の特徴が見出せる。とりわけ石田・嘉戸（賀戸）・本口屋などといった人物は銀山・温泉津両地域との関係が深いことが考えられる。これらの人物の居住は両地域の中間に位置する西田の地域的性格を反映したものといえよう。また、召かちや福井氏の記述は西田地内に大工や鍛冶屋が居住したことを示しており、福井氏のように西田にとどまらず銀山膝下の広い地域で活動した有力技術者の居住も注目される。住人構成からも西田が銀山と温泉津を結び中間地点として栄えると共に、周辺地域から人々を集めていた点や地域的な求心力の高さを読み取ることができるだろう。

以上のように、本節では西田の地域的特徴を検討した。諸役賦課の内容や住人構成からも西田が銀山と温泉津の中間に位置して、交通の要衝として栄えていたことがうかがえる。さらに単なる通過点ではなく、周辺地域から

【表2：水上神社棟札に見える西田の間屋層】

	慶長19年	元和5年	寛永11年	寛文4年	寛文7年	元禄元年
臼井氏	臼井善左衛門	臼井善左衛門	臼井神九郎			
中富氏		中富為三老	中富為三老			中富三右衛門
中祖氏		中祖神三郎、 同甚右衛門				
伊藤氏		伊藤宗吉	伊藤五郎左衛 門尉			
目代氏				目代吉兵衛	目代作右衛門	

人々を呼び寄せていたように西田自体が地域的な求心力を持っていたのである。その中にあって宛所に見える五名とその一族は最も富裕な商人層に属する人々であることを確認したが、様々な人々が住む西田の地域社会の中でいかなる位置づけであり、そして近世初期を迎えるにあたってどのような変化したのだろうか。次節で検討したい。

(一) 西田地域の上層部とその変化

先に述べたように、宛所五名とその一族はそれぞれ屋敷一ヶ所分の地銭が免除されていた。他の住人と異なる点であるが、これは毛利氏権力によって「組」に編成・把握されていたことが関係している。毛利氏は有力商人といった地域の有力者を編成して、徴税を請け負わせたことが松岡氏の研究に見えるが、本史料からは銀山役人の六人衆だけでなく、さらにその下部組織である「組」の構成員も地銭免除特権を有する存在であったことが判明する。前述のとおり、西田に賦課された諸役の大半は馬役銀であるが、中祖氏を西田の輸送業者とする田中圭一氏の指摘も踏まえると、これら五名も問屋のような流通に関与した業者集団であろう。毛利氏が流通拠点である西田を

押さえるにあたって、現地の問屋を政治的に編成して徴税を請け負わせたことが見て取れる。毛利氏と結び付いた臼井氏らはその権力機構の末端を担いつつ免税特権を得た存在であり、西田の町内でも他の住人とは異なる特別な地位にあったといえる。

一方、毛利氏時代に政治的に編成された存在はその後どのような展開を見せたのだろうか。例えば、温泉津の町衆についても毛利氏が政治的に編成していたが、これら町衆の有力者（老中）は概ね近世以降も温泉津町衆の上層部に位置する存在として活動を継続しており、町の指導者的地位にほぼ変化はない⁽²⁴⁾。西田の場合はどうだろうか。

西田の場合、近世初期にかけて水上神社の造営が度々実施されており、西田の住人の名前が見える棟札が残されている（【表二】）。棟札には臼井・伊藤・中祖・中富・目代といった諸氏が「本願」や「施主」として見える一方で西田の村役人と思われる「組頭」「肝煎」などといった表記も並列して記されている。「本願」といった肩書は造営事業への資金拠出者を指しているようだが、村の指導者層と明確に書き分けられている点には注意したい。つまり、両者は重複する存在ではない。近世の庄屋は勝屋氏がつとめていたが、本史料の宛所に見える者たちとは異なる。また、近世の棟札にみえる勝屋氏以外の村役人も異なる家の者たちがつとめており、臼井や中祖といった者たちは一部の例外を除いて見えない。さらに寛文年間の目代氏などを除くと、一七世紀半ばまでに臼井氏らの名前は棟札上から消滅していく。もちろん原田洋一郎氏が指摘されるように、近代に至っても臼井・中祖氏が所有する土地が存在していたようであるから、村内から完全に消滅したわけではないが、毛利氏時代の地銭免除特権を含めて社会的に有力な地位は徐々に減退し、一七世紀半ば以降には引き継がれなかったと見てよいだろう。

なぜ臼井氏らが棟札上から消えていくのかという背景は判然としないが、臼井氏らが輸送に関係する問屋集団であった可能性から推測すると、銀山衰退に伴う物資輸送の減少が影響しているのではないかと⁽²⁵⁾。一七世紀初頭の最盛

期以降、徐々に石見銀山では銀の産出量が減少していった。依然として温泉津は銀山への物資水揚げ港や北前船の寄港地として栄えたため、西田を経由した物資輸送の途絶までは至らないが、毛利氏撤退後の政治的特権の喪失に加えて、銀山衰微による物資輸送量の減少が西田の間屋層に与えた打撃は相当なものがあったのだろう。近世に入ってすぐに消滅するのではなく、銀産出量が減少するとされる寛永年間末期以降、徐々に棟札上から消えていく様子はそれを如実に物語っていると考えられる。

以上、本節で述べたように西田の地域社会における上層町衆のうち、問屋集団は毛利氏側によって政治的に編成されていたが、その社会的地位は近世には引き継がれなかった。近世初期の西田村の指導者層と臼井氏らのグループは重複しておらず、臼井氏らは銀山衰微に伴う物資輸送量の減少に伴ってその勢力を減退させていった。これは温泉津の町衆との大きな相違点であり、西田の地域的性格がもたらした特徴といえよう。

おわりに

本稿ではこれまで注目されてこなかった史料を紹介しつつ、邇摩郡西田を素材として銀山膝下地域の様相やその変化を検討した。本史料からは中近世移行期の西田が流通上の要衝であった点を改めて確認できるほか、様々な職種の人々が集まる地域の中心地であった点も指摘できる。さらに本史料の宛所に見える人々はこれまでその実態が不明であった「組」と呼ばれる毛利氏の徴税機構の下部を担った集団であった。そしてこれらの人々は近世初期にかけて政治的特権を失うだけでなく、銀山衰微による物資輸送量の減少によりその勢力を減退させていったのである。

このように中近世移行期の銀山周辺地域には、少なくとも西田のように近世初期にかけて地域社会の上層部の入れ替わりや衰退といった事態が生じていた地域が存在している。今後の課題としては、中世から近世にかけての連

続面・不連続面の双方に留意しつつ、毛利氏から江戸幕府へといった支配者の交代を含めて地域的な変容を確認していく作業が求められているように思われる。なお、本稿では推測に頼った点や十分に検討できなかった点も多い。これらについては今後の課題としていきたい。

【翻刻】山口県文書館蔵『五国証文』巻一所収「田村屋忠助」所蔵文書

【凡例】

- 一、文書の掲載順は『五国証文』掲載の順序に従った。
- 一、■は判読できなかった文字を指す。また、推測可能な場合には右横に（ ）を挿入し注記した。
- 一、抹消部分は二重線を引いて表した。
- 一、紙継目にあたる部分は「-」で示した。

(一) 慶長二年二月一〇日「地銭・諸役銀付立写」

(前欠)

(紙継目) - - - [印]

屋敷壱所	銀三匁	勝屋 肥後守
	銀貳匁七分	式部 源左衛門
	貳匁五分	おかミ 与三左衛門
	三匁五分	後谷 十郎左衛門
	貳匁九分	石田 市右衛門
	三匁八分	後谷 四郎左衛門
	四匁	茶々んノ 甚三郎
	五匁	柳原 幸兵衛
	五匁八分	岡原 次郎四郎
	六匁八分	■ 又右衛門
	[印]	
	五匁四分	同人抱
	参匁貳分	山崎 与十郎
	参匁五分	臼井 弥三

	八匁	臼井 勘七
	四匁五分	かと 弥右衛門
	八匁貳分	福井 藤五郎
	六匁五分	目代 木工助
	三匁	丹後々家
	三匁	西ノ 又二郎
	三匁五分	同 四郎右衛門
	[印]	
	貳匁八分	福田 弥五郎
	貳匁五分	杉原 善七郎
	貳匁	もと口や 与四郎
	貳匁貳分	ゆう 孫二郎
	壹匁五分	木嶋 助八
	五分	召かち 与三郎
	五分	木嶋 助八抱
	四匁貳分	山本 甚二郎
	三匁七分	中富 理介
	三匁三分	中間や 新四郎
	[印]	
	三匁三分	■ 助三郎
	三匁	福田 与三五郎
	四匁	中祖 淡路守
	壹匁三分	同 小四郎
	貳匁四分	臼井 清左衛門
	三匁	中祖 小七郎
	三匁	銀子 善左衛門

	壹匁七分	中祖 淡路抱
	貳匁	善教抱
	貳匁三分	木嶋 周三郎
	壹匁五分	伊東 又右衛門抱
	壹匁貳分	岡原 二郎介抱
	四分	柳原 幸兵衛抱
	五分	茶急ん 甚三郎抱
	七分	市右衛門抱 三郎左衛門
	壹匁三分	其抱 四郎次郎
	六分	おか 与三左衛門抱
	四分	式部 源左衛門
新市分	六匁	神田 惣左衛門
	五匁七分	臼井 弥三
	五匁	伊東 又右衛門抱
	貳匁	伊東 又三郎
	四匁	同人抱
	貳匁五分	中祖 弥四郎
	四匁五分	同人抱
	壹匁三分	中富 三郎右衛門抱
	貳匁五分	同人抱
	壹匁貳分	同人抱
	貳匁七分	臼井 善教抱
	[印]	

	四匁三分	同人抱
	貳匁八分	飯原 新介
	五匁	山本 八郎
	六匁四分	竹下 宗源
	以上屋敷六拾六ヶ所 大小共	
	[印]	
	一、銀貳百八文目五分 [印]	右地錢
	内	
	六文目五分	目代屋敷
	八文目〃	臼井屋敷
	三文目七分	中富屋敷
	四文目〃	中祖屋敷
	六文め八分	井藤屋敷
	以上	
	残而百七拾九匁五分	御藏入
	一、銀■貫九百貳拾目〃 [印]	市中
	[印]	
	馬役銀、但前々	
	御定辻馬百廿	
	疋分	
	酒屋役、但	
	年中分	
	一、銀貳拾四文目 [印]	
	以上貳貫百五拾貳匁五分定	
	内	
	貳拾九文目〃 右五人屋敷分	
	除之	
	定錢貳貫百貳拾三文目五分定 [印]	

御倉納

以上

慶長二

羽仁 (元胤 印)

十二月十日

美濃守判

〔印〕

臼井善教入道殿

中富三郎右衛門尉殿

中祖弥四郎殿

井藤又右衛門尉殿

目代木工助殿

印如此

〔印影〕

(二) 天文二年二月一六日「大内義隆官途吹挙状写」

若狭守所望事、可令挙敷奏之状如件、

大内義隆ノ

天文十二年二月十六日 判

勝屋四郎右衛門尉殿

〔注〕

- (1) 秋山伸隆「戦国大名毛利氏の石見銀山支配」(岸田裕之編『中国地域と対外関係』山川出版社、二〇〇三年)。なお、本稿では引用する論文・書籍の副題は省略している。
- (2) 本多博之「毛利元就の温泉津支配と輝元の継承」(『日本歴史』七四三号、二〇一〇年)。
- (3) 長谷川博史「毛利氏支配下における石見銀山の居住者たち」(池享・遠藤ゆり子編『産金村落と奥州の地域社会』岩田書院、二〇一二年)。なお、本稿で引用する長谷川氏の見解は本論文に拠る。
- (4) 松岡美幸「一六世紀末期における毛利氏の石見銀山支配と鉾山社会」(石見銀山歴史文献調査団編『石見銀山関係論集』島根県教育委員会、二〇〇二年)。なお、本稿で引用する松岡氏の見解は本論文に拠る。
- (5) 原田洋一郎「石見銀山周辺における「町」を持つ村に関する基礎的研究」(『東京都立産業技術高等専門学校研究紀要』四号、二〇一〇年)、同『近世日本における鉱物資源開発の展開』(古今書院、二〇一一年)。※特に第五章第一節「石見銀山の盛衰と銀山周辺地域」。なお、本稿で引用する原田氏の見解は本論文・著書に拠る。
- (6) 慶長五年十一月一八日「子歳石見国銀山諸役銀請納書」(『吉岡家文書』一五号)、同年同月同日「石州銀山諸役未進付立之事」(『吉岡家文書』一六号)。いずれも石見銀山歴史文献調査団編『近世初期石見銀山史料集』(島根県教育委員会、二〇〇六年)所収。
- (7) 田中圭一「記録に見る初期石見銀山」(石見銀山歴史文献調査団編『近世初期石見銀山史料集』島根県教育委員会、二〇〇六年)。なお、本稿で引用する田中氏の見解は本論文に拠る。
- (8) 前掲注(6)「吉岡家文書」一五号。
- (9) 慶長二年二月一日「毛利輝元官途書出」(『山口県史料編中世三』所収「羽仁家文書」九号)。
- (10) 文禄四年二月二五日「羽仁右衛門尉佐木浦付立」(『大社町史料編古代・中世』二四二九号)、同年同月同日「羽仁右衛門尉打渡状」(『大社町史料編古代・中世』二四三〇号)。なお、慶長二年二月以前の羽仁元胤は「右衛門尉」を名乗っていたことが分かるため(前掲注(9)「毛利輝元官途書出」)、この人物は元胤を指していると見てよい。
- (11) 文禄四年十一月一日「湯三方村寺社領付立写」(『東京大学史料編纂所影写本「竹内文書」三・四号』)。
- (12) 石見銀山料の郷宿については、原宏「天領の郷宿」(『季刊文化財』一一号、一九七三年)、同「石見銀山御料の大森町郷宿と郷宿田儀屋文書について」(『島根県文化財調査報告第九集』島根県教育委員会、一九七四年)、岩城卓二「御用」請負人と近世社会」(

- 『国立歴史民俗博物館研究報告』第四七集、一九九三年）など参照。
- (13) 大田市教育委員会寄託「熊谷家文書」箱番号B42所収。
- (14) 例えば、西田の水上神社所蔵の棟札には庄屋として勝屋氏の名前が登場する（宝暦十一年八月「水上神社本殿造宮棟札」など）。なお、水上神社の棟札については『世界遺産石見銀山遺跡の調査研究』五号掲載の翻刻または島根県教育委員会保管の写真版を参照した。
- (15) 『中務大輔家久公御上京日記』天正三年六月二十五日条。
- (16) 前掲注(6)「吉岡家文書」一五号。
- (17) 邇摩郡波積本郷を拠点とする海上勢力の石田氏については前掲注(2)本多論文、目次謙一「石見銀山周辺の「海城」について」（『西国城館論集Ⅰ』中国・四国地区城館調査検討会、二〇〇九年）など参照。筆者も石田氏関係文書の史料紹介を行ったことがある（拙稿「熊谷家文書所収の石田主税助宛て中世史料写について」『世界遺産石見銀山遺跡の調査研究』八号、二〇一八年）。
- (18) 嘉戸（賀戸）氏については「高野山浄心院姓名録」（「上博多屋上野家文書」）に銀山地内の住人として複数名確認できる。なお、これら嘉戸氏との系譜的な繋がりは不明だが、邇摩郡波積南村・嘉戸家の文書群を古代出雲歴史博物館が購入している。当史料に含まれている中世文書の写しについては別稿で紹介する予定である（拙稿「島根県立古代出雲歴史博物館蔵「嘉戸家文書」所収の中世史料写」『世界遺産石見銀山遺跡の調査研究』九号、二〇一九年）。
- (19) 本稿では前掲注(3)長谷川論文で当史料をもとに整理検討された表を参照した。また、人や物資の出入を管理した口屋番所を指す「本口屋」は慶長五年に銀山・温泉津双方に置かれていることが見える（前掲注(6)「吉岡家文書」一五号）。
- (20) 天正一七年「水上神社造宮棟札」、同年二月二日「水上神社造宮棟札」。前者の棟札には一族の福井備後守と共に大工として列記されている一方、後者の棟札には「大工福井藤五郎春統」と単独で記載されている。
- (21) 大国の石見八幡宮については、吉川元春が大檀那として造宮に関与した際の棟札に「大工福井備後■」とある（■は判読不能、翻刻は『石見銀山遺跡総合調査報告書』第六冊掲載分を参照）。久利八幡宮については久利を本拠する国衆・久利氏が大檀那をつとめて造宮を実施した天正八年の棟札に「大工福井藤原朝臣安重」とあったという（島根県立図書館蔵謄写本「桜井宮見聞古伝誌」）。なお、大國・久利ともに邇摩郡内に位置しており、銀山に隣接する膝下地域である。
- (22) 天正一七年二月二日「西田水上神社造宮棟札」。
- (23) 天正一七年「水上神社造宮棟札」には「社奉行竹下宗源入道」、同年二月二日「水上神社造宮棟札」には「大檀那藤原朝臣広家」の右横に「本願源朝臣宗源入道」と記載されている。
- (24) 温泉津町誌編さん委員会編『温泉津町誌中巻』（温泉津町、一九九七年、七一頁）。原田洋一郎氏も温泉津の多田家文書の解題で温泉津の老中について触れられている（前掲注(6)『近世初期石見銀山史料集』八九〜九四頁）。また、温泉津の港湾機能や問屋等については仲野義文「銀山と周辺地域の近世集落と交通」（島根県教育委員会ほか編『石見銀山街道綱々浦道・温泉津沖泊道調査報告書』島根県教育委員会、二〇〇四年）など参照。
- (25) 寛永一五年の邇摩郡小浜村が納めた馬札役について述べた史料には「此近年銀山衰微仕ニ付、駄賃一円無御座候」とあり、銀山への物資輸送量の減少が記されている（寛永一五「二六三八」年七月二七日「御請中小浜馬札役之事写」『重田家文書』E26）。なお、この史料ならびに物資輸送量の減少については仲野義文氏のご教示を受けた。記して御礼申し上げます。

石見銀山遺跡テーマ別調査研究報告書 4

編 集 島根県教育委員会・大田市教育委員会

発 行 島根県教育委員会

〒690-8502 松江市殿町1番地

島根県教育庁文化財課世界遺産室

TEL0852-22-5642

<http://www.pref.shimane.lg.jp/sekaiisan>

発行日 平成31（2019）年3月29日

印 刷 有限会社 松陽印刷所

